

## 第14回中央通り再編関係者調整会議 事項書

日時：令和7年1月17日（金）9：00～  
場所：四日市商工会議所 3階 大会議室

### 1 次第

1. 第13回中央通り再編関係者調整会議の振り返り（資料4）
2. 関係者との協議・調整に伴う対応（資料4）
3. 工事の進捗と周辺の開発動向（資料4）
4. デザインワーキンググループの報告（資料4）
5. 「ニワミチよっかいち」景観形成戦略（案）（資料5）
6. 「ニワミチよっかいち」利活用戦略（素案）（資料6）
7. 今後の進め方（資料4）

### 2 資料

資料1：事項書

資料2：出席者名簿

資料3：席次表

資料4：第14回中央通り再編関係者調整会議資料

資料5：「ニワミチよっかいち」景観形成戦略（案）概要版

資料6：「ニワミチよっかいち」利活用戦略（素案）概要版

別添資料1：「ニワミチよっかいち」景観形成戦略（案）本編

別添資料2：「ニワミチよっかいち」利活用戦略（素案）本編

第14回 中央通り再編関係者調整会議  
出席者名簿

資料2

令和7年1月17日(金) 9:00~  
四日市商工会議所 3階 大会議室

区分	所 属	氏 名	出 欠	随 行
有識者	早稲田大学 理工学術院 大学院 創造理工学研究所 教授	アザハ 有賀 隆	出席	
	名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授	マツモト 松本 幸正	出席	
	東京大学 大学院 工学系研究科 教授	ムラヤマ 村山 顕人	出席	
交通 関係者	近畿日本鉄道(株) 鉄道本部 名古屋統括部 施設部長	ニヘ 三重 和宣	代理 (web) 施設部 工務課 主査 牧野 修幸	
	東海旅客鉄道(株) 総合企画本部 企画開発部 担当課長	ヒライ 平井 崇士	代理 (web) 企画開発部 副長 田伏 祐貴	
	三重交通(株) バス営業部長 (乗合)	マサダ 増田 浩士	欠席	
	三岐鉄道(株) 執行役員 自動車部長	ミツ 三輪 直樹	欠席	
	三重県タクシー協会 北勢支部長 (株)三交タクシー 代表取締役社長	ナカヤマ 中林 広己	代理 三重県タクシー協会 会長 末吉 利教	
	三重県バス協会 専務理事	アヲキ 青木 周二	欠席	
市民 商工 関係者 大規模 利権者	四日市自治会連合会 会長	ヤマノ 山路 和良	出席	事務局長 大瀧 あずさ
	四日市自治会連合会 副会長	ハシモト 橋本 勝文	出席	
	榊近鉄百貨店 四日市店長	ヤマモト 山本 勝徳	出席 (web)	
	諏訪栄町地区街づくり協議会 会長	キタノ 北岡 泰爾	出席	
	四日市駅西発展会 会長	タケノ 堀木 直弘	出席	
	四日市商工会議所 専務理事	ヤマノ 山下 二三夫	出席	商工振興部長 秋田 和伸 商工振興課 石垣 照子
	四日市観光協会 副会長	ササノ 佐野 貴信	出席	
	榊ディア四日市 代表取締役	スズキ 鈴木 主計	出席	常務取締役 須藤 康夫
	近鉄グループホールディングス(株) 総合政策部 部長	キタノ 切中 義憲	出席 (web)	総合政策部 井上 貴昭
	近鉄不動産(株) 名古屋事業本部 賃貸事業部長	サトウ 菅田 輝	出席 (web)	
株式会社シー・ティー・ワイ ICTソリューション推進部 取締役部長	アノ 安達 勝也	出席	ICTソリューション推進部 ソリューション営業課 担当課長 佐野 貴規	
行政	四日市南警察署 署長	ナカニシ 中西 通	代理 交通第一課長 田中 文美	
	国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所長	トキワ 時岡 利和	出席	事業対策官 稲本 恵一 計画課 調査係長 築地 静
	三重県 県土整備部 理事	ササノ 佐竹 元宏	代理 (web) 都市政策課 課長 小野 明子	街路・公園班 技師 左橋 直也 街路・公園班 技師 上林 利雄 市街地整備班 技師 正多 聡志
	四日市市 副市長	タニ 館 英次	出席	
オブザー バー	三重県警察本部 交通部参事官(交通規制課長)	スズキ 須川 洋幸	代理 (web) 交通部 交通規制課 課長補佐 川村 知広	
	国土交通省 都市局 街路交通施設課 街路交通施設安全対策官	サカタ 崎谷 唯比彦	出席 (web)	係長 本田 悠馬
	国土交通省 中部地方整備局 建政部 都市整備課長	コノ 後藤 直紀	代理 (web) 課長補佐 加藤 練志	
	国土交通省 中部地方整備局 道路部 道路計画課長	シロノ 柴田 康晴	出席 (web)	建設専門官 伊藤 秀則 係長 鈴木 克志
	国土交通省 中部運輸局 交通政策部 交通企画課長	エガワ 江川 晃平	代理 (web) 専門官 田中 秀和	
	国土交通省 中部運輸局 三重運輸支局長	ニ 二輪 昭宏	代理 (web) 係員 小坂 和都	

事務局	四日市市 都市整備部 都市計画課	課長 鈴木 淳	出席	
	四日市市 都市整備部 市街地整備課	課長 戸本 直弥	出席	
	四日市市 商工農水部 商業労政課	課長 秦 昌洋	出席	

# 第 1 4 回中央通り再編関係者調整会議 席次表

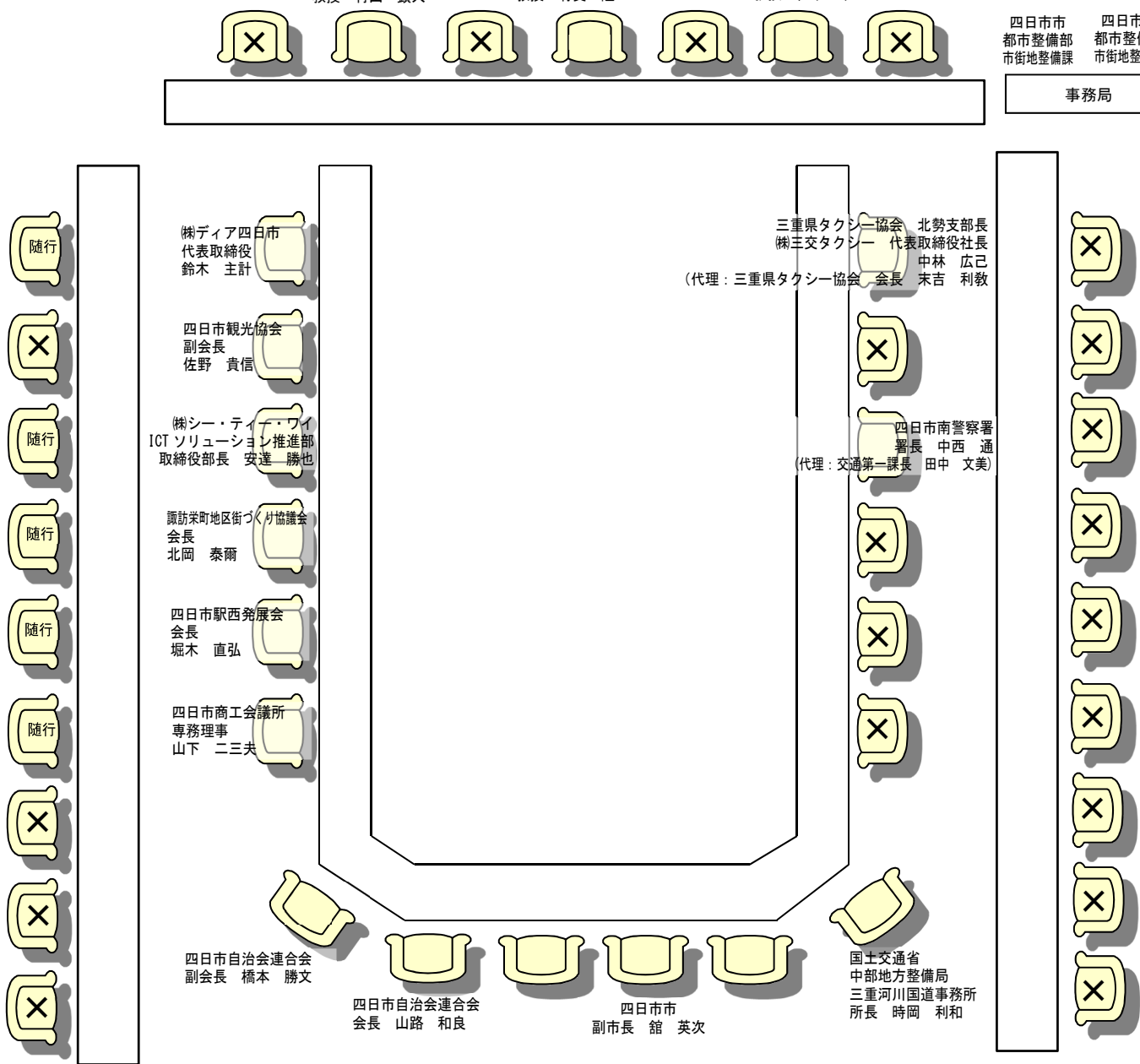
令和 7 年 1 月 17 日 (金) 9 : 00 ~  
四日市商工会議所 3 階 大会議室

スクリーン

東京大学大学院 工学系研究科 教授 村山 顕人  
 早稲田大学理工学術院大学院 創造理工学研究科 教授 有賀 隆  
 名城大学理工学部 社会基盤デザイン工学科 教授 松本 幸正

四日市市 都市整備部 市街地整備課  
 四日市市 都市整備部 市街地整備課

事務局



事務局

四日市市 都市整備部 市街地整備課

四日市市 都市整備部 市街地整備課  
 四日市市 都市整備部 市街地整備課 副参事  
 四日市市 都市整備部 市街地整備課 副参事  
 四日市市 都市整備部 市街地整備課 課長  
 四日市市 都市整備部 部長  
 四日市市 都市整備部 理事  
 四日市市 都市整備部 次長  
 国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 事業対策官  
 国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所 調査係長

事務局

四日市市 都市整備部 政策推進監  
 四日市市 都市整備部 都市計画課 副参事・計画GL  
 四日市市 都市整備部 都市計画課 公共交通推進室長  
 四日市市 都市整備部 都市計画課 課長  
 四日市市 商工農水部 商業労政課 課長  
 四日市市 都市整備部 道路維持課 課長  
 四日市市 都市整備部 道路建設課 課長  
 四日市市 都市整備部 公園緑政課 課長  
 四日市市 政策推進部 東京事務所 所長

関係者  
 関係者  
 関係者  
 記者  
 記者  
 記者

出入口

※WEB参加者については、【資料2】出席者名簿を参照

# 第14回 中央通り再編関係者調整会議

1. 第13回中央通り再編関係者調整会議の振り返り .....	P. 2
2. 関係者との協議・調整に伴う対応 .....	P. 4
3. 工事の進捗と周辺の開発動向 .....	P. 7
4. デザインワーキンググループの報告 .....	P. 17
5. 今後の進め方 .....	P. 25

令和7年1月

## 1. 第13回中央通り再編関係者調整会議の振り返り

---

1-1. 第13回中央通り再編関係者調整会議の意見への対応…………… P. 3

# 1-1. 第13回中央通り再編関係者調整会議の意見への対応

・ 令和6年7月11日に開催した第13回中央通り再編関係者調整会議における意見への対応を下記に示す

表 第13回中央通り再編関係者調整会議の意見への対応

見出し	意見		対応	備考
	連番	内容	対応方針	
(1) 第12回中央通り再編関係者調整会議の振り返り (2) 関係者との協議・調整に伴う対応 (3) 工事の進捗とデザインワーキンググループの報告				
駐輪場	1	・駐輪場の配置計画について、進捗状況を教えていただきたい	○市民公園の整備完了に合わせ、自転車等の放置禁止区域の追加指定を視野に、園内を駐輪禁止とし、湯の山線高架下駐輪場へ駐輪を誘導する。これに伴い、湯の山線高架下駐輪場の運営開始時間を8:30からと1時間前倒しすることで、利用者の利便性を向上させる。	
観光バス待機場	2	・湯の山線高架下のバス待機場に観光バスの待機を設けていただきたい	○待機場所について情報収集中	
	3	・長時間の待機が想定される観光バスについては、港側（JR四日市駅側）で待機してもらうなどの対応を検討していただきたい		
工事周知	4	・三滝通り～JR四日市駅区間北側に新設される側道が一方通行になる前に十分な周知をしていただきたい	○11/15に工事の地元説明を開催	
(4) 景観形成戦略				
中央通りの名称	5	・中央通りの名称を決めていく予定はあるのか教えていただきたい	○今後、円形デッキ等の施設の愛称を募集する等検討予定	
近鉄四日市駅高架下	6	・近鉄四日市駅高架下の歩道部のデザインはどうなるのか教えていただきたい	○今後、照明配置に留意し、他エリアと同様の設え・デザインで検討予定	
スケートボード	7	・西工区でのスケートボードによる滑走や被害があるため、対策を検討していただきたい	○特に被害の多いコンクリートベンチについて、スケートボード対策金物の設置を実施（他エリアでも滑走されない対策を実施予定）	
	8	・中央通りにスケートボードパークは設置されるのか教えていただきたい	○市役所前エリアに配置する方針で、本日、検討状況を提示	
茶畑	9	・茶畑を設置する予定の場所を教えていただきたい	○市役所前エリアに配置する方針で、本日、検討状況を提示	
維持管理	10	・車道沿いの樹木について、バスのミラーとの干渉等を避けるため、地上2～3mの高さで枝が張り出さないようにしていただきたい	○樹木の配置・向きの調整や樹種の設定など、設計の中で検討	
	11	・景観形成戦略に維持管理に関する言及がないため、追加いただきたい	○本日、景観形成戦略の修正案を提示	
沿道開発	12	・中央通りの沿道開発に対する方針について、将来的にはインセンティブや規制の緩和、補助金等による誘導が必要	○中期的な課題として検討していく	
(5) 利活用戦略				
戦略の対象範囲	13	・利活用戦略の対象範囲が四日市に閉じているが、三重県や県北勢エリアとの連携も検討していただきたい	○本日、利活用戦略の修正案を提示	
空間利活用	14	・収益事業以外の取り組みでも空間を利活用できることを記載していただきたい		
図書館	15	・新図書館を中心市街地のエリア内で考えていただきたい	○現在、市役所の北側で検討中	
行政内の部局間連携	16	・行政内の各部局間連携の進め方について教えていただきたい	○今後、部局間連携方法について検討予定（各戦略書を今後更新）	

第13回中央通り再編関係者調整会議意見

## 2. 関係者との協議・調整に伴う対応

- 2-1. 地元関係者への計画周知の状況(意見と対応方針) .....P. 5
- 2-2. 関係者協議(警察・交通事業者等) .....P. 6

## 2-1. 地元関係者への計画周知の状況（意見と対応方針）

- ・各種工事に伴う交通規制や歩行者動線等の周知を地元自治会や関係者を対象として実施

表 関係者との協議

説明会実施日	説明会対象者	説明内容
令和6年8月25日	四日市市身体障がい者連合会	第2回車道切り替えに伴う交通規制・歩行者動線等について ニワミチスポットてらす社会実験の開催内容について  （中央通り周辺自治会へ回覧 （浜田町第一から第四、西浜田町、鶉の森一丁目、九の城町、諏訪栄町南部）
令和6年9月20日	浜田地区自治会長会議	
令和6年9月25日	四日市商店連合会	
令和6年10月9日	中部地区5連合代表者会議	アーバンスポーツエリアの検討状況について 第2回車道切り替えに伴う交通規制・歩行者動線等について ニワミチスポットてらす社会実験の開催内容について
令和6年10月15日	ニワミチ社会実験 近隣企業説明会	ニワミチスポットてらす社会実験の開催内容について
令和6年11月7日	浜田地区・中央地区単位自治会長	アーバンスポーツエリア意見交換会 （主な意見） ・壁や屋根で囲い、騒音が出ないようにして欲しい ・夜間の騒音や防犯の観点から利用時間を昼間のみにして欲しい ・市役所前や裁判所前など、民家から離れた場所として欲しい ・仮設スケートボードパークでは、タバコなどのポイ捨てやまちなかでの滑走などの迷惑行為が散見されるため、パークを会員制とするなど運用方法の検討も必要
令和6年11月15日	中央地区住民	東工区（その3）住民工事説明会

- ・円形デッキVR体験会や歩行体験会を一般市民を対象に実施

表 市民への周知等

開催日	対象者	開催内容
令和6年8月3日	一般市民（大四日市まつり）	VR体験会
令和6年11月9日	一般市民	円形デッキ歩行体験会
令和6年11月18日	高校生（四日市中央工業高等学校1年生）	円形デッキ歩行体験会 VR体験会
令和6年11月28日	四日市自治会連合会	円形デッキ歩行体験会
令和6年11月29日	商店街関係者	円形デッキ歩行体験会
令和6年12月5日	近隣自治会	円形デッキ歩行体験会

円形デッキ歩行体験会



約120名を対象に歩行体験会が行われ、橋桁に設けた「みんなの夢コーナー」に子供らがメッセージを書き込んだ

円形デッキVR体験会



大四日市まつりに合わせ、四日市市総合会館に特設ブースが設けられ、VR上で円形デッキを体験できるVR体験会が行われた

## 2-2. 関係者協議（警察・交通事業者等）

- ・地元住民等（地元自治会長等36名）から中央通り再編事業に向けた要望書を受領

表 関係者からの要望

見出し	意見		対応	備考
	連番	内容	対応方針	
○地元住民等からの要望				
近鉄四日市駅東側（近鉄四日市駅東交差点～バスタ入口交差点区間）について	1	・近鉄四日市駅東側（近鉄四日市駅東交差点～バスタ入口交差点区間）において、中央通りを横断できる信号機付き横断歩道の整備を要望	○整備後の交通状況を踏まえながら、交通管理者と継続協議を続ける方針	
交通規制について	2	・中央通り再編後における駐停車違反等の交通法規遵守に向けた取り締まり強化	○駐車違反取締の継続実施（中央通り） ○バスタエリアの交通規制方法は継続協議中	

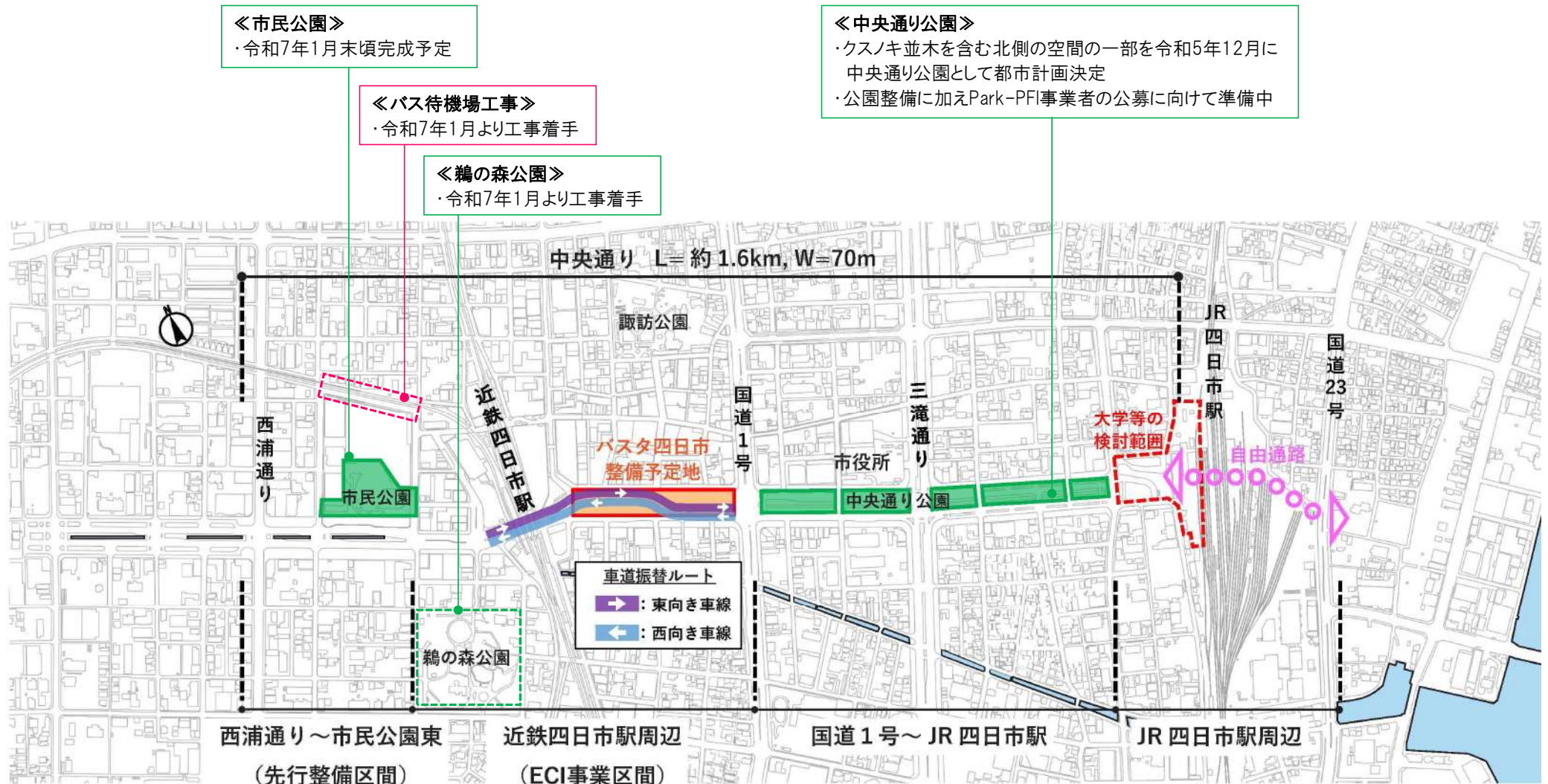
### 3. 工事の進捗と周辺の開発動向

---

- 3-1. 工事進捗の報告 ..... P. 8
- 3-2. 周辺の開発動向 ..... P. 16

# 3-1. 工事進捗の報告

## 【工事進捗状況】



《市民公園》  
 ・令和7年1月末頃完成予定

《バス待機場工事》  
 ・令和7年1月より工事着手

《鶉の森公園》  
 ・令和7年1月より工事着手

《中央通り公園》  
 ・クスノキ並木を含む北側の空間の一部を令和5年12月に中央通り公園として都市計画決定  
 ・公園整備に加えPark-PFI事業者の公募に向けて準備中

《西浦通り～市民公園東(先行整備区間)》  
 ・令和6年3月末に完成・供用開始  
 ・令和6年11月6日～27日に利活用社会実験を実施

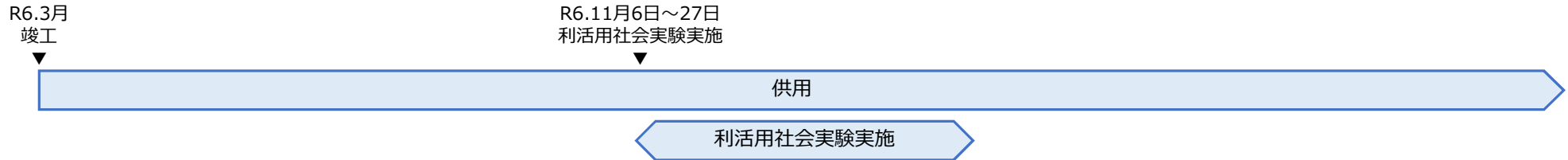
《近鉄四日市駅周辺(ECI事業区間)》  
 ・令和6年10月に第2回車道振替が完了  
 ・近鉄四日市駅東側の円形デッキ桁部分の設置を完了し、引き続き、屋根等の建築工事を進めている  
 ・国交省では、バスタ整備に係る地下駐車場出口移設工事を実施中

《国道1号～JR四日市駅》  
 ・東1期工事として、南側車道部および歩道部の道路工事を進め、令和7年3月頃完成予定  
 ・東2期工事として、令和6年10月より、北側の雨水増強管、歩道部及び側道部の工事に着手

# 3-1. 工事進捗の報告

## 【西浦通り～市民公園東（先行整備区間）の工事進捗】

・令和6年3月に竣工・供用開始した先行整備区間の状況を示す



① 四日市市民公園前の状況



R6.7月

② 社会実験開催時の状況



R6.11月

③ スケートボード迷惑滑走対策の状況



R6.11月

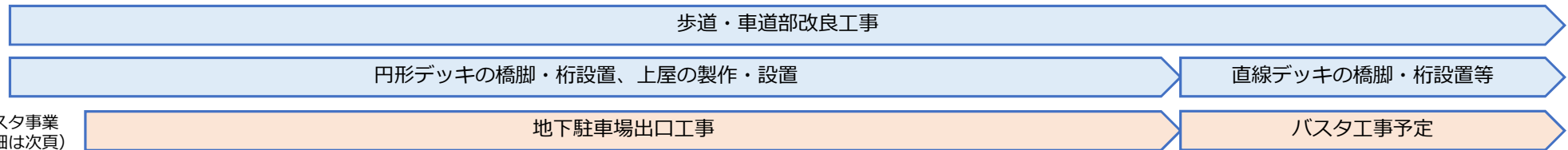


# 3-1. 工事進捗の報告

## 【近鉄四日市駅周辺（ECI事業区間）の工事進捗】

R6.10月  
(第2回車道切り替え)

R7.10月  
(第3回車道切り替え)



①近鉄四日市駅東側の状況



R6.12月

②円形デッキ橋桁の設置完了



R6.12月

③円形デッキ上屋製作状況（工場製作）



R6.11月

**現況**  
R6年8月～9月  
現在の道路状況



**切替後**  
R6年10月3日(木)早朝～  
※10月2日(水)夜間工事  
中央通り西行き車線を  
一部切り替えます

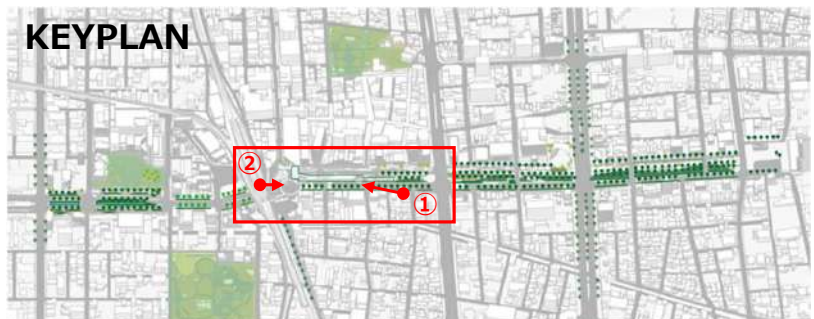


【現在の工事進捗】

- ・円形デッキ桁設置
- ・円形デッキ上屋製作

【今後の整備予定】

- ・第3回車道切替(南側車線振替)
- ・南側歩道部の整備
- ・駅西雨水管切替工事

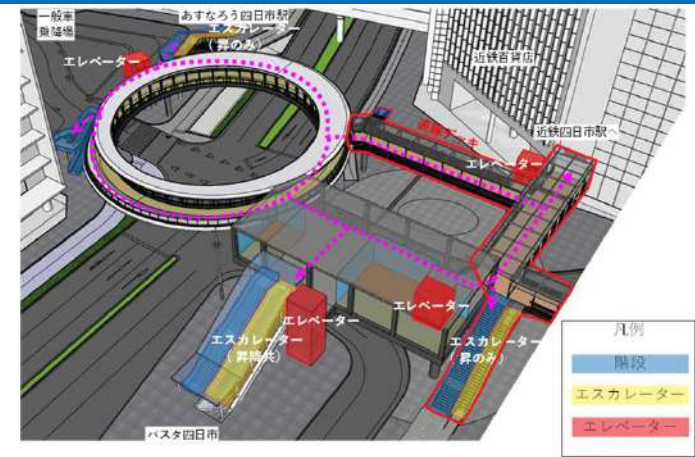


### 3-1. 工事進捗の報告

#### 【近鉄百貨店接続工事の進捗】

現在、下記計画で近鉄百貨店内の連絡通路の設計を進めており、来年度から連絡通路などの整備を進めていく予定

- ・近鉄百貨店内に連絡通路を整備し、近鉄四日市駅南口改札に連絡
- ・近鉄百貨店東側の壁を開口して2階フロアに接続し、出入口には自動ドアを整備



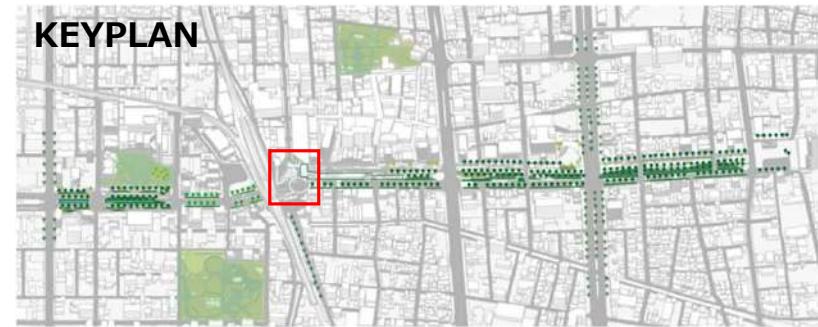
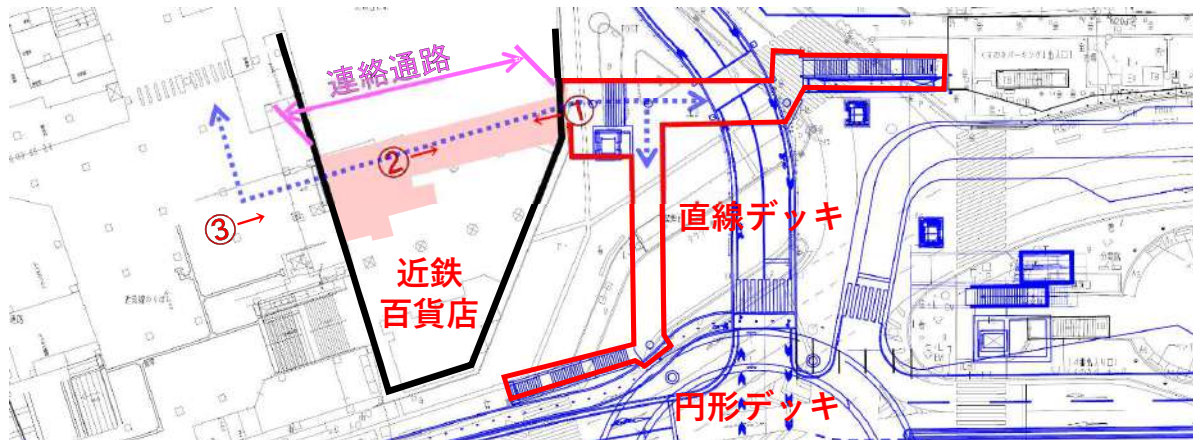
①直線デッキから近鉄百貨店への接続部



②近鉄百貨店内連絡通路部



③近鉄四日市駅構内から連絡通路への出入口

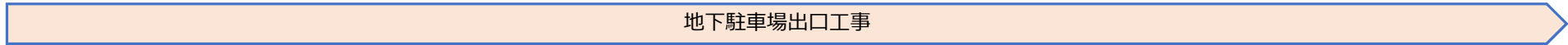


# 3-1. 工事進捗の報告

## 【地下駐車場出口移設の工事進捗】

R5.2月着工

R7.10月



①地下駐車場出口移設の工事状況



R6.11月

②地下駐車場出口移設の工事状況

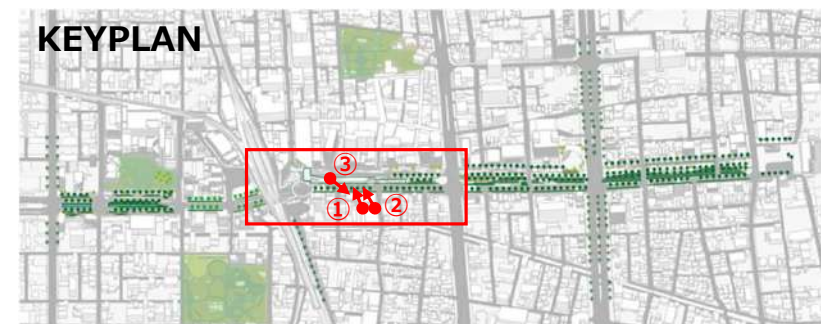


R6.10月

③地下駐車場出口移設の工事状況

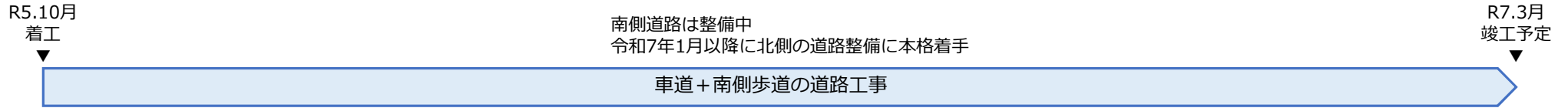


R6.11月



# 3-1. 工事進捗の報告

## 【国道1号～JR四日市駅の工事進捗】



① 国道1号～三滝通りの状況



R6.12月

② 国道1号～三滝通りの状況



R6.12月

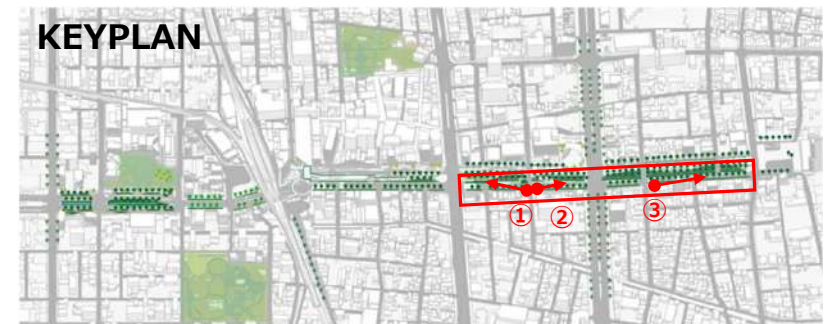
③ 三滝通り～JR四日市駅の状況



R6.12月

- 【現在の工事進捗】
- ・新植・移植高木の設置
  - ・埋設物（排水・電気等）、構造物基礎の構築
  - ・一部縁石等の整備
  - ・一部インターロッキング舗装の整備
  - ・照明柱の整備

- 【今後の整備予定】
- ・インターロッキング舗装の整備
  - ・地被植栽等の整備
  - ・休憩施設等の整備



# 3-1. 工事進捗の報告

## 【市民公園の工事進捗】

R6.1月  
着工

R7.1月  
竣工予定

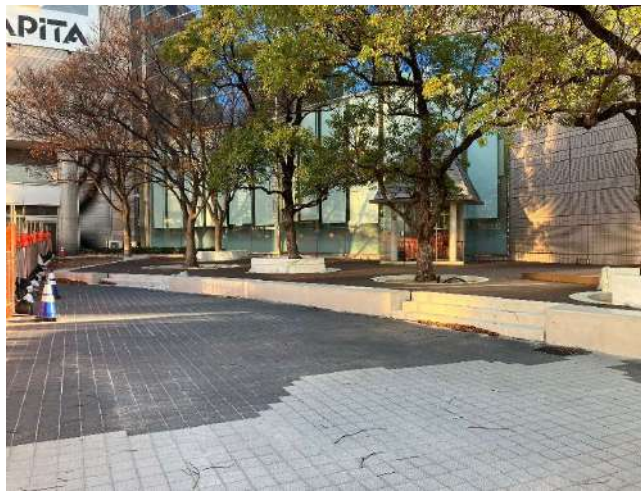


### ①市民公園内の工事状況



R6.12月

### ②市民公園内の工事状況



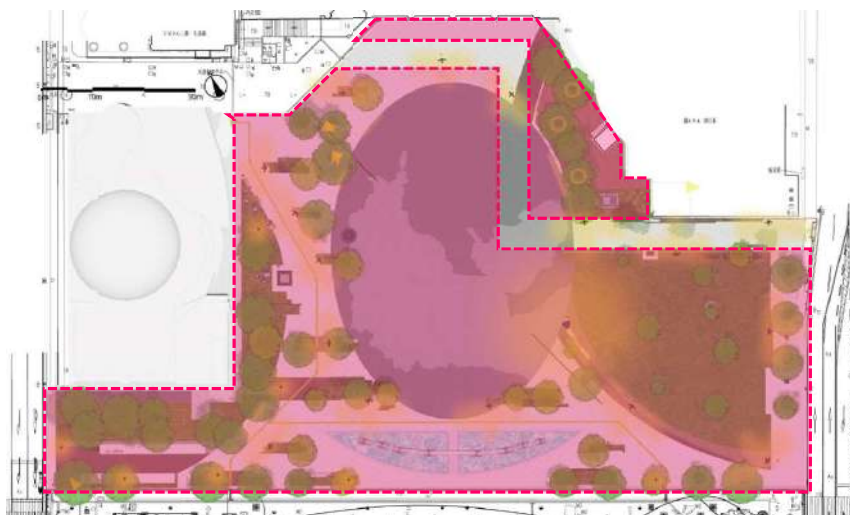
R6.12月

### ③市民公園内の工事状況



R6.12月

### 施工中の範囲



#### 【現在の工事進捗】

- ・新植高木の設置
- ・埋設物（排水・電気等）、構造物基礎の構築
- ・一部縁石等の整備
- ・ウッドデッキ周辺の整備
- ・ベンチ等の休憩施設の整備
- ・一部インターロッキング舗装の整備

#### 【今後の整備予定】

- ・インターロッキング舗装の整備
- ・地被植栽等の整備
- ・照明柱・スマートボールの整備

※市民公園の整備完了に合わせ、自転車等の放置禁止区域の追加指定を視野に、園内を駐輪禁止とし、湯の山線高架下駐輪場へ駐輪を誘導する。これに伴い、湯の山線高架下駐輪場の運営開始時間を8:30からと1時間前倒しすることで、利用者の利便性を向上させる。

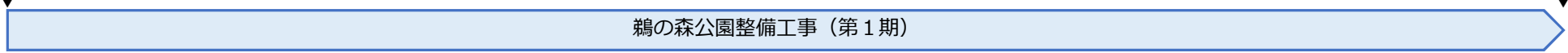


# 3-1. 工事進捗の報告

## 【鵜の森公園の工事進捗】

R7.1月  
着工

R8.2月  
竣工予定



鵜の森公園整備工事（第1期）

### ① 鵜の森公園の整備イメージ



### ② 鵜の森公園の整備イメージ



### ③ 鵜の森公園の整備イメージ



### 施工範囲



- 【今後の整備予定】
- ・準備工、撤去工
  - ・植栽工（中高木、低木・地被、張芝）
  - ・照明施設工（公園灯、庭園灯）
  - ・インターロッキング舗装の整備
  - ・遊具整備



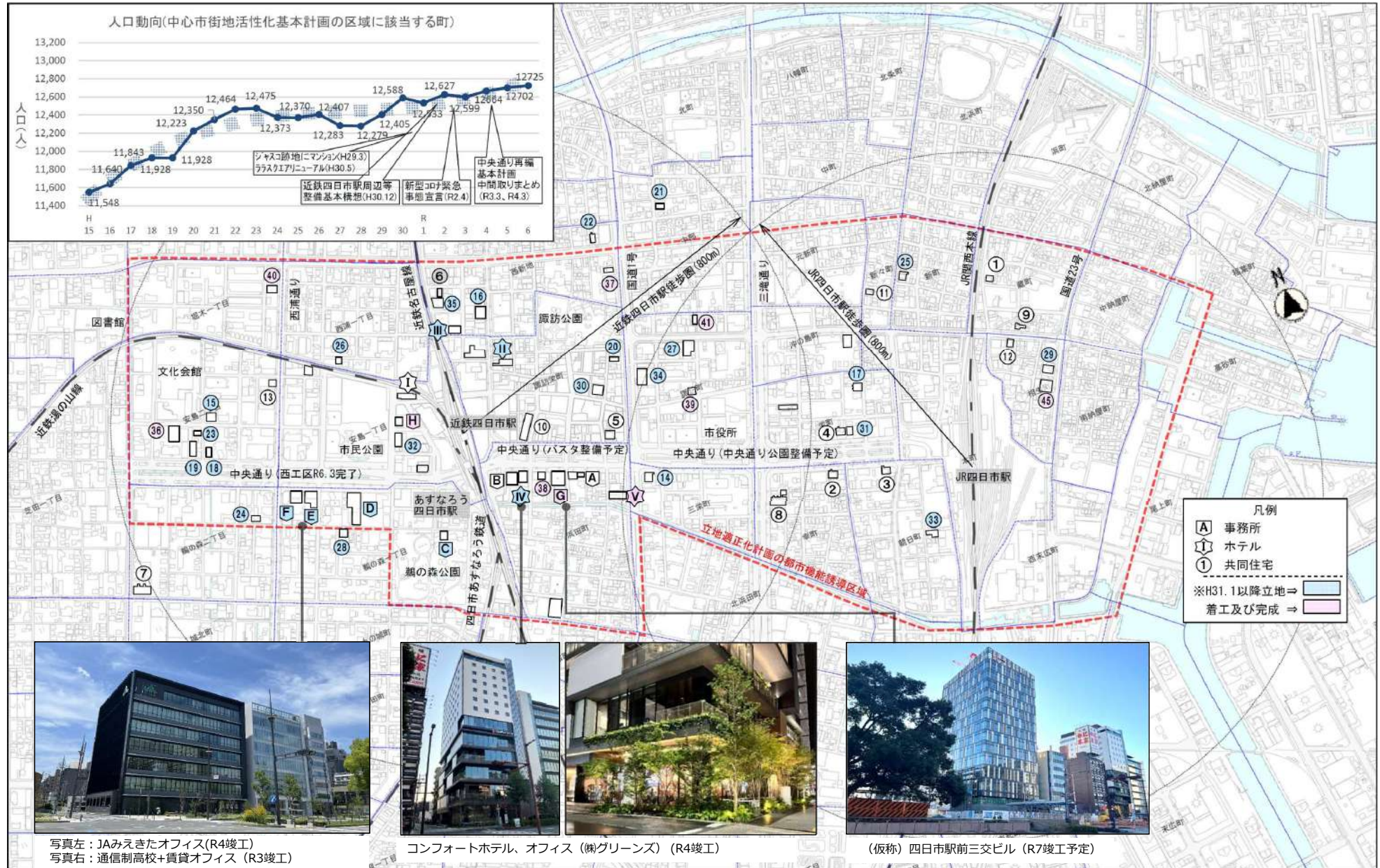
## 3-2. 周辺の開発動向

### 【中央通り周辺の開発動向】

中央通りを中心としたエリアにおける令和元年以降の建て替え棟数（令和6年12月20日時点）

- ・オフィス : 4棟
- ・ホテル : 2棟
- ・マンション : 29棟（10棟が建設中）

### ■ 中心市街地人口・土地利用動向（R6.12.20時点）



## 4. デザインワーキンググループの報告

---

4-1. デザインワーキンググループの開催状況と内容の報告 .....	P. 18
-------------------------------------	-------

## 4-1. デザインワーキンググループの開催状況と内容の報告

- 第13回中央通り再編関係者調整会議から本日までにデザインWGを6回実施し、中央通りのデザイン検討を実施  
一部バスタエリアに係る施設の扱いについても検討

		第13回調整会議 (R6.7.11)		第14回調整会議 (R7.1.17)		
	第35回デザインWG	第36回デザインWG	第37回デザインWG	第38回デザインWG	第39回デザインWG	第40回デザインWG
	R6.7.31	R6.8.31	R6.9.24	R6.10.16	R6.11.20	R6.12.18
中央通り 関連	<ul style="list-style-type: none"> <li>【中央通り公園デザイン】</li> <li>・デザイン修正案</li> <li>【ECI工区歩道部デザイン】</li> <li>・歩道部のデザイン</li> <li>・くすの木パーキング 地上施設のデザイン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【景観形成戦略】</li> <li>・戦略修正案の提示</li> <li>・グラフィック案の提示</li> <li>【利活用戦略骨子】</li> <li>・戦略骨子修正案の提示</li> <li>【Bデッキ演出照明】</li> <li>・Bデッキ演出照明の方針</li> <li>【中央通り公園デザイン】</li> <li>・中央通り公園デザイン (ステージデザイン案)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【中央通り公園デザイン】</li> <li>・各街区のデザイン</li> <li>・スケボーパークデザイン</li> <li>【ECI工区歩道部デザイン】</li> <li>・あすなろう四日市駅西口 ポケットパーク部のデザ イン</li> <li>【利活用戦略骨子】</li> <li>・戦略骨子修正案の提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【ECI工区歩道部デザイン】</li> <li>・あすなろう四日市駅西口 ポケットパーク部のデザ イン</li> <li>【景観形成戦略】</li> <li>・戦略修正案の提示</li> <li>・概要版構成たたき台</li> <li>【利活用戦略】</li> <li>・戦略骨子修正案の提示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【中央通り公園デザイン】</li> <li>・アーバンスポーツエリア の配置</li> <li>・デザインイメージ</li> <li>・デザイン修正案</li> <li>【南広場デザイン】</li> <li>・南広場のレイアウト</li> <li>・シェルターデザイン</li> <li>【調整会議資料案】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【南広場デザイン】</li> <li>・南広場のレイアウト</li> <li>・シェルターデザイン</li> <li>【調整会議資料修正案】</li> <li>・景観形成戦略（案）</li> <li>・利活用戦略（素案）</li> <li>・工事進捗、今後のスケ ジュール、中央通り公園</li> </ul>
バスタ 関連				地下駐車場の換気塔等 について		

中央通り関連の項目として議論を進めてきた下記2点について次頁以降に内容を示す

- ・中央通り公園のデザイン
- ・南広場のデザイン

※景観形成戦略と利活用戦略の内容については、資料5 景観形成戦略（案）・資料6 利活用戦略（素案）参照

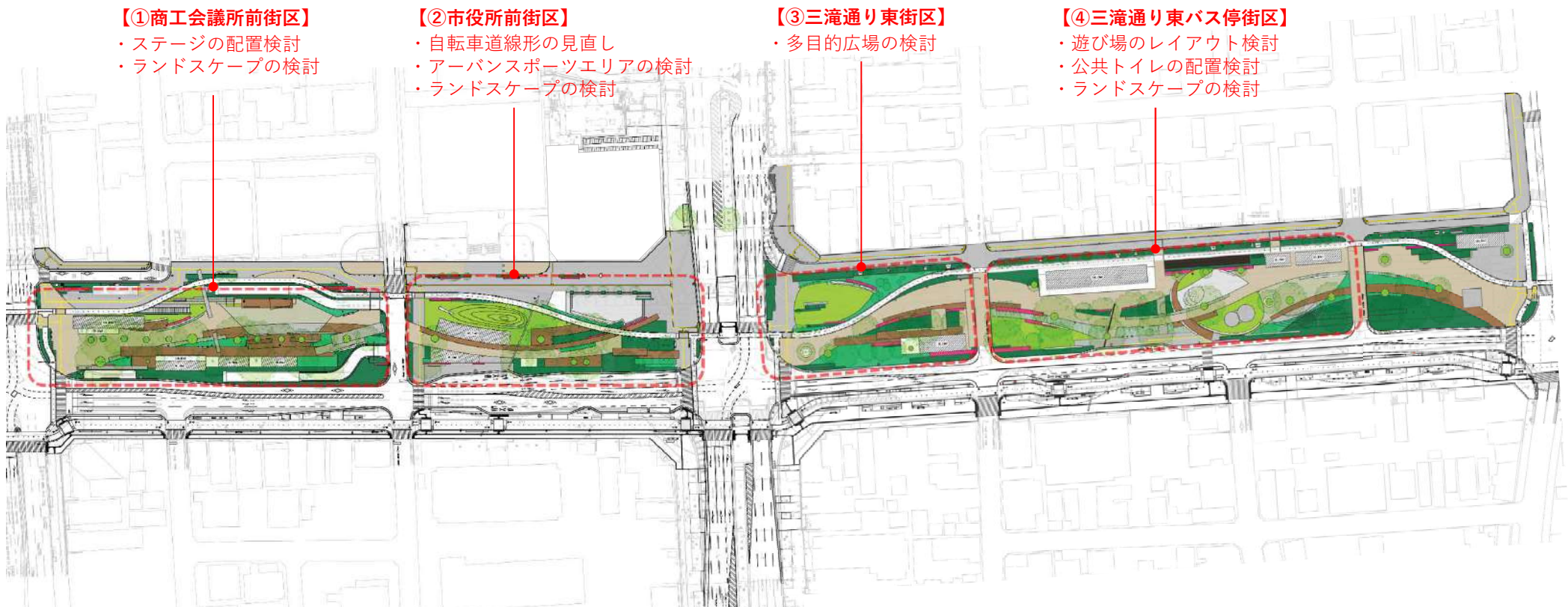
## 4-1. デザインワーキンググループの開催状況と内容の報告

### 【中央通り公園のデザイン】

- ・国道1号～JR四日市駅区間の中央通り公園部のデザインを検討
- ・次頁以降で、以下について報告

- ①商工会議所前街区
- ②市役所前街区
- ③三滝通り東街区
- ④三滝通り東バス停街区

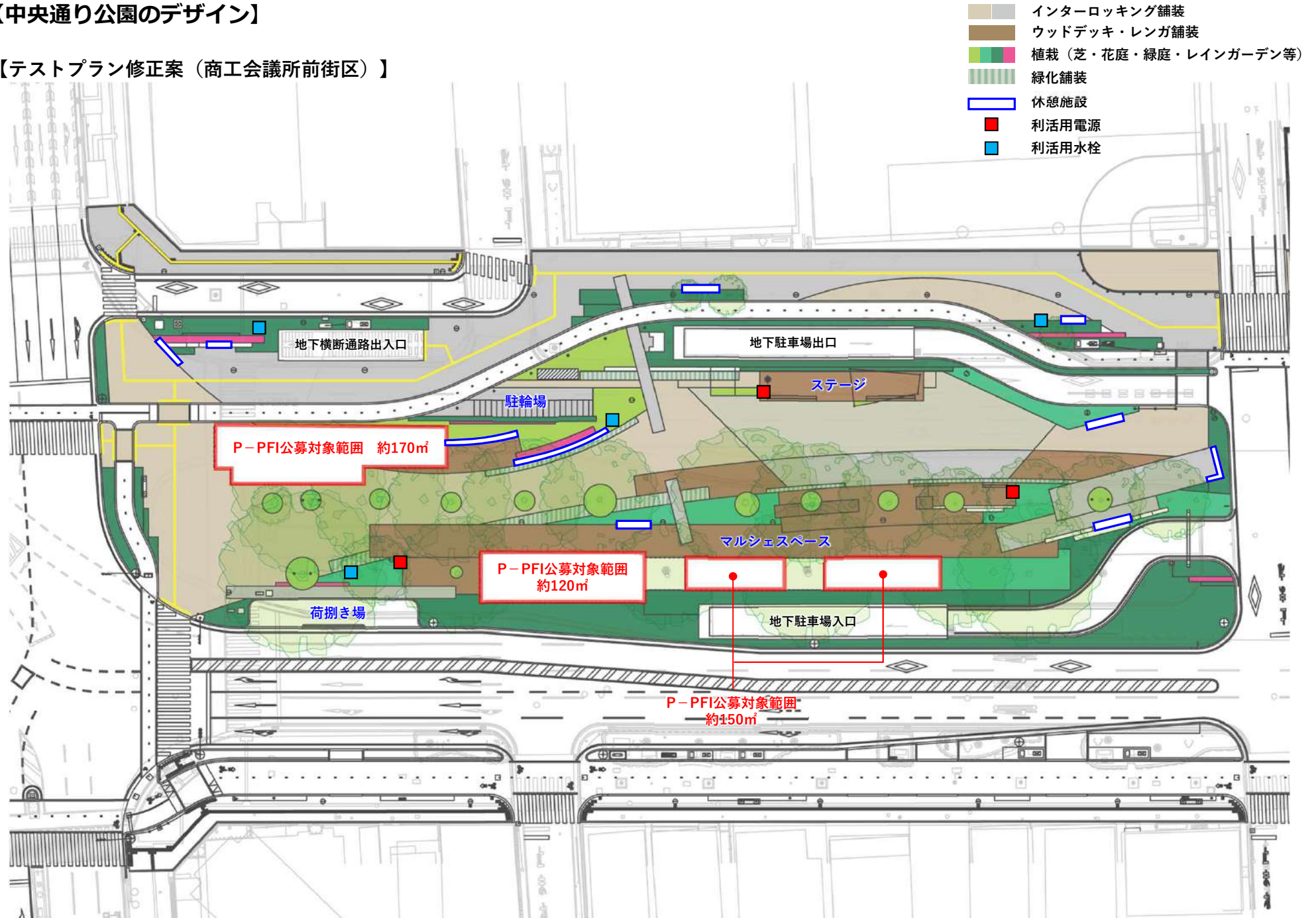
### デザインWGでの中央通り公園に関する検討内容



# 4-1. デザインワーキンググループの開催状況と内容の報告

## 【中央通り公園のデザイン】

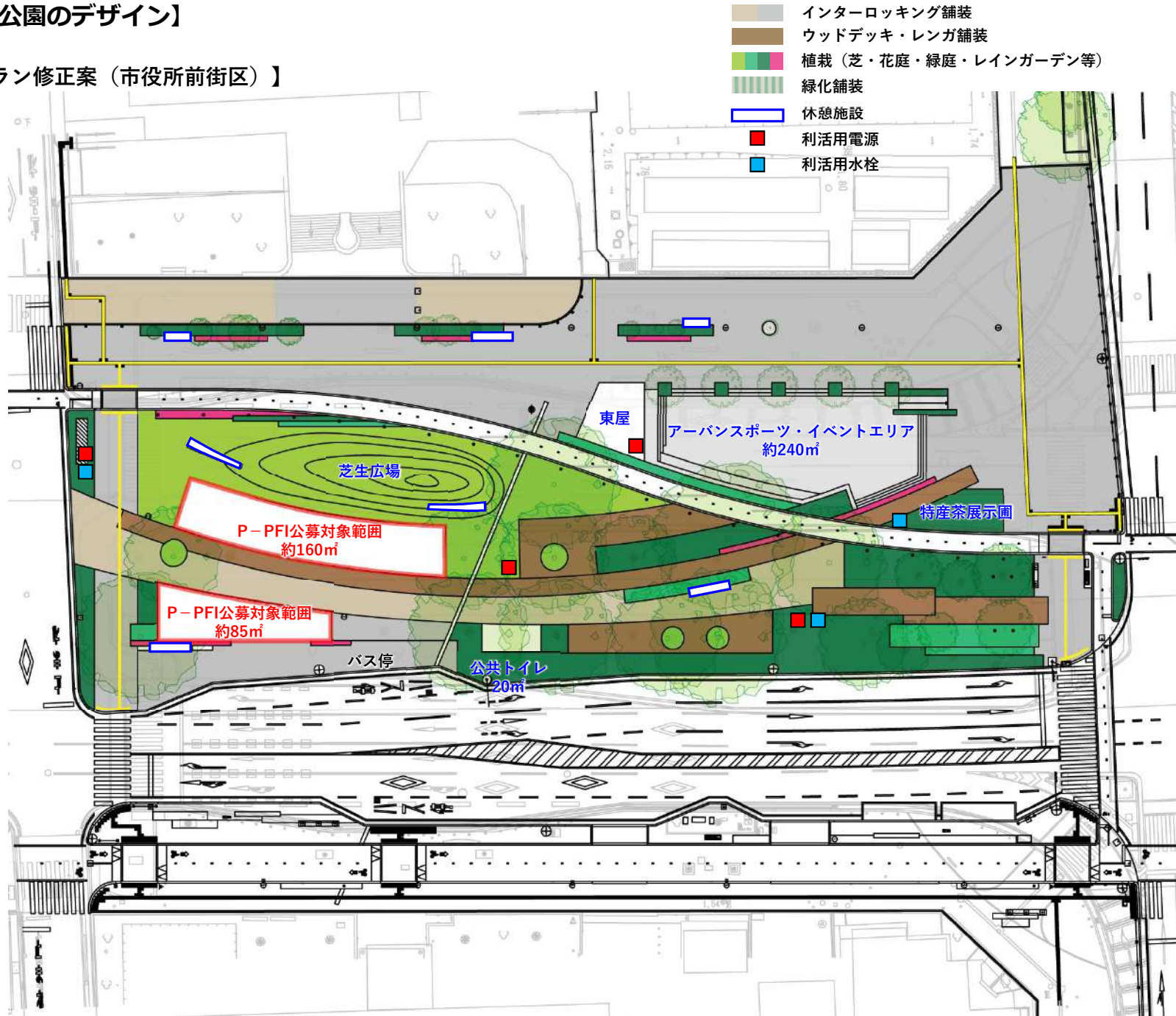
### 【テストプラン修正案（商工会議所前街区）】



# 4-1. デザインワーキンググループの開催状況と内容の報告

## 【中央通り公園のデザイン】

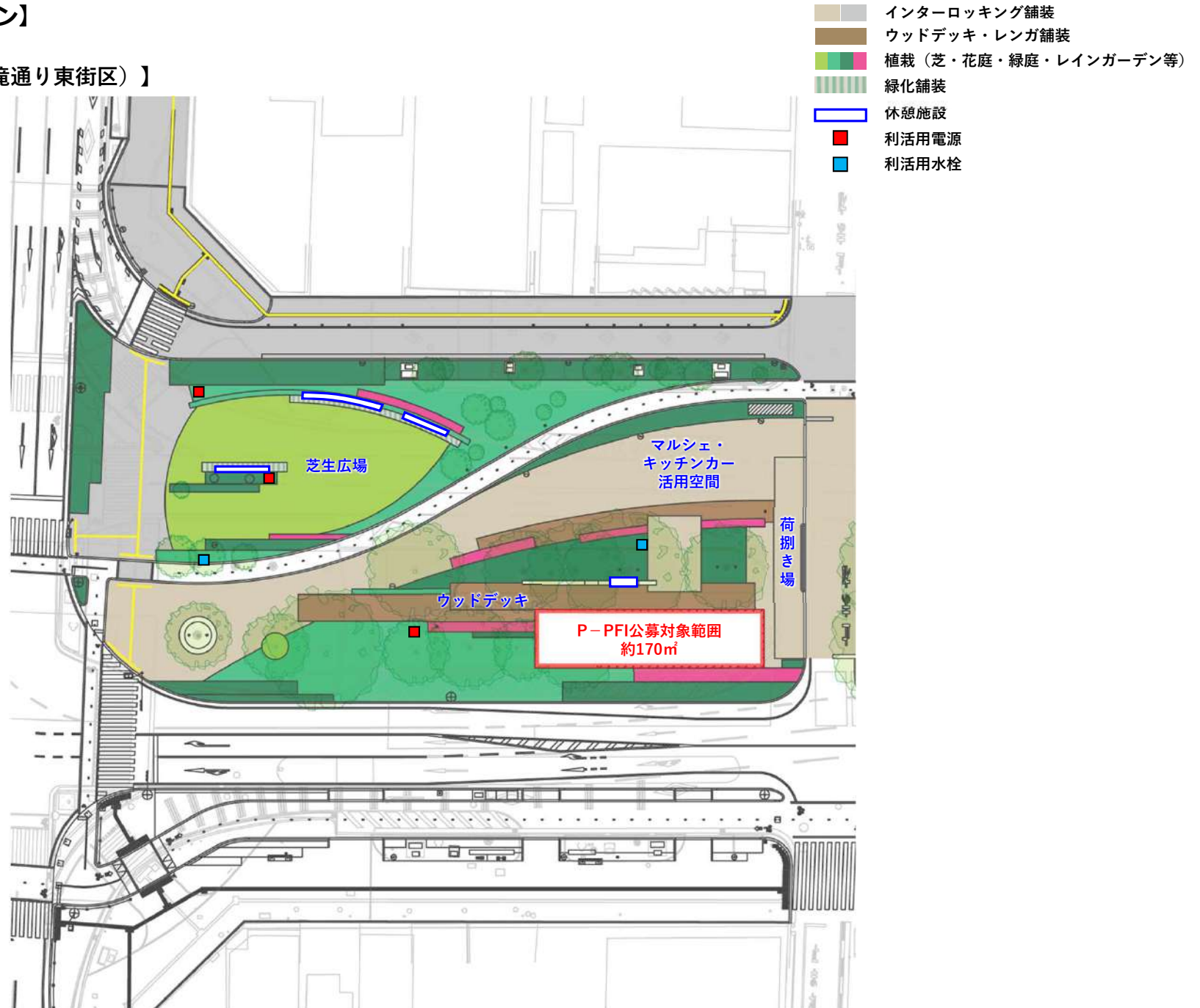
### 【テストプラン修正案（市役所前街区）】



# 4-1. デザインワーキンググループの開催状況と内容の報告

## 【中央通り公園のデザイン】

### 【テストプラン修正案（三滝通り東街区）】

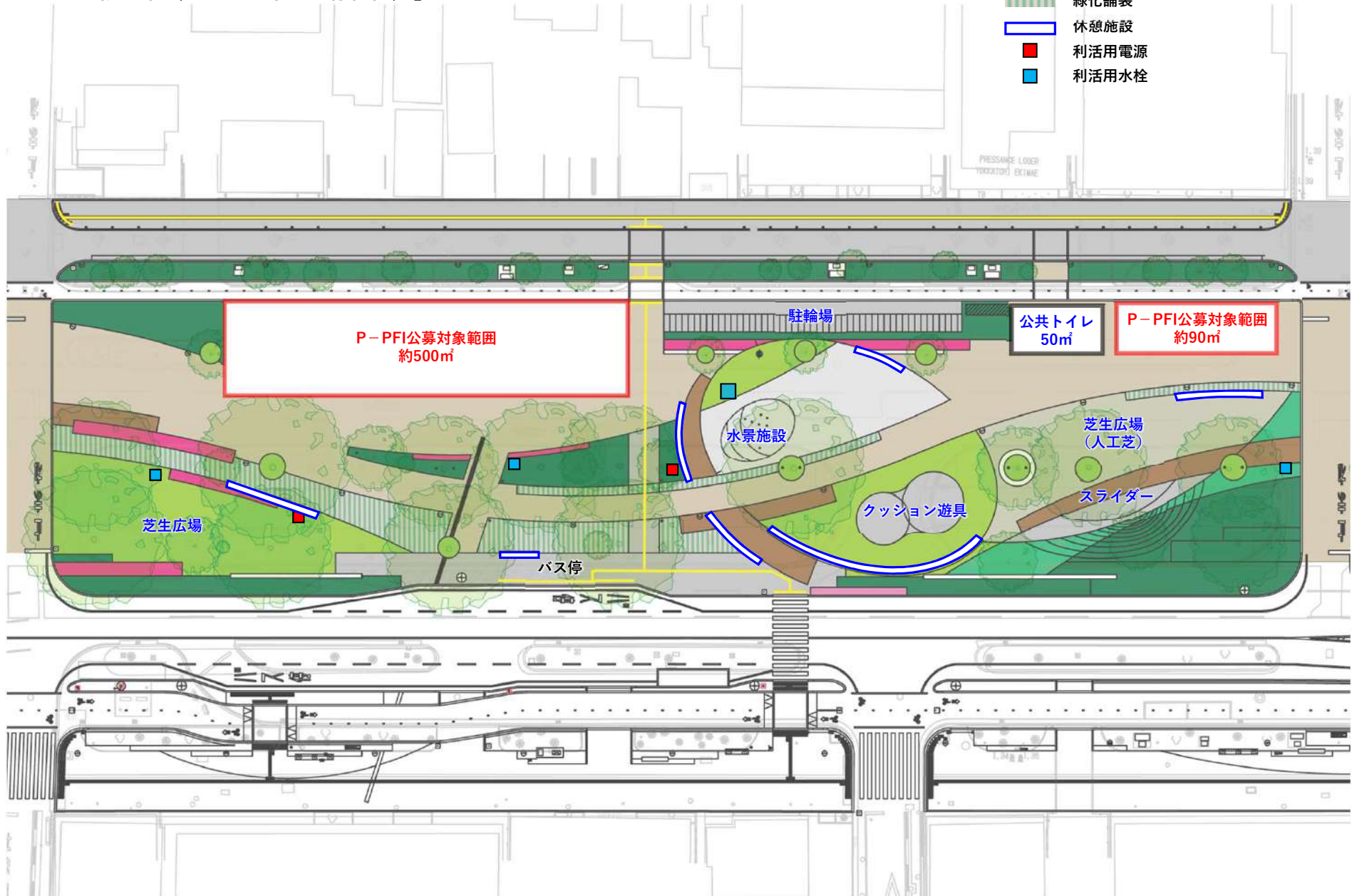


# 4-1. デザインワーキンググループの開催状況と内容の報告

## 【中央通り公園のデザイン】

### 【テストプラン修正案（三滝通り東バス停街区）】

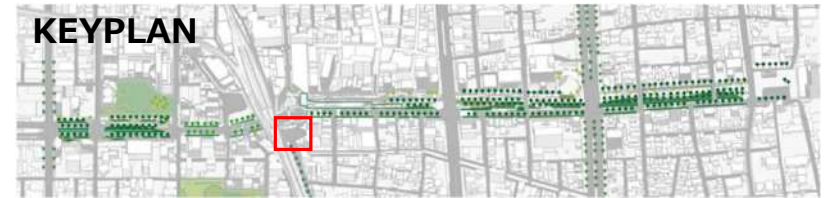
- インターロッキング舗装
- ウッドデッキ・レンガ舗装
- 植栽（芝・花庭・緑庭・レインガーデン等）
- 緑化舗装
- 休憩施設
- 利活用電源
- 利活用水栓



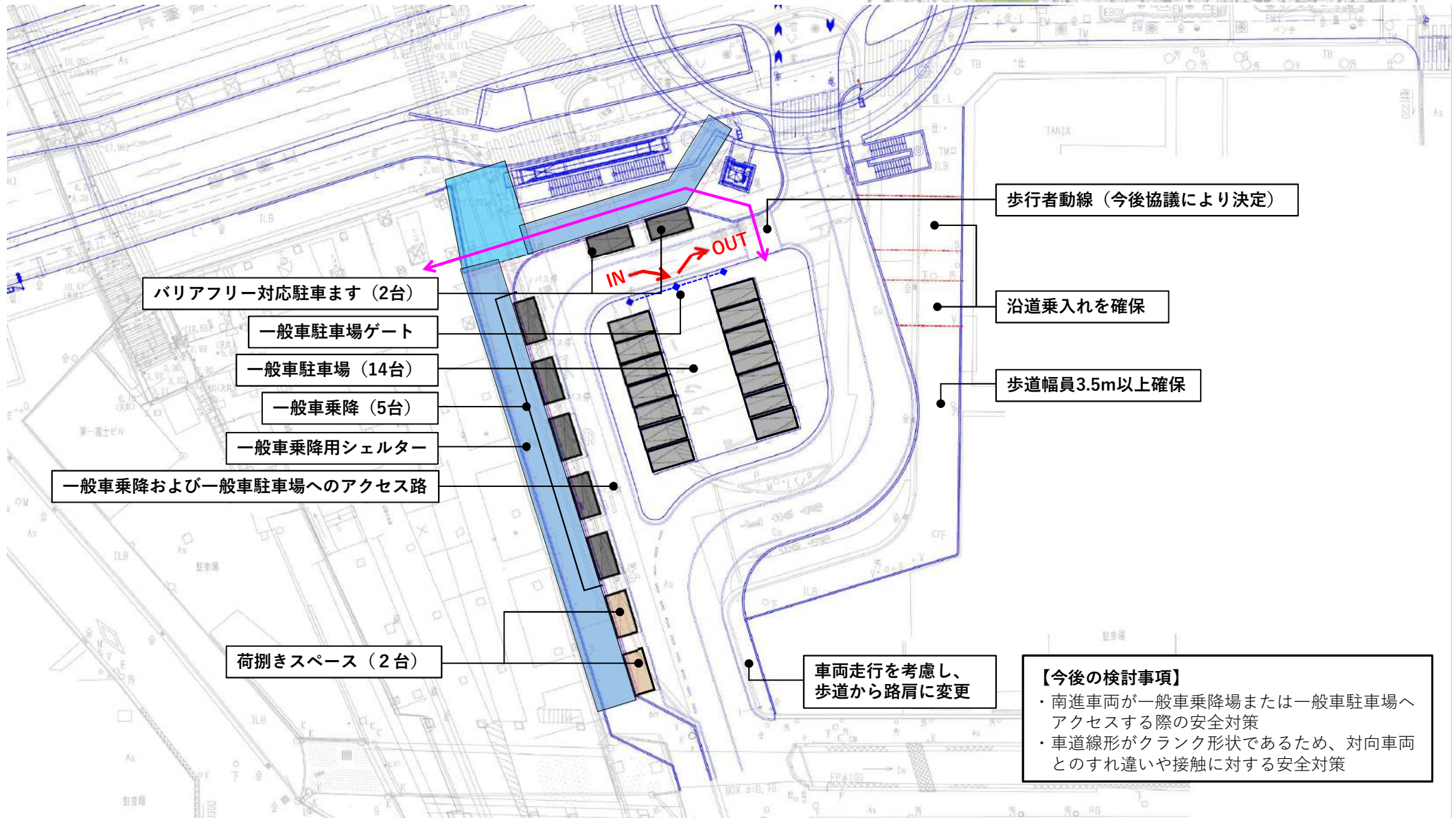
# 4-1. デザインワーキンググループの開催状況と内容の報告

## 【南広場のデザイン】

- ・ 近鉄四日市駅南広場のデザインについて議論
- ・ 広場レイアウトとシェルターデザインについて検討



## ○ 南広場のデザイン (案)



## 5. 今後の進め方

---

- 5-1. 整備後のオペレーションに向けた取り組み……………P. 26
- 5-2. 今後のスケジュール ……………P. 27

## 5-1. 整備後のオペレーションに向けた取り組み

・整備後のオペレーションに向けた取り組みとして、以下の3つを実施

- ①ニワミチスポットてらす社会実験
- ②沿道空間利用マネジメントシステムの実証実験
- ③市民公園利用開始に伴う駐輪対策

### ①ニワミチスポットてらす社会実験

**【実施概要】**

整備が完了した歩行空間において、試験的にランチタイムなどにおけるキッチンカー等の導入を行い、出店や利用状況、空間利用に係る経費や作業量等を検証するための社会実験を実施した。

**【実施主体】**

観光協会・四日市市

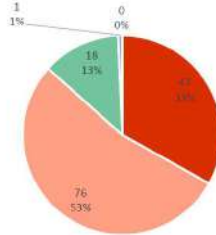
**【期間】**

令和6年11月6日～27日（月～金の昼間、金曜の夜間）

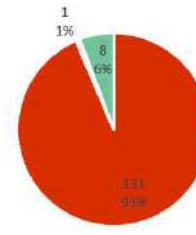
**【結果】**

- ・キッチンカー：14事業者が出店
- ・テントブース：8事業者が出店
- ・平均50～60名/日の来場者数  
（実施期間合計：推定約1,000人）
- ・アンケート調査（現地+WEB回答）：148名回収
- ・出店舗や社会実験の取り組みに対しては、8割以上の満足度・賛成を得た
- ・開催に関する周知については、SNSに一定の効果はあったものの、周知が十分でないとの意見も見られた

出店舗の満足度

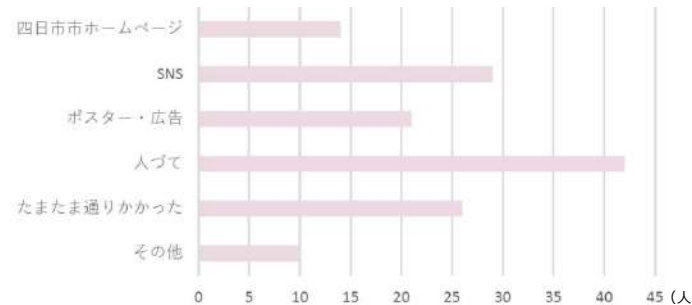


取り組みに対する意見



●とても満足 ●満足 ●どちらともいえない ●不満 ●とても不満 ●賛成 ●反対 ●どちらともいえない

社会実験を知ったきっかけ



### ②沿道空間利用マネジメントシステム実証実験

**【概要】**

3D都市モデルを活用し、歩行者空間上のオープンスペースや、まちのにぎわい創出に利用可能な未利用地などの空間情報を公開し、空間を使いたい人と空間を提供する側のマッチングを促す「沿道空間利用マネジメントシステム」を構築する。今年、中央通り周辺の道路空間等を対象にシステムを作成し、その利用に係る実証実験を開始した。

**【期間】**

令和6年4月～

### ③市民公園利用開始に伴う駐輪対策

**【概要】**

市民公園の整備完了に合わせ、自転車等の放置禁止区域の追加指定を視野に、園内を駐輪禁止とし、湯の山線高架下駐輪場へ駐輪誘導する。これに伴い、湯の山線高架下の運営開始時間を8：30からと1時間前倒し公園周辺の駐輪利用者の利便性を向上させる。また、今後の駐輪施策に向けて対策に伴う駅周辺の駐輪状況を調査する。

**【期間】**

令和7年2月～



## 5-2. 今後のスケジュール

・各種会議およびPark-PFI関連、景観形成戦略と利活用戦略の策定スケジュール

	令和5年度	令和6年度 (2024)												令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)		
	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3					
中央通り再編 関係者調整会議	第12回				第13回								第14回		第15回			
近鉄四日市駅 バスターミナル 検討部会	第10回														第11回			
デザイン ワーキング グループ		第33回	第34回		第35回	第36回	第37回	第38回	第39回	第40回			第41回					
Park-PFI関連 (事業者選定等)			業家の公表 質問受付・回答										★公募設置指針 (改訂版)公表	事業者公募・設計・工事				
景観形成戦略 策定スケジュール					景観形成戦略(案)							★ 景観形成戦略公表						
利活用戦略 策定スケジュール					利活用戦略(素案)							★ 利活用戦略公表						

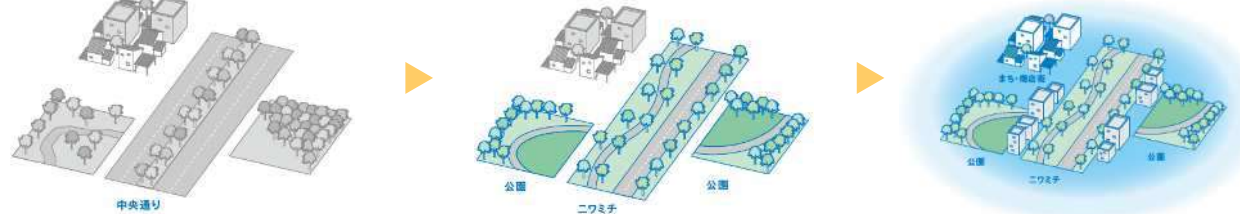
将来イメージ(JR四日市駅から四日市港をのぞむ)



“ニワミチよっかいち”景観形成戦略(案) 概要版

### 1. “ニワミチよっかいち”景観形成戦略の目的

■景観形成戦略の目的
景観形成戦略は、中央通りの空間整備に関わるデザインの目標を提示することで、異なる活用の担い手（官（国交省・四日市市）・民（複数の事業者））や異なる敷地（道路・公園）を一体的にデザインし、四日市のまちのエリアブランディング・価値向上を実現しようとするものです。



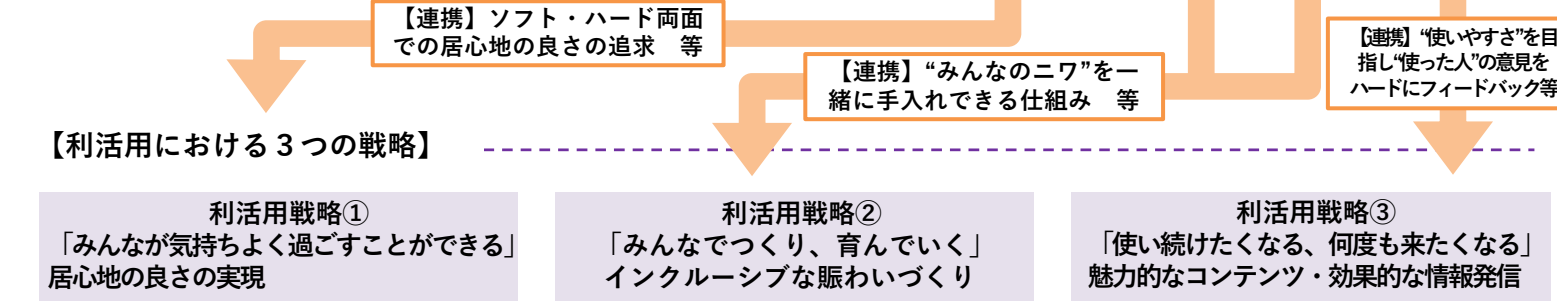
### 2. 景観形成戦略の対象範囲

景観形成戦略の対象範囲は下図に示すように、基本計画の対象範囲に中央通り沿道を含めた範囲とします。本戦略は、道路や公園等の屋外空間、建物のファサード（顔となる面）の見え方を誘導するものであり、屋内（建物内部）については対象範囲に含まないが、屋外からの見え方に影響が大きい場合は、可能な限り戦略の意図を汲み取り、設計や運用等に配慮してください。



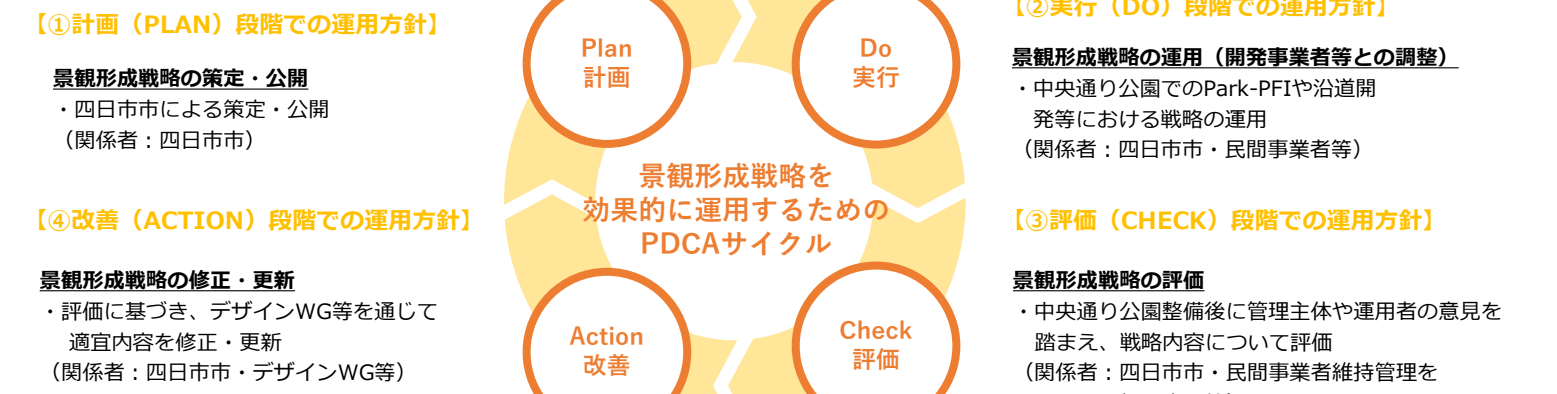
### 3. 5つの戦略

Five strategic pillars for landscape formation: 1. Urban scale: Unity and continuity. 2. Mid-scale: Promote circulation. 3. Mid-scale: High-quality design. 4. Human scale: Diverse greenery. 5. Human scale: Official-citizen synergy.



### 4. 景観形成戦略の更新

景観形成戦略は、運用を行いながら開発動向・情勢に合わせて、適宜新たなルールの追加や緩和等の更新を行います。四日市市は、景観形成戦略策定・公開（PLAN）の後、主に中央通り公園や沿道開発事業者との調整など実際の運用（DO）を通じて、目標達成の度合いや課題の把握を行い、評価（CHECK）を行った後、関係者との連携を図りつつ、適宜、戦略内容の修正や更新（ACTION）を行います。



### 5. 景観づくりの考え方（街路骨格のデザイン）

#### ■中央通りの連続性の形成

中央通りに沿った「緑」と「光」の連続性を確保し、街路骨格としての軸性を形成  
一緑の連続性は、既存の樹木を含めた高木の列植によって形成  
一光の連続性は、車道照明・歩道照明等の列柱によって形成



#### ■緑のデザイン（高木列植の方針）

- ① 既存列植は可能な限り残置する
- ② 新植樹木については季節感を演出する  
四日市らしい樹木を選定  
右記：高木植栽リスト一例



#### ■光のデザイン

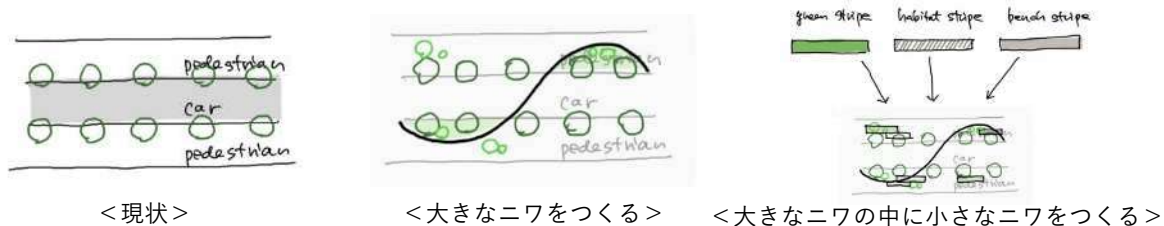
- ① 歩行者空間は電球色を基本とし、モダンな和の光を表現（2700K）
- ② 夜も安全・安心に歩くことができる（平均路面照度・均斉度の確保）
- ③ 人の居場所が図として浮かび上がる明かり



右記：歩道照明と車道照明による光の連続性の演出

#### ■中央通りの一体性の形成

大きくゆるやかな曲線で南北の分離帯による分断を解消し、中央通り全体を一体的な“大きなニワ”として設えていく  
異なる特徴をもつ3つのストライプを空間に埋め込むことで、多様な緑と人の居場所となる“小さなニワ”をつくる



### 6. 公共空間のデザイン

#### ■“ニワ”のデザイン

- 人の居場所となる多様な緑
- ① 大らかな起伏による立体的な奥行き形成
- ② ストライプにより“ニワ”と“ニワ”のつながりをつくる
- ③ 多様な環境を創出し、多様な生物の居場所をつくる
- ④ レインガーデンによる雨水流出抑制



#### ■舗装のデザイン

- 骨格を形成する舗装（地と図の舗装）  
地と図の舗装は、形状・色彩・素材・仕上げおよび舗装敷設パターンに変化をつけ、領域を形成
- 「ニワ」を形成する舗装  
ベンチ等の休憩施設と合わせて「ニワ」の歩道舗装を設えることで、歩行者動線と滞留空間の空間的な分離を図り、居心地の良い滞在の場を設える  
（緑化舗装・レンガ舗装・ウッドデッキ）



#### ■ストリートファニチャー（景観形成戦略で掲載される項目は以下）

- ・ 座り場（ベンチ等）：ストライプを形成する蛇籠ベンチ、木材ベンチ、コンクリートベンチのデザインの考え方
- ・ 照明・スマートポール：歩道照明、車道照明、庭園灯、アップライト、スマートポールの配置とデザインの考え方
- ・ サイン・屋外広告物：サインのグラフィック、配置、表示内容、屋外広告物の配慮事項、サインデザインの考え方
- ・ 安全施設等：横断防止柵、車両用防護柵、進入防止柵、ポラードの配置とデザインの考え方
- ・ モニュメント等地物：既設・新規モニュメント、景石、分電盤等のデザインの考え方

### 7. 公共空間のデザイン（公共空間内建築物のデザイン）

中央通り公園に整備される建築物を想定してデザインルールを記載

#### ■形状

- ① 矩形などシンプルなシルエットとし、過度な装飾は行わない
- ② 屋内だけでなく、屋外の滞留空間の創出にも寄与するデザインとする
- ③ 荷捌き等の乗り入れについては、中央通り公園の正面に可能な限り設けないこととし、やむを得ない場合は、中央通り公園の正面からの見え方に配慮する
- ④ 階段等の手摺については、縦線を基本とする
- ⑤ 庇（ひさし）等を設け、オープンスペースとの間に縁側的な中間領域を可能な限り確保する
- ⑥ 室外機等設備機器については、可能な限り建築ボリュームと一体化させ、シンプルな建築外形を崩さないよう配慮する
- ⑦ 北側壁面および南側壁面については、まちづくりの連続性に配慮し、可能な限り“裏側”と見えない形態とする



#### ■色彩

- ① 無彩色をベースカラーの基本とする（無彩色に近い色彩範囲とする（彩度2以下））
- ② エリアのデザインに合わせて効果的なアクセントカラーを取り入れる（彩度6以上）

【四日市市景観計画の適合対象となる大きさの建築物】；景観計画に準拠しつつ、色相範囲は上記に準拠することを推奨

#### ■素材・仕上げ

- ① まちの縁側となるバッファゾーンについては景観へ配慮した設えとする
- ② 周辺との調和に留意し、木材を積極的に利用する
- ③ 多様な緑化手法を取り入れた設えとする
- ④ 質感を感じる仕上げを極力採用する



### 8. 景観維持のための工夫や補修・復旧ルール

整備後、日常時の利用や沿道開発等により、景観が損なわれることの無いように、中央通りの景観維持を目的としたルールを記載

#### ■景観維持のためのエリア設定と誘導

アーバンスポーツとの棲み分けを行い、日常利用・滞留のための空間では右に示すような工夫を行う

#### ■歩道補修・復旧ルール

歩道部の掘り返し後の歩道復旧については、原則、原形復旧とする



### 9. 沿道建築物等のデザイン

中央通りの整備に伴い沿道開発が促されることで、沿道はもとより周辺地域へと、さらなる賑わいの創出や都心居住の増加が期待されます。その実現に向け、まちなみの在り方についても検討を進めつつ、新たな再開発における協議や調整を通して今後、適宜景観形成戦略に追記を図ります。

#### ■望ましい沿道建築物等のデザイン

ニワミチよっかいち基本計画で掲げるコンセプトやデザイン方針と連動した一体感のある中央通りを目指し、中央通り沿線での開発における望ましい沿道建築物等のデザインについて、以下に3つ示す

#### ①低層部の賑わい施設

中央通りに面した建築物低層部には、利活用と連動した空間活用として、日影をつくる庇やオーニング、テーブルやベンチ等の設えの導入が望ましい

#### ②回遊性向上に寄与する滞留空間

中央通りに面した建築物低層部に、歩行者が滞留・休憩できる滞留空間を導入することによって、歩行者の回遊性向上と中央通り全体での賑わい創出が期待される

#### ③豊富な植栽・緑化

新たな再開発においては、低層部への賑わい施設・回遊性向上に寄与する滞留空間の機能や、緑と連携した設えの導入が望ましい



お問い合わせ先 四日市市 都市整備部 市街地整備課 三重県四日市市諏訪町1番5号（本庁舎4F）  
電話番号：059-354-8200 FAX 番号：059-354-8404

「ニワミチよっかいち」活用戦略(素案) 概要版

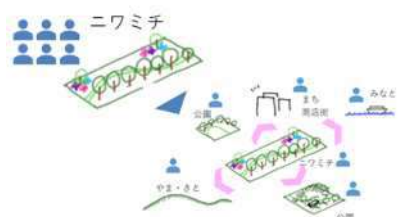


1. 「ニワミチよっかいち」活用戦略の目的

■活用戦略の目的

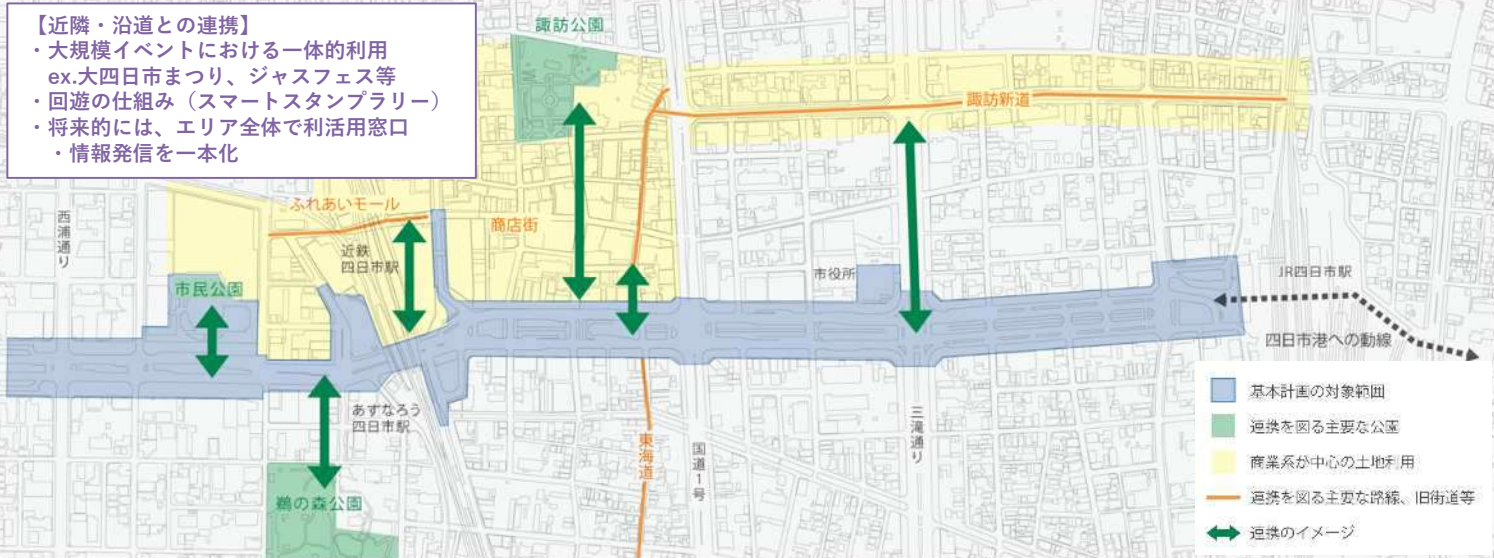
中央通りが歩行者中心の空間へと大きく変貌し、官民連携による公共空間の管理運営や賑わいづくりに向けてコンセプション制度やPark-PFI制度が導入されることを契機として、歩行者利便増進道路制度の活用等も視野に、四日市の賑わいづくりに関わる関係人口を増やしながら以下の4つの狙いを達成し、質の高い空間の利活用を持続的に行うことを目的とした戦略です。

- ①それぞれの空間活用の担い手が連携して取り組むまちのエリアブランディング
②ニワミチからまち、さと、みなとへのまちづくり・賑わいの波及
③ニワミチをまちづくりの総合拠点化し、東海エリアにおける西の中核都市へ
④更なる賑わいづくりに向けた商店街、沿道、周辺公共施設との連携



2. 活用戦略の対象範囲

活用戦略では、商店街や公園をフィールドとするまちづくり活動との連携も含め、空間活用の担い手(官(国・市)・民(複数の事業者))間の連携を図る体制づくりを目指します。さらに、官民連携のもとで構成するまちづくり主体で、イベントや観光情報等の情報発信、中心市街地でのPR、企業誘致等に取り組み、市内の「まち・さと・みなと」を結ぶ役割を果たすとともに、広域的なまちづくり活動との交流や連携を図ります。



3. 利活用の体制

まちづくり主体に求められる以下の機能を担う(仮)ニワミチよっかいちまちづくりパートナーズ(以下、NYP)を設置し、官民連携でニワミチの一体的なマネジメントを行います。

※商業・観光・情報に係る政策を担い公共施設の管理者としての役割を担う四日市市が、ニワミチに関わるそれぞれの主体間の調整の場として設置

※市の関連部局に加え、これまでのまちづくり活動や商店街との連携、バスタ四日市の運営等を踏まえ、既存のまちづくり団体が参画

■ NYPの設置による利活用体制

○NYPが主体間の連絡調整役になることで、官民連携でのニワミチの一体的なマネジメントや利活用が可能となる

○NYPが窓口機能となり、利活用に関する情報発信やモニター啓発、イベント時の来場者のアクセス方法・誘導等の実施・調整が可能となる

○NYPが、特定の主体の利益ではなく公益を追求し、まちづくりに資する利活用を前提とした調整を行うことで、四日市のまち全体の活性化につながる

■ まちづくり主体に求められる役割

1. 公共空間利用調整・エリアマネジメント促進機能

- ①公共空間利活用促進・調整業務
②まちづくり主体間連携調整業務
③まちなかスペースの利活用支援業務

2. 観光情報発信機能

- ①観光情報発信業務
②公共空間活用を含む、中心市街地の観光振興・プロモーション業務

3. スマートシティ実装化機能

- ①公共空間での取得データの情報管理業務
②各種データの編集・発信業務

4. 活用戦略の使い方

賑わいづくり・利活用を通じたまちづくりの狙いを見据えて、活用戦略は、以下のPDCAサイクルを通して継続的に改善していきます。

活用戦略と景観形成戦略は、相互に連携した戦略とすることから、内容の更新にあたっては、必要に応じて連動した更新を行います。

【①計画(PLAN)段階での運用方針】

活用計画の立案

- ・NYPは活用戦略に沿って年間の活用計画を策定する
・活用計画の中には検証可能な評価指標を組み込む

【④改善(ACTION)段階での運用方針】

改善点の検討と反映

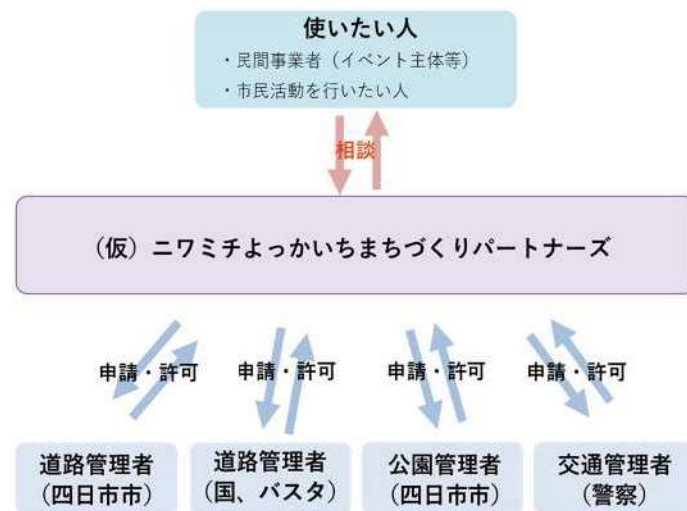
- ・③での評価結果に基づいて、改善すべき点を検討する
・短期的、あるいは長期的な改善点を、次回計画や活用戦略そのものにフィードバックする
・継続的なPDCAサイクルにより、まちづくりの取り組みを継続的に改善していく(活用戦略)

■ NYPの窓口機能

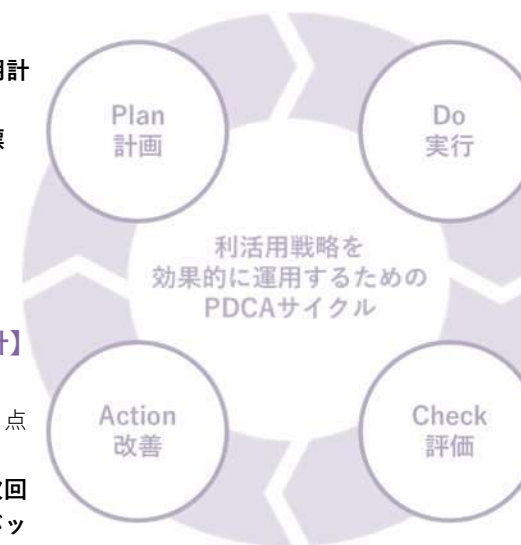
対象エリアは、使用する制度が多岐に渡ることから、使いたい人にとってハードルになる可能性が高い

利活用を促進するため、(仮)ニワミチよっかいちまちづくりパートナーズが一括して窓口機能を担い、手続の簡素化を図る

<ニワミチにおける手続き(将来像)>



<活用戦略の更新イメージ>



【②実行(DO)段階での運用方針】

活用計画の実行

- ・計画に基づいて、実際に空間を利活用する
・どのようなシーンが展開されているかを記録し、問題が発生した場合には、計画や戦略に捉われずに柔軟に対応する

様々な利活用主体との連携

- ・様々な「利活用主体」と連携し、プロジェクトを進める

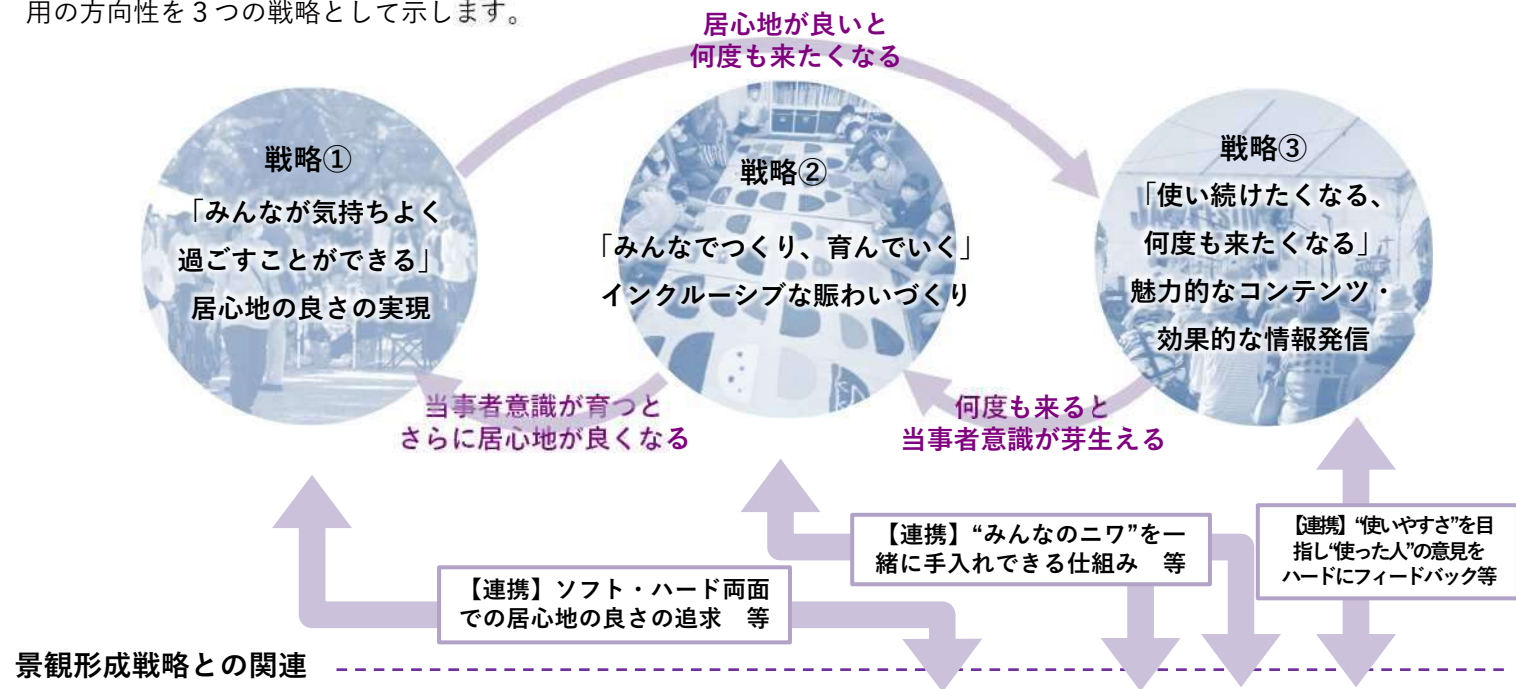
【③評価(CHECK)段階での運用方針】

実行結果や戦略そのものの評価

- ・実行結果の記録を作成する
・評価指標に基づいて「3つの戦略」の達成度合いを検証

### 5. 利活用における3つの戦略

中央通りの賑わいづくりでは、その運営に関わる多主体が協働し、中央通りへの関係人口を増やししながら、質の高い利活用を持続的に行っていく必要があります。ここでは、多様な主体の円滑な連携を促すために、“ニワミチ”で求められる利活用の方向性を3つの戦略として示します。



戦略① 統一感・連続性による都市軸の演出	戦略② 回遊を促す心地よいアイレベルでの変化	戦略③ 四日市の顔にふさわしい高質な設えと四日市らしさの表現	戦略④ 豊かで多様な緑の設えによる居心地の良い空間づくり	戦略⑤ 官民一体の賑わいを演出する使いやすい空間づくり
-------------------------	---------------------------	-----------------------------------	---------------------------------	--------------------------------

#### ■戦略①：「みんなが気持ちよく過ごすことができる」居心地の良さの実現

- ①「自分の好きなように自由に使う」を促す；「使い方」イメージを具体化・共有→「望ましい活用のシーン」の発信
  - ・多様なアクティビティを受け入れる場とすることで、自分の使い方を見つけることができ、居心地の良さ向上を期待
  - ・自分に合った使い方を見つけやすくするために、今後、具体的な利活用の取り組みを通じて、中央通りの空間や公園での「このような使い方が良い！」という事例を「望ましい活用のシーン」として利活用戦略に追加
- ②みんなが使うことを意識し、それぞれが気持ちよく過ごすために「利活用マナーの向上」を促す
  - ・イベント時の音量、音色、飲酒時の配慮や、花火・焚火（BBQ等）の適切な実施、イベント時の来場方法の管理等

#### ■戦略②：「みんなで作って、育んでいく」インクルーシブな賑わいづくり

- ①「みんなが使いたくなる」ための情報発信
  - ・実際に使った実績をアーカイブ化し発信（イベント時の写真や感想のアーカイブ）
  - ・スマート機器による場所情報の発信（AIカメラや環境センサー情報の公開・入手）
- ②“ニワミチ”に対しての当事者意識を育む体制・仕組みづくり
  - ・多様な主体の“手入れ”を受け入れる体制・システムづくり
- ③「市民の日常生活の憩いの場」を意識した利活用マネジメント
  - ・オープンスペースでの利便性や快適性を向上するアクティビティを受け入れる



“はじまりのいち”社会実験 2022 での様子

#### ■戦略③：「使い続けたくなる、何度も来たくなる」魅力的なコンテンツ・効果的な情報発信

- ①「興味を持ってもらう」ための質の高い情報発信
  - ・「四日市の魅力を知る・感じる」ディレクションができるデザイン人材との積極的協働による魅力的なコンテンツによる情報発信
- ②「多様な過ごし方の幅」を知ってもらうための情報発信
  - ・タイムリーな情報発信（スマートシティポータルサイトやサイネージ、SNS等の活用）
- ③「日々の変化を感じる」利活用マネジメント
  - ・市民が日常と非日常を体験できるように積極的な“いち”やイベントの運営

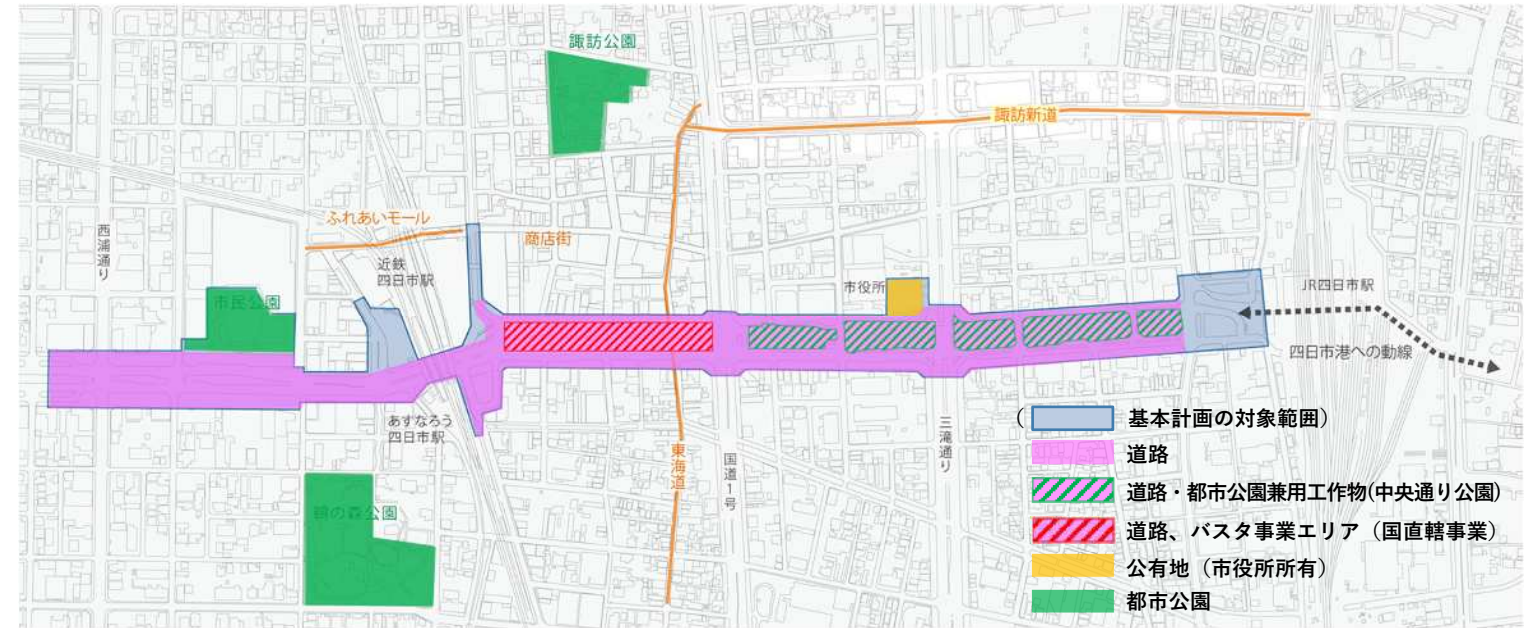


“はじまりのいち”社会実験 2022時の広報デザイナーとの協働によるビジュアル作成

### 6. 利活用スキーム

官民連携の賑わいづくりに向けて、空間利用を促進するために導入する、あるいは将来的な活用を想定する利活用制度を以下に示します。

#### ■利活用スキームの適用範囲



#### ■各エリアにおける利活用方針と主体

NYPが利活用マネージメントの中心を担うが、各活用制度により想定している利活用の方針と主体について下記に示します。

#### 道路 四日市市管理 歩行者利便増進道路（ほこみち）

- 方針：利活用リザーブ空間を軸に沿道敷地所有者による地先活用を促すことで、多様な主体がまちに関わることを目指す / 植栽維持管理については、“ニワ”を市民活動の場としていくことを目指す
- 利活用主体：沿道地権者、テナント、まちづくり組織等（想定）

#### 都市公園（中央通り公園）四日市市管理 Park-PFI制度（将来的に公園施設設置管理協定、指定管理者制度等を活用）

- 方針：“ニワミチよっかいち”中央通り基本計画に記載されている「各オープンスペースにおける利活用の考え方」「災害時の使われ方」の記載事項に基づいた使われ方を旨す / 公共空間については、NYPによる賑わい創出を目指す
- 利活用主体：民間事業者（公募により選定予定/指定管理者（窓口））

#### バスタ事業エリア 国交省管理 コンセッション制度

- 方針：“ニワミチよっかいち”中央通り基本計画に記載されている「各オープンスペースにおける利活用の考え方」「災害時の使われ方」の記載事項に基づいた使われ方を旨す
- 利活用主体：民間事業者（バスタ四日市パートナーズ 代表；ディア四日市）

#### 公有地 四日市市管理 都市公園 四日市市管理（将来的に公園施設設置管理協定、指定管理者制度等を活用）

- 方針：周辺イベントと連携した活用を行う
- 方針：市民公園は、既存の賑わいづくりの取り組み（イベント等）を推進する
- 方針：諏訪公園は、エリアマネジメントの動きと連携しつつ、既存イベント等を推進する
- 利活用主体：まちづくり組織、イベント主催者
- 利活用主体：まちづくり組織、イベント主催者等
- 利活用主体：まちづくり組織、イベント主催者等

### 7. 賑わい空間の維持管理方針と賑わいづくりの手法

賑わい空間の維持管理方針について、「①体制や仕組みづくり」「②日常的なメンテナンス（点検や清掃等）」の2つの観点に分けて、考え方と方針を示します。

- ①体制や仕組みづくり
  1. 市民参加型かつ能動的な維持管理の仕組みづくり
  2. 景観を維持・保全していくための維持管理体制の構築
- ②日常的なメンテナンス（点検や清掃等）
  1. 官民連携によるきめ細やかな点検と維持管理
  2. 高質な空間の維持管理のための財源確保方策の検討

※具体的な賑わいづくりの手法については、本編で詳細を掲載

お問い合わせ先 四日市市 都市整備部 市街地整備課 三重県四日市市諏訪町1番5号（本庁舎4F）  
電話番号：059-354-8200 FAX番号：059-354-8404



“ニワミチよっかいち”景観形成戦略  
(案)

# 0. 目次

<b>1. 景観形成戦略の狙いと位置づけ</b>	<b>3</b>
1-1. 景観形成戦略の狙い	3
1-2. 位置づけ	4
1-3. 対象範囲	5
<b>2. “ニワミチよっかいち”の景観づくりの考え方</b>	<b>6</b>
2-1. 中央通りのデザインコンセプト	6
2-2. 5つの戦略	7
2-3. 街路骨格のデザイン	11
2-4. 緑のデザイン	12
2-5. 光のデザイン	13
2-6. デザイン検討上配慮すべき視点	15
2-7. 景観形成戦略の更新	17
<b>3. 公共空間のデザイン</b>	<b>18</b>
3-1. 歩行者デッキのデザイン	18
3-2. “ニワ”のデザイン	22
3-3. 舗装デザイン	25
3-4. ストリートファニチャー	29
3-4-1. 座り場（ベンチ等）	29
3-4-2. 照明	30
3-4-3. サイン・屋外広告物	34
3-4-4. 安全施設等	41
3-4-5. モニュメント等地物	42
3-4-6. スマートポール	43
3-5. 公共空間内建築物のデザイン	44
3-5-1. 形状	44
3-5-2. 色彩	45
3-5-3. 素材・仕上げ	46
3-6. 景観維持のための工夫や補修・復旧ルール	47
<b>4. 沿道建築物等のデザイン</b>	<b>48</b>
4-1. 目指す方向性	48

# 1. 景観形成戦略の狙いと位置づけ

## 1-1. 景観形成戦略の狙い

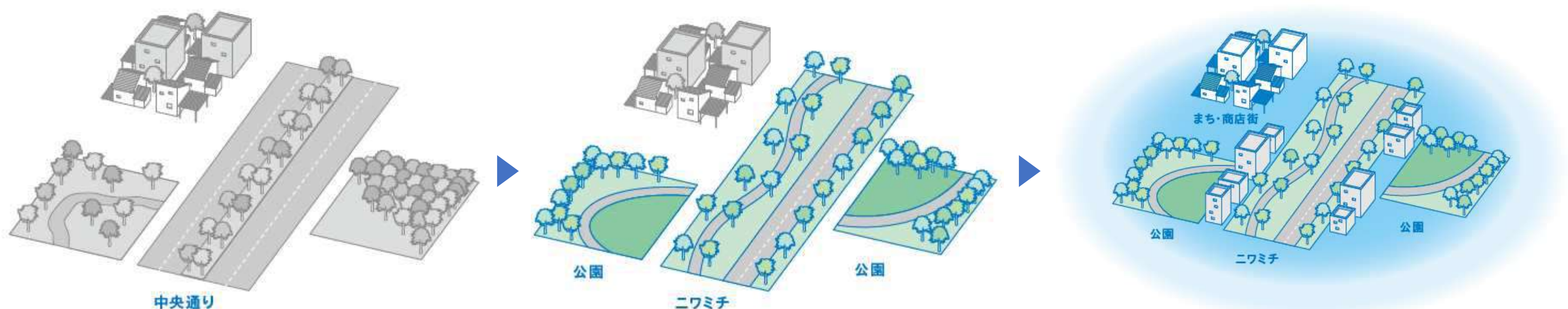
### 【背景】

- ・四日市市は、東海エリアにおける西の中核都市として、東京－名古屋間のリニア中央新幹線の開通に合わせたバスタ整備や駅前広場整備などの一大交通拠点化と共に中心市街地における駅まち空間の整備や都市機能の集積を進めており、広域連携による交流人口の拡大や回遊性の向上、周辺エリアを含めたまちの価値・魅力向上に取り組んでいる
- ・この内、中央通りでは、“ニワミチ”をキーワードに近鉄四日市駅周辺からJR四日市駅にかけての約1.6kmの区間でバスタ四日市や中央通り公園が整備され、従来の道路空間は歩行者中心の空間へと大きく変貌する
- ・この空間の運営には、コンセッション制度（バスタ）やPark-PFI制度が導入され、歩行者利便増進道路制度の活用も想定されるなど、官民連携での賑わいづくりが進められていく

### 【狙い】

#### <異なる主体・敷地をつなぐ一体的なエリアブランディングを目指した空間整備における景観の目標を提示>

- ①景観形成戦略は、**中央通りの空間整備に関わるデザインの目標を提示**することで、異なる活用の担い手（官（国交省・四日市市）・民（複数の事業者））や異なる敷地（道路・公園）を一体的にデザインし、**四日市のまちのエリアブランディング・価値向上を実現しようとするもの**
- ②中央通りの一体的な景観形成の実現により、**沿道空間をはじめとする周辺地域の資産価値・収益力を向上させ、民間投資を促す**ことで、「まち・さと・みなと」を有する四日市市内はもとより三重県全体へと効果が波及していくような中心市街地の魅力向上を目指す

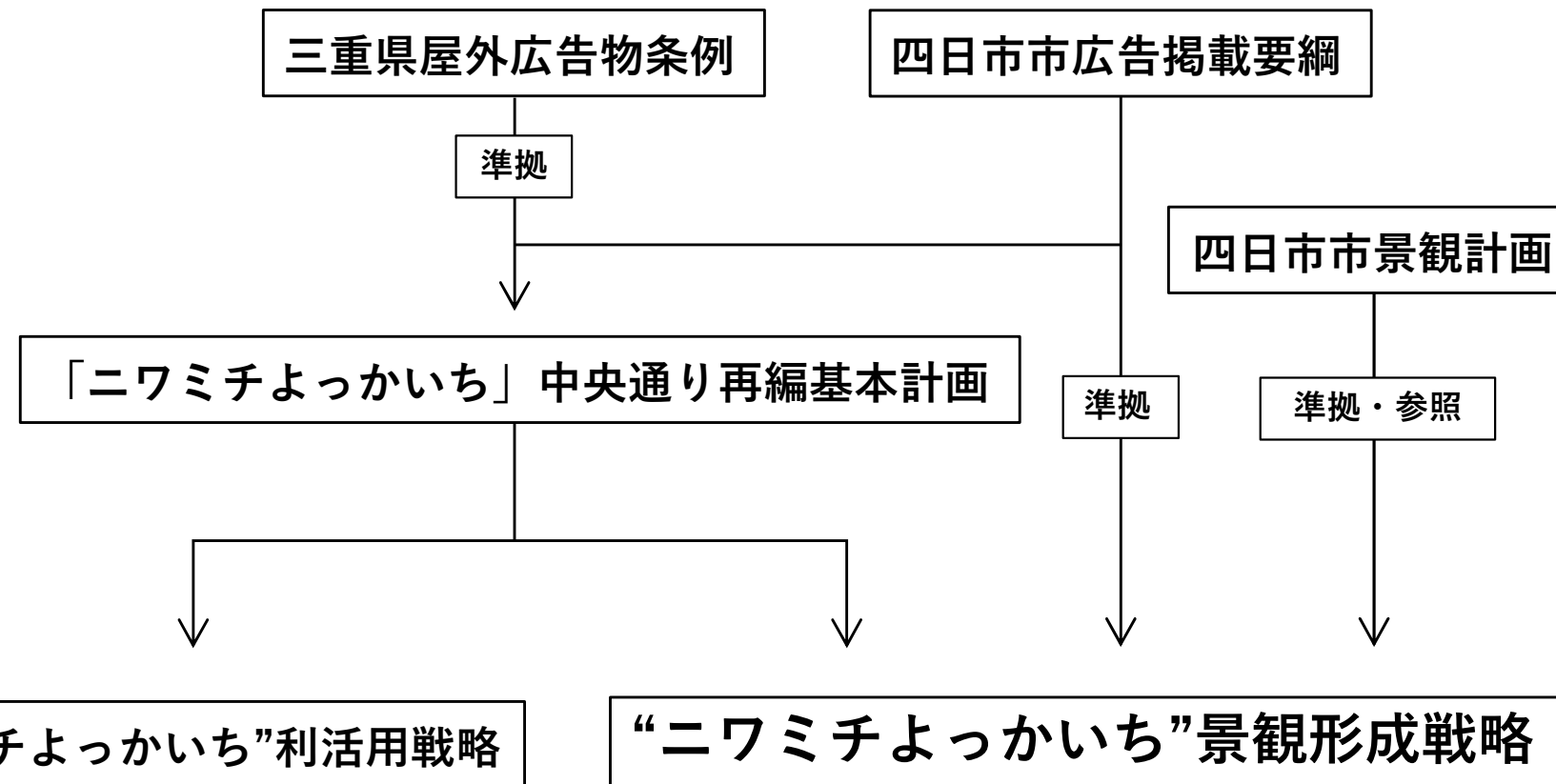


# 1. 景観形成戦略の狙いと位置づけ

## 1-2. 位置づけ

- ・基本計画の共通のデザイン方針に示す景観づくりの考え方や個別施設の設えの考え方に沿って、官民が一体となって取り組むデザイン目標を示す
  - ・景観形成戦略については、将来的にまちづくり主体（（仮）ニワミチよっかいちまちづくりパートナーズ；利活用戦略に記載）が運用を担っていくことが想定されており、内容についての問い合わせ・相談・アドバイスを適宜受け付け、個別協議を重ねながら運用していく
- ※当面の問い合わせについては、四日市市市街地整備課が窓口となる

<位置づけ>



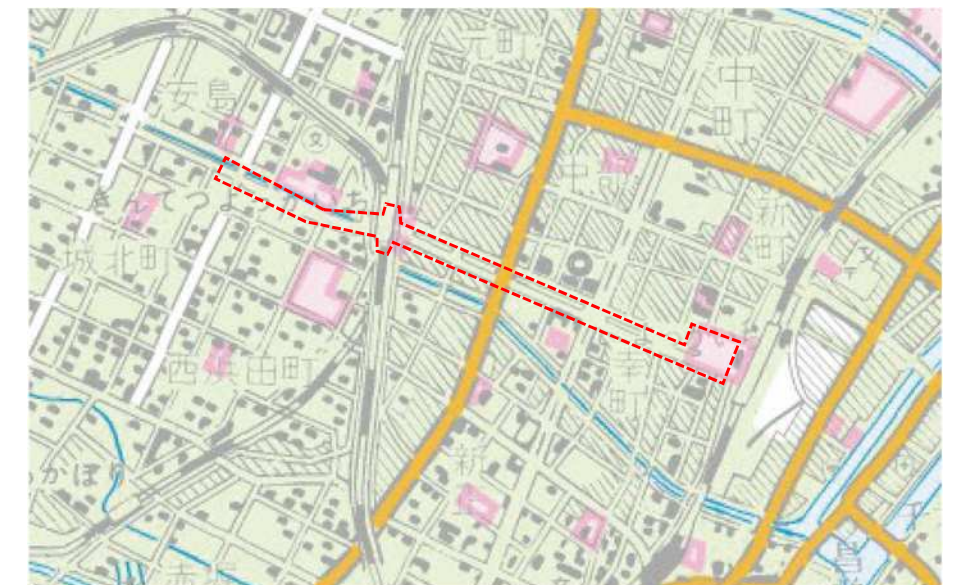
・空間の使い方、マネジメント方法等ソフト部分について記載

<戦略の使い方イメージ>  
ニワミチを使いたい主体（民間事業者、イベント業者等）が、「どのような使い方が望ましいか（望ましい活用のシーン等）」や「使い方のルール」を知るために参照する

・ハードに関わる事項についての推奨デザイン方針（デザイン誘導）について記載

<戦略の使い方イメージ>  
ニワミチに新たに工作物や建築物を設置しようとする主体および沿道開発事業者が、ニワミチで推奨されるデザインや方針について知るために参照する

<三重県屋外広告物条例>



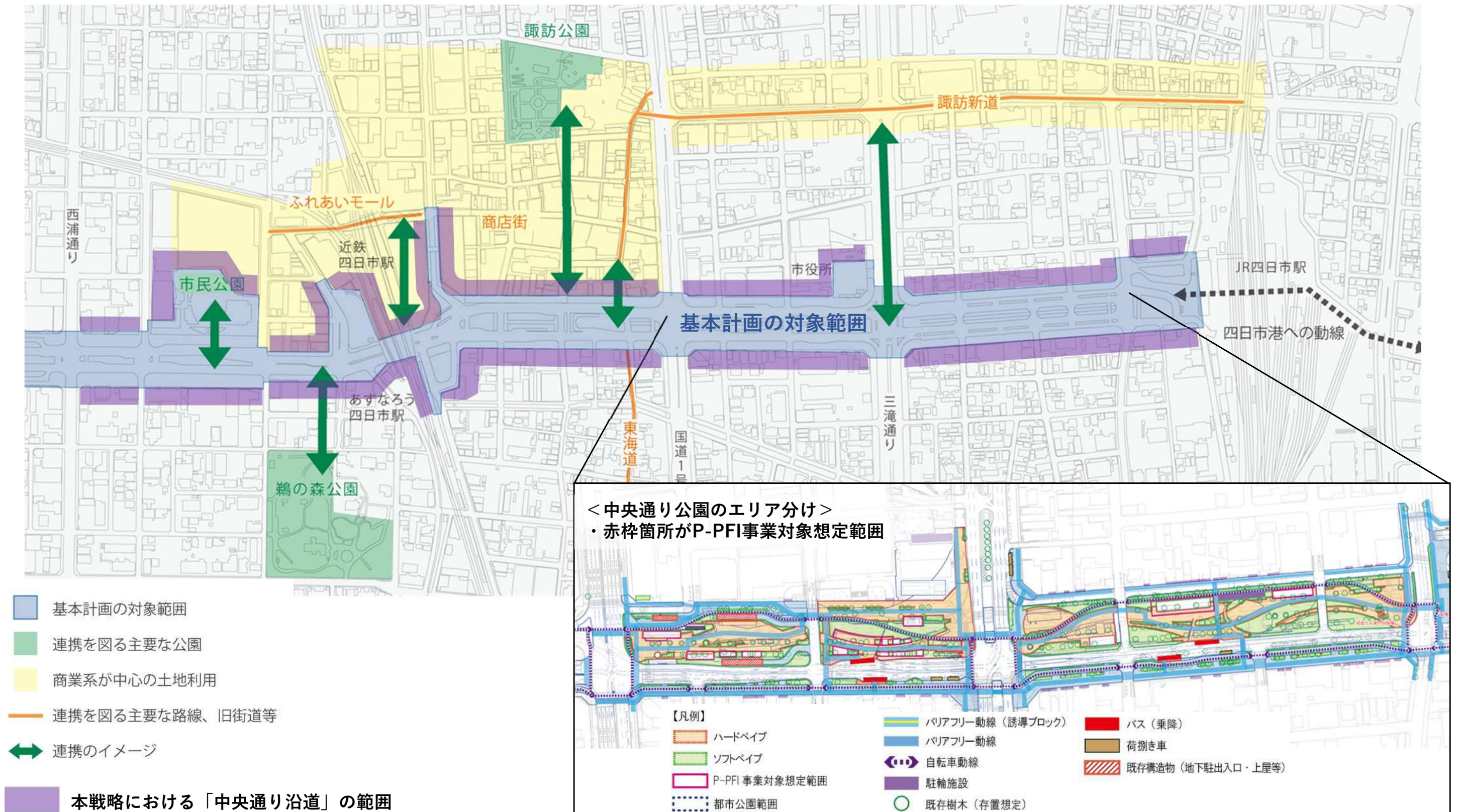
- ・中央通りは、許可地域に該当
- 広告物の表示、掲出物件の設置には知事の許可が必要
- ※公園・駅前広場は禁止区域となっている

凡		例
禁止地域		条例第3条第1項第5号関係 ・ 広告物の表示、掲出物件の設置が禁止されている道路
		条例第3条第1項その他の号 ・ 広告物の表示、掲出物件の設置が禁止されている区域
禁止物件		条例第4条第1項第5号関係 ・ 道路区域内の全ての電柱、街路灯
		条例第4条第1項第5号関係 ・ 交差点交通信号機から半径10m以内の道路区域内の電柱、街路灯
許可地域		条例第5条関係 ・ 広告物の表示、掲出物件の設置に知事の許可が必要な区域
		屋外広告物沿道景観地区 (条例第8条関係)
[区域内]		[区域外] 都市計画区域

# 1. 景観形成戦略の狙いと位置づけ

## 1-3. 対象範囲

- ・ 景観形成戦略の対象範囲は下図に示すように、基本計画の対象範囲に中央通り沿道を含めた範囲とする
- ・ この戦略は、道路や公園等の屋外空間、建物のファサード（顔となる面）の見え方を誘導するものであり、屋内（建物内部）については対象範囲に含まないが屋外からの見え方に影響が大きい場合は、可能な限り戦略の意図を汲み取り、設計や運用等に配慮されたい



## 2. “ニワミチよっかいち”の景観づくりの考え方

### 2-1. 中央通りのデザインコンセプト

- 基本計画に掲載されている「中央通りのデザインコンセプト」を踏襲

## “ニワミチよっかいち”

### —山を望み港へ結ぶ歩きたくなる中央通り—

中央通りは、鈴鹿山脈を望み、港へつながっていく四日市市の中心市街地を貫く緑の都市軸となる“ミチ”です。

今回の再編により、交通を捌き処理していくという従来の道路機能だけではなく、新たな時代にふさわしい道路整備を目指していきます。

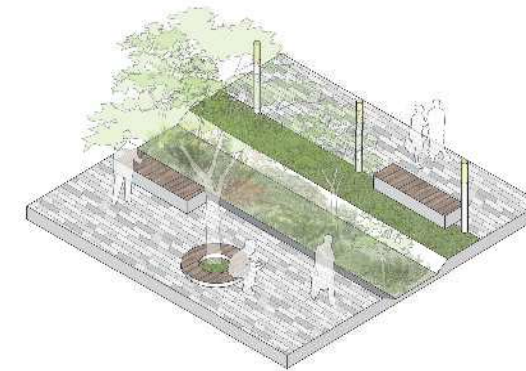
中央通りでは、歴史の中で育まれてきたクスノキ並木の豊かな緑を活かし、自然との関わりの中で質の高い暮らしを実現する「グリーンインフラ」となる“ニワ”に、近年道路空間再編の主流になりつつある、歩行者を中心として交通だけでなく滞留や活動の場といった機能も取り入れた「ウォークアブル」な“ミチ”を掛け合わせた、“ニワミチ”をコンセプトとしました。

“ミチ”が“ニワミチ”になることで、鈴鹿山脈や港へのつながりといった中央通りが持っているポテンシャルを最大限に発揮できる空間づくりを実現していきます。

“ニワミチよっかいち”という言葉には、緑とひとの豊かな関係をともに育んでいながら、自由に立ち寄り、気兼ねなく時を過ごせる“ニワ”の役割に加え、歩行者中心の考え方に基づきつつ、市民が自分の空間として使い、様々な出来事に出会い、歩きたくなるような“ミチ”の役割を担っていきたいという意味が込められています。

安全安心に歩くことができるというだけでなく、緑豊かなオープンスペースで過ごしたり、人々や行われる様々な活動に出会ったり、自然とその場所に集い歩きたくなるような空間づくりを目指します。

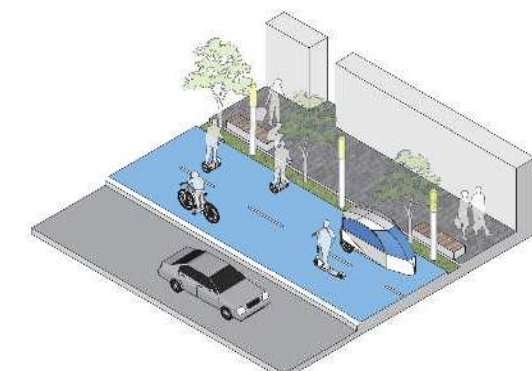
“ニワミチ”の実現は、都市の発展の過程で公害を経験してきた四日市市が、環境先進都市として今まで以上に環境に配慮し、人々に楽しまれ、選ばれ、住みたくなるまちになる「リーディングプロジェクト」となるものです。



“ニワ”

緑・滞在・交流  
(グリーンインフラ)

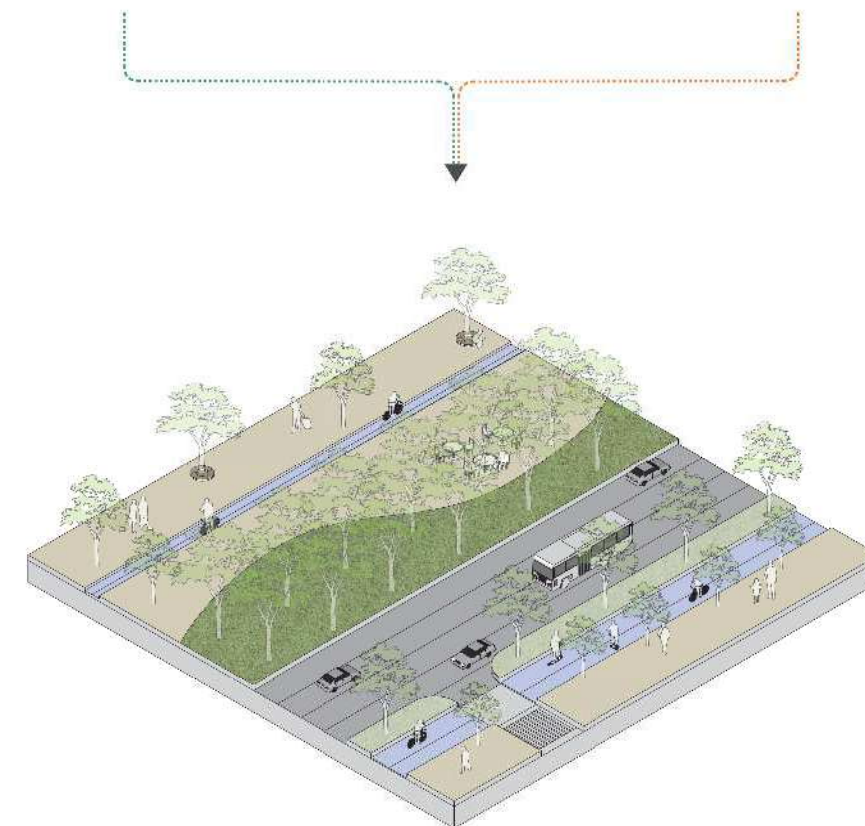
緑とひとの豊かな関係の中で  
気兼ねなく時を過ごせる



“ミチ”

交通・移動+滞留+活動の場  
(ウォークアブル)

居心地がよく歩きたくなる  
("WEDO")



“ニワミチ”

交通・移動+滞留+活動の場+緑・滞在・交流

多様な活動が展開され、居心地がよく歩きたくなる歩行者中心のミチ  
緑とひとの豊かな関係をともに育み、気兼ねなく時を過ごせるニワ  
(ウォークアブル×グリーンインフラ)

## 2. “ニワミチよっかいち”の景観づくりの考え方

### 2-2. 5つの戦略

・共通のデザイン方針等基本計画に記載されている事項に基づき、**形状・色彩決定、素材・仕上げ選定の指針となる5つの戦略**を下記に示す



## 2. “ニワミチよっかいち”の景観づくりの考え方

### 2-2. 5つの戦略

【景観形成戦略と利活用戦略の関連】

戦略①	戦略②	戦略③	戦略④	戦略⑤
統一感・連続性による 都市軸の演出	回遊を促す 心地よいアイレベル での変化	四日市の顔にふさわしい 高質な設えと 四日市らしさの表現	豊かで多様な 緑の設えによる 居心地の良い空間づくり	官民一体の賑わい を演出する 使いやすい空間づくり
				

【連携】  
ソフト・ハード両面での  
居心地の良さの追求 等

【連携】  
“みんなのニワ”を一緒に  
手入れできる仕組み 等

【連携】  
“使いやすさ”を目指し  
“使った人”の意見を  
ハードにフィードバック 等

【利活用における3つの戦略】

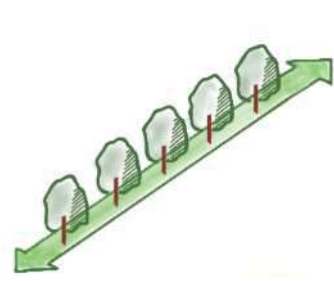
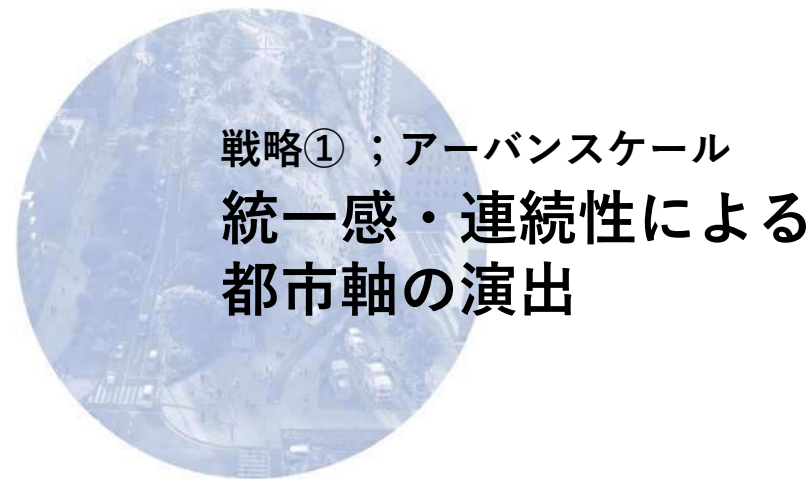
利活用戦略①「みんなが気持ちよく過ごすことができる」  
居心地の良さの実現

利活用戦略②「みんなで作って、育てていく」  
インクルーシブな賑わいづくり

利活用戦略③「使い続けたい、何度も来たい」  
魅力的なコンテンツ・効果的な情報発信

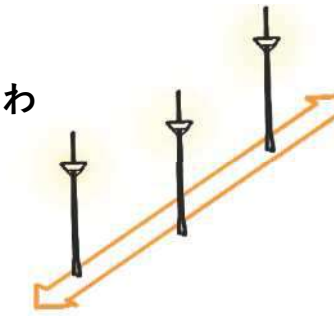
## 2. “ニワミチよっかいち”の景観づくりの考え方

### 2-2. 5つの戦略



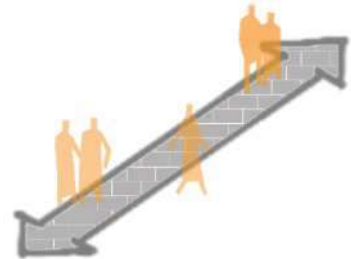
①緑の連続性

・既存のクスノキ並木を活かし、全線にわたり緑量を確保し、緑の連続性を演出



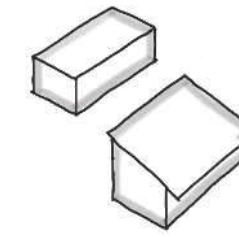
②光の連続性

・街路の骨格の光となる車道照明は全線統一とし、光の連続性を演出



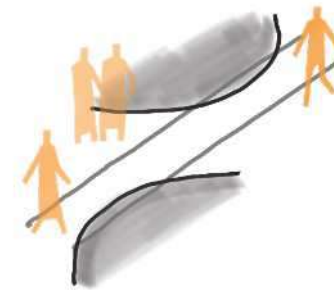
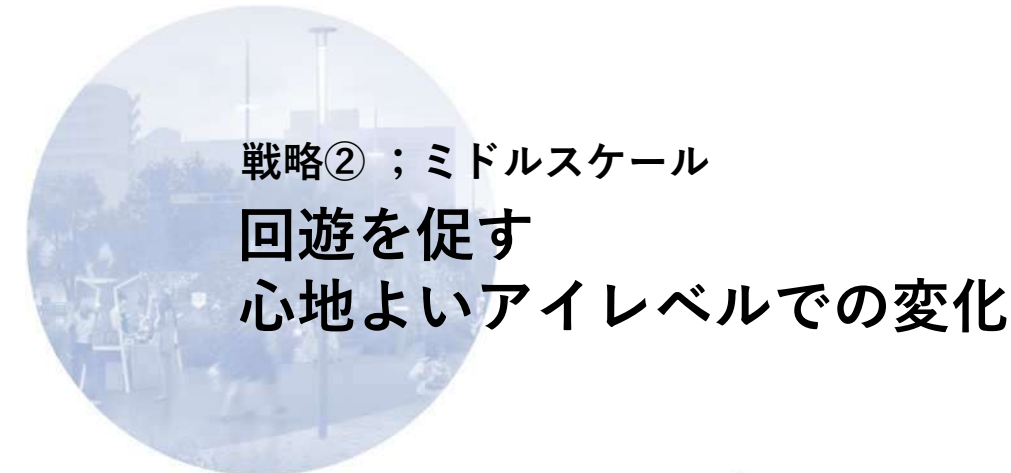
③「地」の舗装の連続性

・南側歩道部においては、全線にわたり同一素材の舗装材を使用し、空間の「地」としての連続性を演出



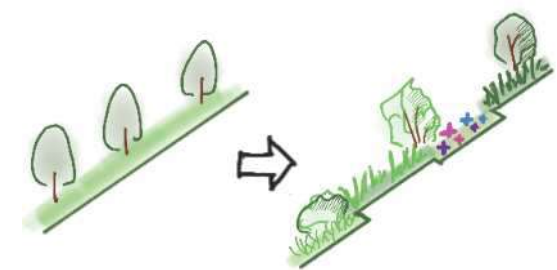
④ベースカラーが統一されたシンプルな形状の主要構造物

・デッキおよび建築物といった主要構造物は、シンプルな形状とし、意味のない複雑な形状の採用および装飾は行わない  
また、ベースカラーは可能な限り統一



①「図」の舗装のゆるやかな変化

・「図」となる舗装にゆるやかな変化をつける



②きめ細やかな“ニワ”の変化

・「直線状の」植栽帯ではなく、雁行させるなど場所に応じて輪郭に変化をつけた多様な配植の緑地“ニワ”で変化を演出



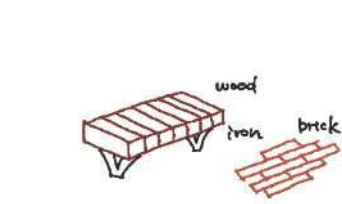
③緑地での緩やかな起伏形状

・まとまった緑地部分には起伏をつけ、立面的な変化を演出する

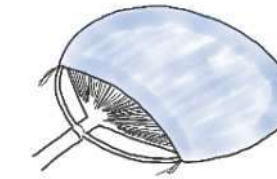
## 2. “ニワミチよっかいち”の景観づくりの考え方

### 2-2. 5つの戦略

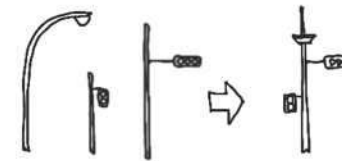
戦略③；ミドルスケール  
**四日市の顔にふさわしい  
 高質な設えと  
 四日市らしさの表現**



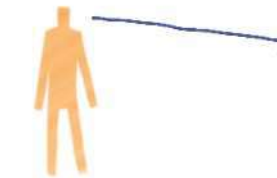
- ①素材が持つ質感（色彩・表情）に近い仕上げを選定
- 鉄・木材・石材・コンクリートなど素材が持つ質感や一つ一つの材の小さな表情の違いを活かした仕上げを選定する



- ②四日市らしさを表現する形態や素材の選定
- 直接的な引用とならないように留意しつつ、四日市の工芸品や歴史からヒントを得た形態・素材の選定を行う



- ③地上工作物は必要最小限とし、人の活動や緑が映える高質な空間とする
- 機能上必要な地上工作物は効果的に必要最小限の配置とし、新たなモニュメントは可能な限り設置しないことで、人の活動や緑が主景となる空間とする

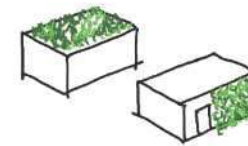


- ④重要な視点場からの見え方に配慮した空間づくり
- 円形デッキへの地上からの視点場、円形デッキ上から中央通りを東に望む視点場、JR四日市駅側から中央通りを西に望む視点場については顔づくりに重要な視点場のため、特に見え方に配慮する

戦略④；ヒューマンスケール  
**豊かで  
 多様な緑の設えによる  
 居心地の良い空間づくり**



- ①多様な樹種・地被の採用
- 周辺からの見え方や季節感に配慮した多様な樹種の中高木を配植する
  - 歩行者動線に近い植栽帯では、多様な葉の色や形、花の色の地被植栽を配植する



- ②多様な建物緑化手法の採用
- 屋上緑化、壁面緑化など建築物においても多様な緑化手法の採用を行う

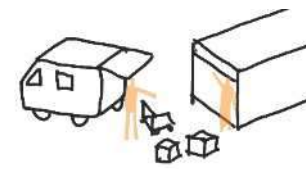


- ③人の居場所の近くは季節感を感じる植栽計画とし、滞留行動を促進する
- ベンチや座ることができる場所に隣接する“ニワ”においては、季節感を感じる花や中低木を配置する

戦略⑤；ヒューマンスケール  
**官民一体の賑わいを  
 演出する  
 使いやすい空間づくり**



- ①利活用インフラの整備
- 歩道上の利活用スペース、広場・公園には利活用のための電源等インフラの整備を行う



- ②運営に配慮した施設配置
- 荷捌きスペースの確保や荷捌き動線の確保など運営に配慮した施設配置とする



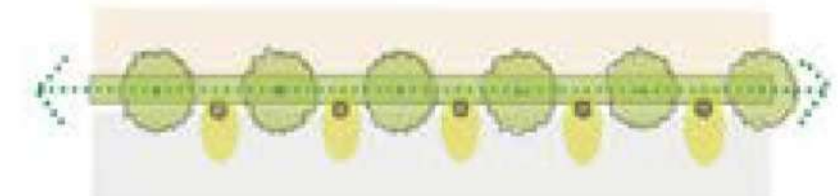
- ③市民活動を受け入れることができる“ニワ”
- “ニワ”においては、維持管理・手入れなど市民活動を受け入れることができる設えとする

## 2. “ニワミチよっかいち”の景観づくりの考え方

### 2-3. 街路骨格のデザイン

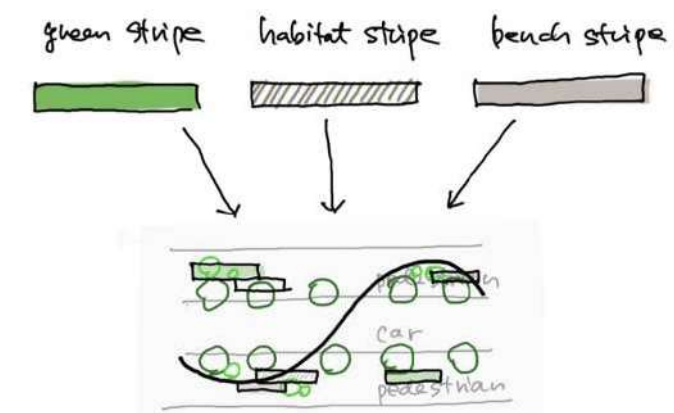
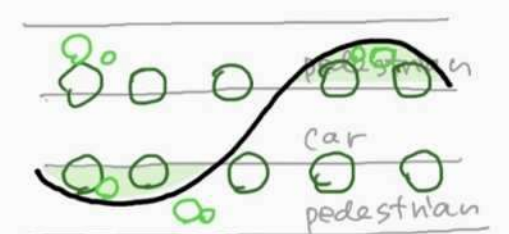
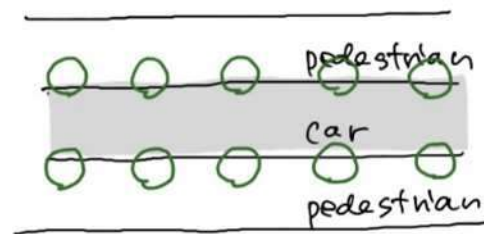
#### 【中央通りの連続性の形成】

- ・ 中央通りに、通りに沿った緑と光の連続性を確保し、街路骨格としての軸性を形成する
- ・ 緑の連続性は、既存の樹木を含めた高木の列植によって形成する（「緑のデザイン」で方針を掲載）
- ・ 光の連続性は、車道照明・歩道照明等の列柱によって形成する（「光のデザイン」で方針を掲載）



#### 【中央通りの一体性の形成】

- ・ 道路幅員が約70mの中央通りは、クスノキ並木のある中央分離帯や車道空間によって、南北の歩行者空間が分断され、画一的な断面構成となっている
- ・ 中央通り再編にあたって、より歩きやすく使いやすい場所としていくために、大きくゆるやかな曲線で南北の分断を解消し、道路空間全体に変化と流れをつくる設えとし、中央通り全体を一体的な“大きなニワ”として設えていく
- ・ 加えて、異なる特徴をもつ3つのストライプを組み合わせて空間に埋め込むことで、多様な緑と人の居場所となる“小さなニワ”をつくる



#### <現状>

クスノキ並木や車道空間による分断によって、南北の歩行者空間のつながりが薄く、画一的な断面構成の道路となっている

#### <大きなニワをつくる>

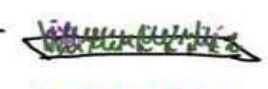
ゆるやかな曲線で南北の歩行者空間をつなぎ、道路空間全体に変化と流れを作り、一体的な“大きなニワ”を設える

#### <大きなニワの中に小さなニワをつくる>

3つのストライプを組み合わせ、埋め込んでいくことで、多様な緑と人の居場所となる小さなニワをつくる

### “小さなニワ”を形成する3つのストライプ

green stripe



“都市型災害の緩和に寄与するレインガーデンの帯”

“街路空間に彩りを与える花々の帯”

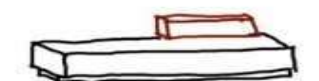
“宿根草・多年草を中心に背の高い植物の帯”

habitat stripe

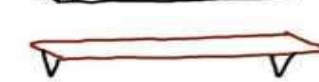


“生物の住処となる生態系の帯”

bench stripe



“コンクリートを主材とした安定感のあるベンチの帯”



“木材と鉄鋼を主材とした軽やかなベンチの帯”

## 2. “ニワミチよっかいち”の景観づくりの考え方

### 2-4. 緑のデザイン

ここでは、全線で大きな緑の繋がりを形成する高木樹木の方針について記載する

#### 【高木植栽の方針（全線共通）】

##### ①既存列植は可能な限り残置する

- ・クスノキ列植をはじめ、既存列植は可能な限り残置する

##### ②新植樹木については季節感を演出する四日市らしい樹木を選定

- ・街区端部やベンチ付近等の見られる頻度が高い場所には、シンボルツリーとなる季節感を演出する樹木を配置する
- ・四日市周辺の山地から平地にかけて自生していた樹種を選定する

高木植栽リスト（一例）

ウバメガシ



常緑広葉

コハウチワカエデ



落葉広葉

サカキ



常緑広葉

ヒメシャラ



落葉広葉

サルスベリ



落葉広葉

イロハモミジ



落葉広葉

コブシ



落葉広葉

スダジイ



常緑広葉

ヤマモモ



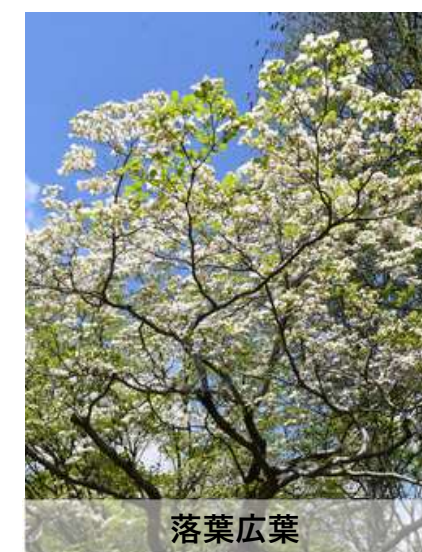
常緑広葉

ヤマザクラ



落葉広葉

ハナミズキ



落葉広葉

ヤマボウシ（常緑）

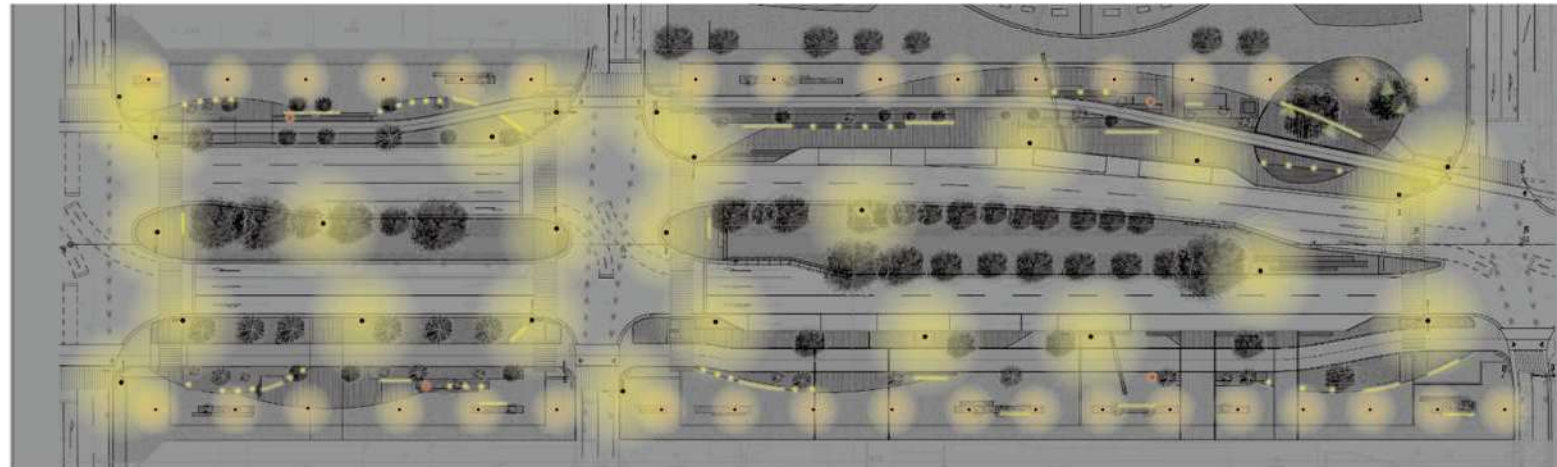


常緑広葉

## 2. “ニワミチよっかいち”の景観づくりの考え方

### 2-5. 光のデザイン

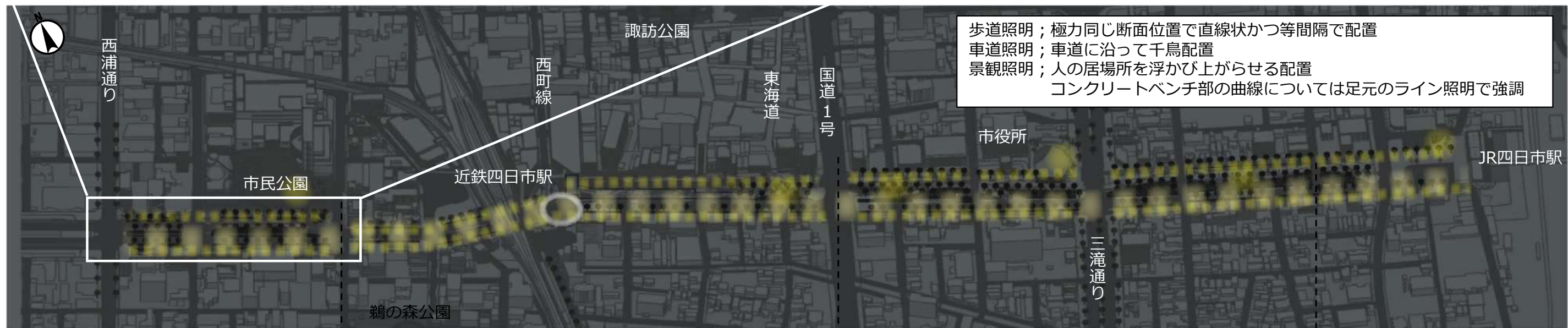
#### 【光のデザインの方針（全線・エリアごと）】



#### 【全線共通】

#### 【歩行者空間は電球色を基本とし、モダンな和の光を表現】

- ・歩道照明・景観照明は、より温かみを表現するため、2700K程度の電球色とし、“ニワ”を照らすモダンな和の明かりとする
- ・車道照明は、周辺車道との色温度の違いを緩やかにするため、3000K程度とする



歩道照明；極力同じ断面位置で直線状かつ等間隔で配置  
 車道照明；車道に沿って千鳥配置  
 景観照明；人の居場所を浮かび上がらせる配置  
 コンクリートベンチ部の曲線については足元のライン照明で強調

交通⇄まち ゲートエリア

緑⇄生活 ガーデンエリア

駅・まち⇄みなと ハーバーエリア

四日市の豊かな自然と出会う憩いの空間

新しい技術に出会う  
緑豊かな四日市の顔となるターミナル空間

四日市の人や文化、歴史に出会う交流空間

みなとの雰囲気に出会うターミナル空間

#### 【緑を引き立たせる“ニワ”の明かり】

- ・全線の中でも緑を引き立たせる樹木アップライトや庭園灯を効果的に使用し、人の居場所に加え、緑が引き立つ“ニワ”の明かりとする

#### 【都市的なイメージを演出する明かり】

- ・四日市の都心部にふさわしい先進的な照明のイメージを演出する
- ・円形デッキの屋根については、季節やイベントごとに多様な表現が可能なライティングデザインとし、ランドマークにふさわしい照明とする

#### 【優しく、親しみのある明かり】

- ・クスノキ間にカテナリー照明（注；社会実験で使用した照明）を用いるなど、夜の賑わいを品よく演出する親しみのある明かりとする
- ・周辺住宅地に配慮し、安心して歩くことができるようにバリアフリー動線に加え、歩行者通行空間の明るさ感を演出する照明とする



社会実験「はじまりのいち」におけるクスノキ間の照明

## 2. 中央通り全体の景観形成の考え方

### 2-5. 光のデザイン

#### 【光のデザインの方針（全線共通）】

##### ①夜も安全・安心に歩くことができる

- ・バリアフリー動線上は必要照度（明るさ、平均10lx以上）・均斉度（光のムラ、0.2以上）を確保する
- ・乗り入れ部や自転車動線の屈曲部等夜間の視認性向上に寄与する補助的な景観照明を導入

##### ②車道照明で中央通りの連続性を表現する

- ・車道照明を全線統一とすることで、中央通りの軸性・連続性を演出する
- ・港側へは青色LED・山側へは黄緑～緑色のLED等を用いて視覚的に海と山のつながりを柔らかく演出する

##### ③環境先進都市を表現する明るすぎない優しい明かり

- ・歩道部内でも使われ方に対応した明るすぎない照明とする  
ex.人が立ち入れない緑地については照度確保を行わない
- ・目に優しい光として電球色（3000K以下）の色温度の照明を用いる

##### ④人の居場所が図として浮かび上がる明かり

- ・ベンチ等人の居場所については、足元を照らす等、図として浮かびあがる明かりとする

##### ⑤昼景とは異なった印象を与える照明計画

- ・太陽光とは異なる上方配光の照明を効果的に用いることで、魅力的な夜間景観を演出する
- ・3色以上のイルミネーションは基本的には行わない ※ただし、円形デッキやクスノキ並木などの四日市の顔となるランドマークについては、この限りではない

#### ●照明配置の考え方

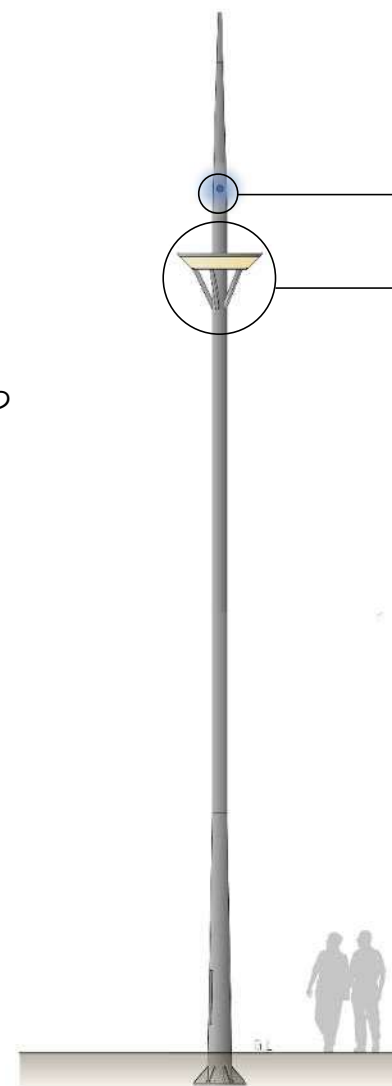
局所的に暗くなる緑地の端部、季節感を演出する地被類については庭園灯を設置

ベンチ部は足元を照らすフットライトとし、人の居場所を浮かび上がらせる



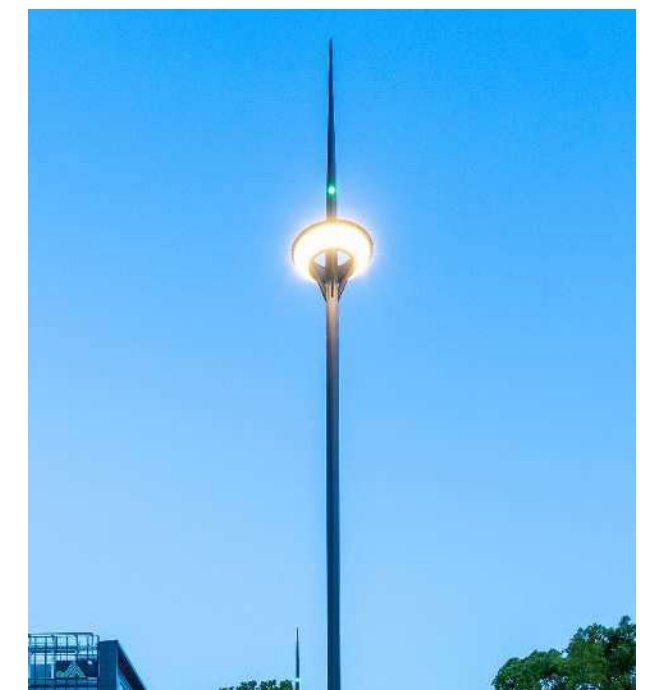
ポイントとなる樹木（街区端部の高木、季節感を演出する樹木等）についてはアップライトで演出

#### ●車道照明による軸性の演出



頂部にフルカラーLEDを設置  
東面；黄緑～緑  
西面；青  
山と海をつながり表現

頂部の照明の視認性を上げるために下方全方位配光とする



車道照明の灯具イメージ

#### ●照明の色温度について



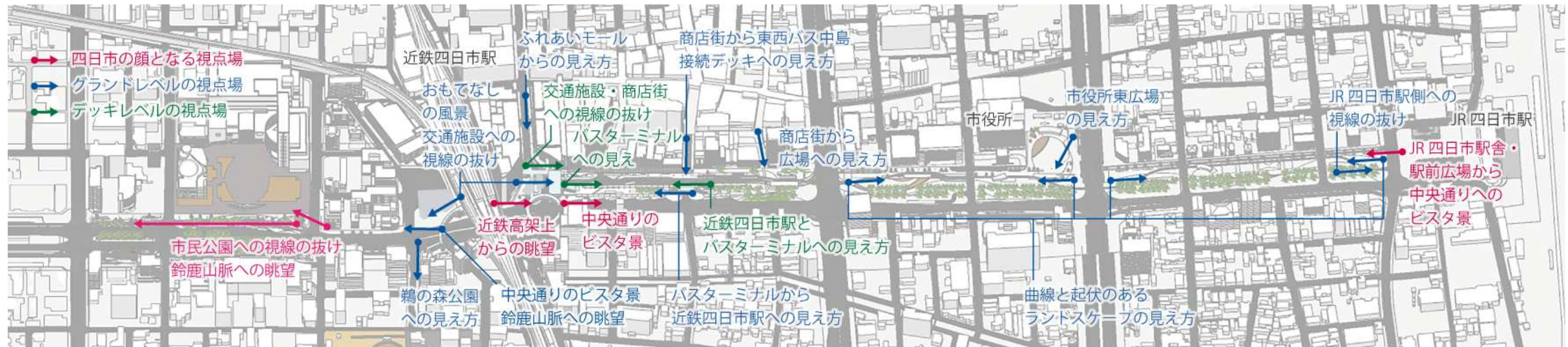
電球色として照明は3000K以下とする  
歩道照明・景観照明；2700K程度  
車道照明；3000K程度

## 2. “ニワミチよっかいち”の景観づくりの考え方

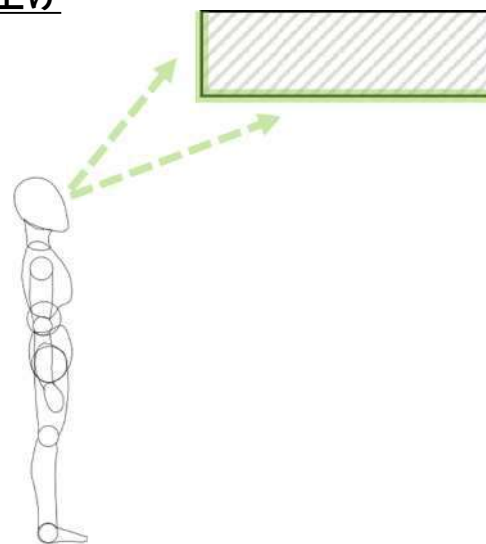
### 2-6. デザイン検討上配慮すべき視点

- ・基本計画に示されている「デザイン検討上配慮すべき重要な視点場」について、①見上げ・②見下ろし・③見通し・④見渡しの4つの視点に配慮したデザインとする
- ・デザイン検討上配慮すべき重要な視点場の内、「四日市の顔となる視点場」については、次頁に示す点に**俯瞰の観点**に配慮したデザインとする

デザイン検討上配慮すべき重要な視点場（基本計画 p.47に一部加筆）



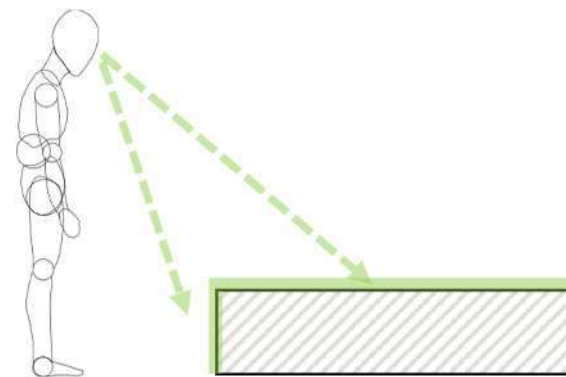
①見上げ



< 配慮すべきポイント >

屋根やシェルター、吊り看板等の人の目線より上に設置される構造物は、下面・側面（小口）の仕上げに配慮し、ボルト等の突起物は最小限とする

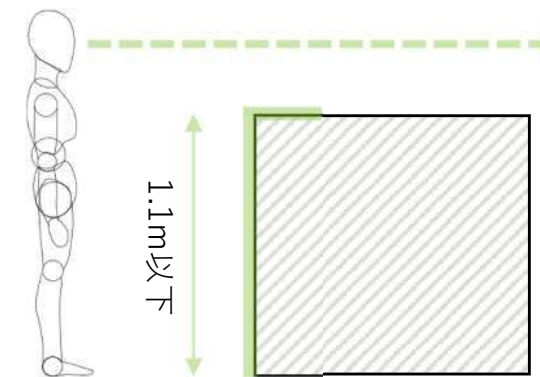
②見下ろし



< 配慮すべきポイント >

ベンチ・ポラードや建物上層階から見下ろした時の屋根等の人の目線より下に設置される構造物は、上面・側面（小口）の仕上げに配慮する

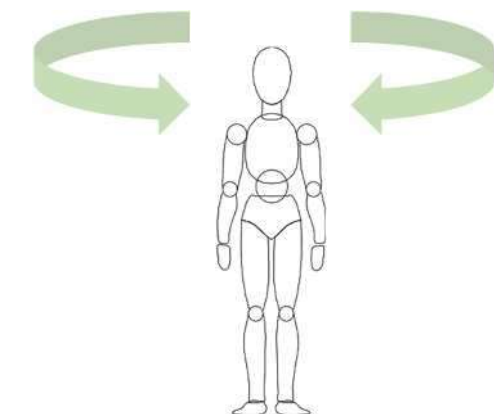
③見通し



< 配慮すべきポイント >

景観の連続性やつながりを確保するため、高さや容積のある構造物は、極力高さを1.1m以下に抑え、目隠し壁等の構造物は、側面の仕上げに配慮する

④見渡し



< 配慮すべきポイント >

視点場からの見渡しを障害する構造物（袖看板や樹木・照明等）の配置に配慮し、やむを得ず設置される場合は、構造物の仕上げや色彩に配慮する

## 2. “ニワミチよっかいち”の景観づくりの考え方

16

### 2-6. デザイン検討上配慮すべき視点

- ・「デザイン検討上配慮すべき重要な視点場」の内、四日市の顔となる象徴的な3つの視点場からの**俯瞰の見え方**については、具体的な配慮すべきポイントを以下に記載する

市民公園への視線の抜け・鈴鹿山脈への眺望



#### 【配慮すべきポイント①】 鈴鹿山脈への眺望

鈴鹿山脈への歩道部のアイレベルからの眺望を重視し、軸の形成として設える緑（高木）と光（照明）を除き、眺望を阻害する構造物の設置を極力避け、見通しを確保する

#### 【配慮すべきポイント②】 市民公園への視線の抜け

市民公園への視線の抜けが確保できるように、歩行者空間の連続性を阻害するような構造物の設置は行わず、可能な限り見通しを確保する

近鉄高架上からの眺望・中央通りのビスタ景



#### 【配慮すべきポイント①】 円形デッキ屋根を図として強調

四日市のシンボルとなる景観として、円環状の円形デッキ屋根をシンボリックに強調し、その他の構造物や建物屋上については、ガラス屋根等のシンプルな設えとする

#### 【配慮すべきポイント②】 緑の連続性

近鉄四日市駅ホームや近鉄車両などの近鉄高架上や円形デッキ、バスタ施設等、みなと方面に向かって続く中央通りへの眺望を重視し、緑の連続性を可能な限り確保し、難しい場合は、屋上緑化等による緑の連続性と見通しの確保が望ましい

#### 【配慮すべきポイント③】 見下ろしへの配慮

近鉄高架上や近鉄四日市駅周辺の高層ビルから中央通りへの見下ろしに配慮し、屋根上面や建物施設の屋上部分の設えは設備機器の露出等を可能な限り避け、色彩についても目立たないように配慮する

JR四日市駅舎・駅前広場から中央通りへのビスタ景



#### 【配慮すべきポイント①】 緑の連続性の確保

JR四日市駅舎や駅前広場等、鈴鹿山脈方面に向かって続く中央通りへの眺望を重視し、緑の連続性を可能な限り確保し、難しい場合は、屋上緑化等による緑の連続性と見通しの確保が望ましい

#### 【配慮すべきポイント②】 沿道の街並みの連続性

中央通り沿道については、壁面位置の連続性等、沿道の街並みの連続性に留意する

#### 【配慮すべきポイント③】 見下ろしへの配慮

JR四日市駅や駅周辺の高層ビルから中央通りへの見下ろしに配慮し、屋根上面や建物施設の屋上部分の設えは設備機器の露出等を可能な限り避け、色彩についても目立たないように配慮する

## 2. “ニワミチよっかいち”の景観づくりの考え方

17

### 2-7. 景観形成戦略の更新

- ・景観形成戦略は、運用を行いながら開発動向・情勢に合わせて、適宜新たなルールの追加や緩和等の更新を行っていく
- ・四日市市は、景観形成戦略策定・公開（PLAN）の後、主に中央通り公園や沿道開発事業者との調整など実際の運用（DO）を通じて、目標達成の度合いや課題の把握を行い、評価（CHECK）を行った後、関係者との連携を図りつつ、適宜、戦略内容の修正や更新（ACTION）を行っていく
- ・景観形成戦略と利活用戦略は、相互に連携した戦略とすることから、内容の更新にあたっては、必要に応じて連動した更新を行う

#### 【①計画（PLAN）段階での運用方針】

##### 景観形成戦略の策定・公開

- ・四日市市による策定・公開  
（関係者：四日市市）

#### <景観形成戦略の更新イメージ>



#### 【②実行（DO）段階での運用方針】

##### 景観形成戦略の運用（開発事業者等との調整）

- ・中央通り公園でのPark-PFIや沿道開発等における戦略の運用  
（関係者：四日市市・民間事業者等）

#### 【④改善（ACTION）段階での運用方針】

##### 景観形成戦略の修正・更新

- ・評価に基づき、デザインWG等を通じて適宜内容を修正・更新  
（関係者：四日市市・デザインWG等）

#### 【③評価（CHECK）段階での運用方針】

##### 景観形成戦略の評価

- ・中央通り公園整備後に管理主体や運用者の意見を踏まえ、戦略内容について評価  
（関係者：四日市市・民間事業者維持管理を担う市民等）

## 3. 公共空間のデザイン

### 3-1. 歩行者デッキのデザイン

【歩行者デッキの配置と機能】



## 3. 公共空間のデザイン

19

### 3-1. 歩行者デッキのデザイン

#### 【円形デッキのデザイン】



#### 1. 市民の憩いの場所となる “まちを眺める上空のニワ”

中央通りの上空という海側へ開けた眺望を活かして、円形デッキ東側に市民が憩える場所や待ち合わせ場所となる“まちを眺める上空のニワ”を整備し、“ニワミチよっかいち”のエントランスとする。



#### 2. 人と自然を結ぶ “ふたつの円の重なり”

円形デッキの床と屋根のふたつの円をずらして重ねることで、屋根に覆われた歩行スペースと緑化されたオープンスペースを共存させ、人と自然が出会う「自然と調和したまちづくり」を象徴するデザインを目指す。

“ニワミチよっかいち”の  
エントランスにふさわしい  
四日市のシンボル



#### 3. 産業や伝統を活かした “四日市らしいデザイン”

デッキのデザインは、四日市の先端技術産業のイメージを都市的でシンプルに洗練されたデザインとして反映する。また、屋根の柱のデザインは、四日市の伝統的な工芸品である「日永うちわ」の立体的な分岐構造をモチーフとした特徴的な形状とする。

# 3. 公共空間のデザイン

## 3-1. 歩行者デッキのデザイン

### 【円形デッキのデザイン】

近鉄四日市駅（近鉄電車）からの見え方



バスタからの見え方



内観（昼景）



内観（夜景）

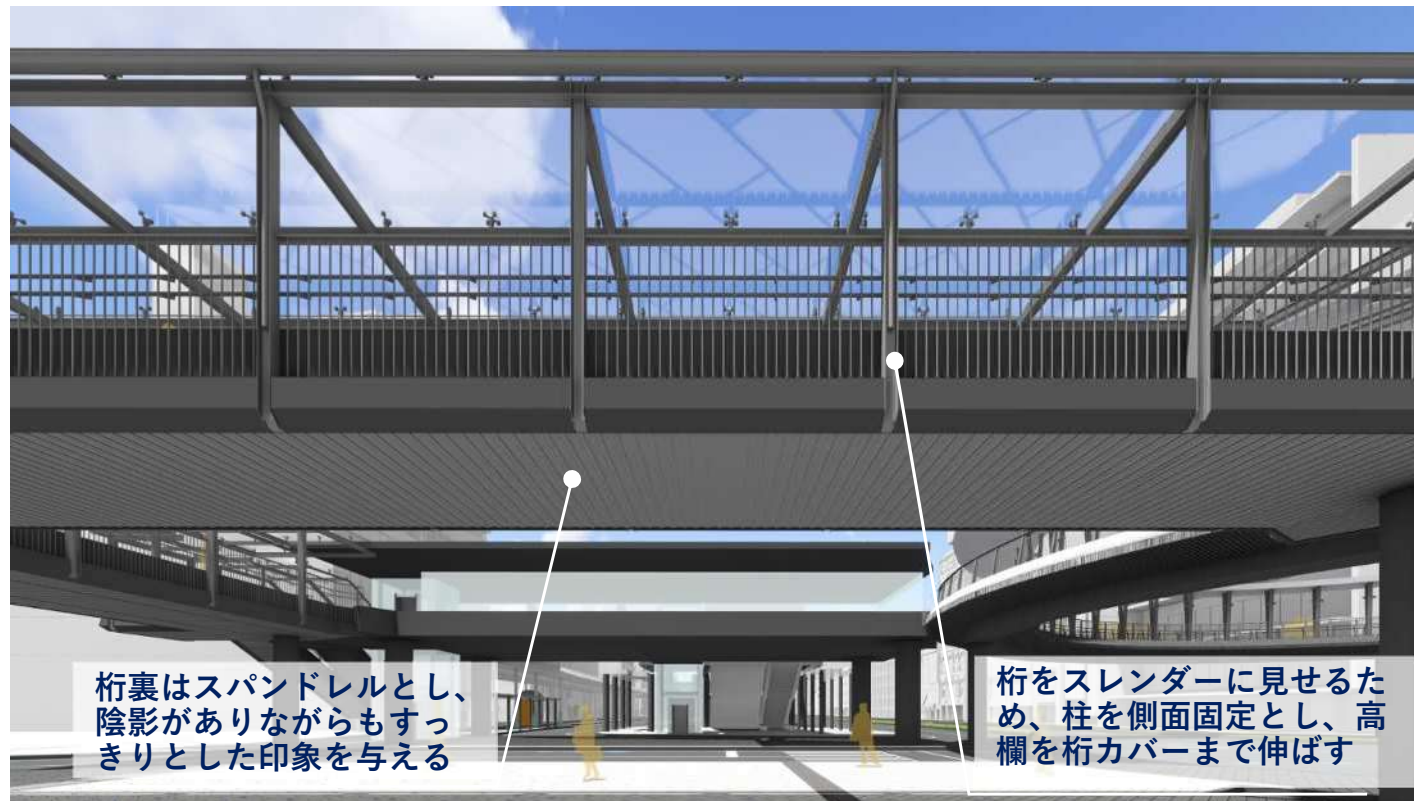


# 3. 公共空間のデザイン

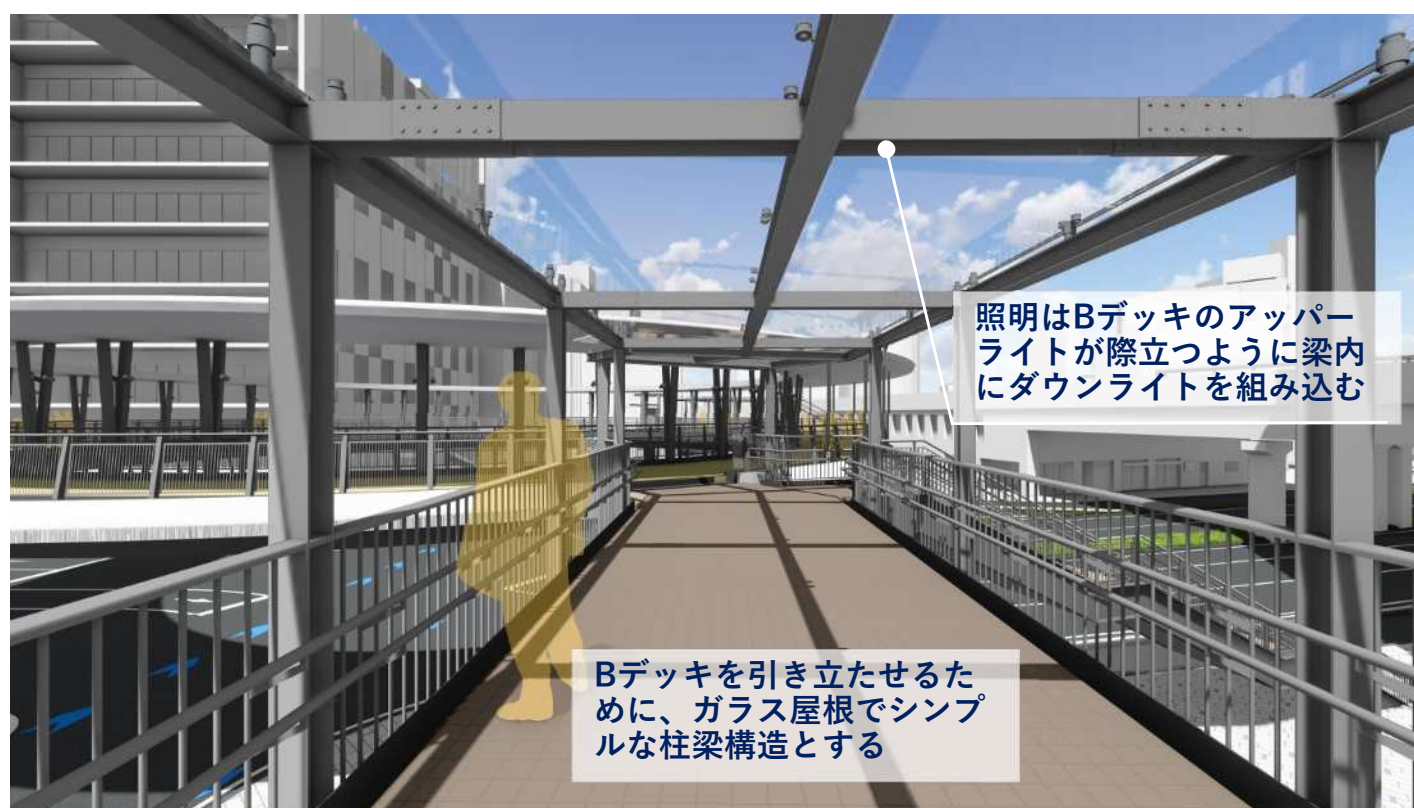
## 3-1. 歩行者デッキのデザイン

### 【直線デッキのデザイン】

近鉄四日市駅出口（1F）からの見え方



内観



西町線からの見え方



近鉄四日市駅出口（2Fからの見え方）



## 3. 公共空間のデザイン

### 3-2. “ニワ”のデザイン

#### 【地被植栽のデザイン方針（全線共通）】

##### 全体の考え方

#### ①大らかな起伏による立面的な奥行き形成

- ・地形の起伏を感じる緩やかなアンジュレーション（勾配）を持ったニワを計画し、中央通り全線で立体的に変化する空間を目指す

#### ②ベンチや蛇籠等のストライプにより“ニワ”と“ニワ”のつながりをつくる

- ・歩行者動線や乗り入れ等、ニワが分断される個所については、ベンチや蛇籠等のストライプにより“ニワ”と“ニワ”の視覚的つながりをつくり、ニワ全体の一体感を演出する

#### ③多様な環境を創出し、多様な生物の居場所をつくる

- ・蛇籠や碎石など多孔質の素材を積極的に採用し、画一的でない多様な環境を創出する。

#### ④レインガーデンによる雨水流出抑制

- ・雨水が窪地の底部にたまり、徐々に浸透することで雨水流出の抑制に寄与する
- ・窪地にたまる水たまりを庭園の池のように見せるなど、水が溜まった状態の見え方にも配慮したレインガーデンとする



①大らかな起伏による立面的な奥行き形成



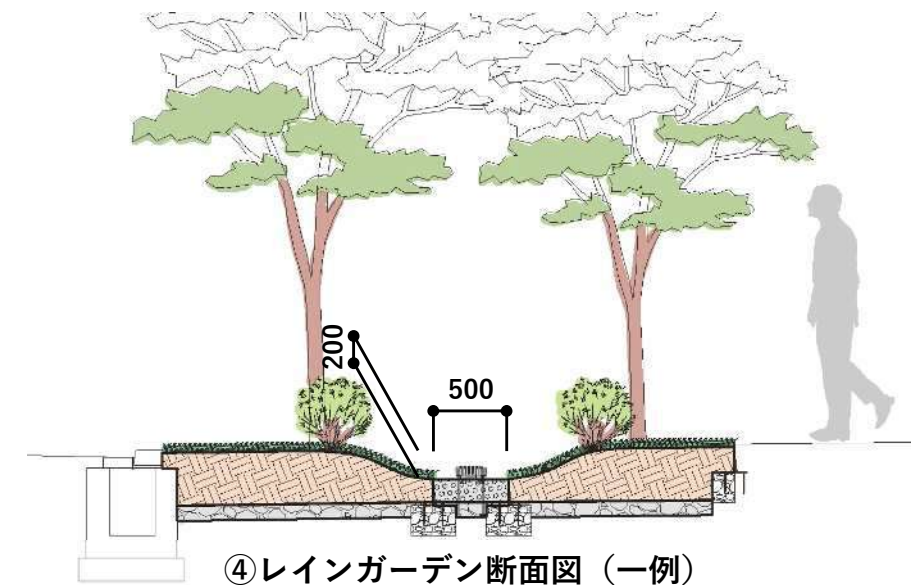
②ベンチによる“ニワ”と“ニワ”のつながり



③多様な環境、多様な生物の居場所の創出



④レインガーデンによる雨水流出抑制



④レインガーデン断面図（一例）

## 3. 公共空間のデザイン

### 3-2. “ニワ”のデザイン

#### 【地被植栽のデザイン方針（全線共通）】

##### 品種選定の考え方

#### ①多年草を主として、滞留場所付近やよく見られる場所には彩りのある品種を選定する

- ・ベンチ等の滞留場所や、中央分離帯ノーズ部等のよく見られる場所には、彩度が高い彩りのある品種を選定する
- ・多年草を主として、四季の自然の移ろいを感じられる品種を選定する

#### ②3つのニワごとに変化のある植栽を選定する

- ・雨庭、花庭、緑庭の3種類の考え方（右図参照）で、植栽帯ごとに変化のある植栽計画とする
- ・日本の里山の在来種や「鈴鹿おろし」にそよぐグラス類を配置する

##### 配置の考え方

#### ①異なる道路区分の間や滞留空間の背後には空間を区切る品種を選定する

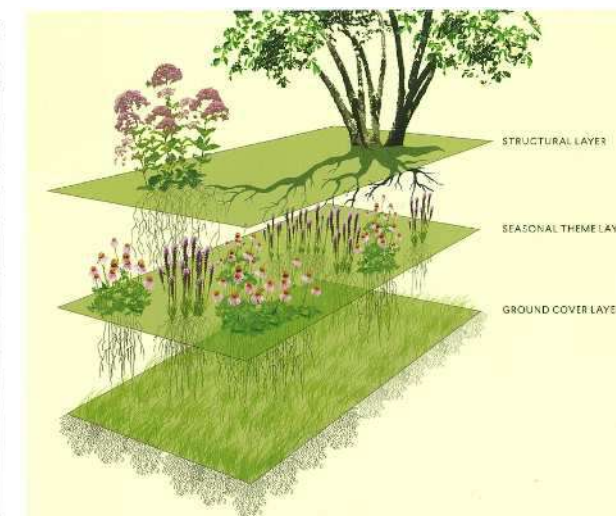
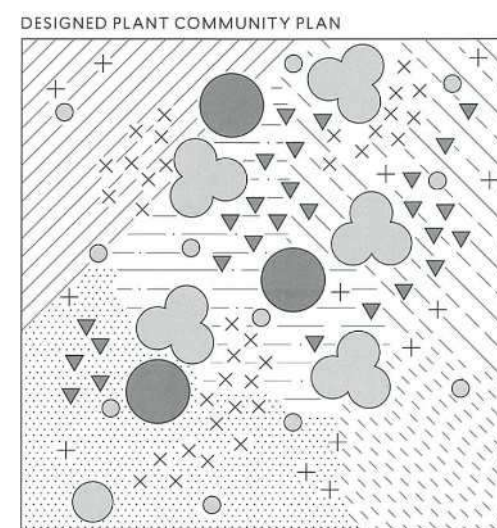
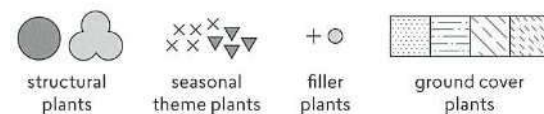
- ・歩道と車道の間や自転車道と歩道の間などの異なる道路区分の間には、空間を仕切る常緑品種を配置する
- ・ベンチ等の歩行者の滞留場所の背後には、囲われ感のある背の高い品種を配置する

#### ②面積の大きい植栽帯については、3種以上の混植を基本とする

- ・高さによって適度にグルーピングをおこない、品種をミックスした配植とする  
（最低3種類以上の混植とする）

【参考】高さによるグルーピングと配置のイメージ（右図）

Thomas Rainer and Claudia West (2015), *Planting in a Post-Wild World: Designing Plant Communities for Resilient Landscapes*, Timber Press.



#### 3つのニワのイメージ（品種詳細は次頁参照）



雨庭

緑に囲われた癒しの空間であると同時に、雨水流出抑制への寄与や都市の微気候を改善する



花庭

季節による変化を楽しめ、足元や手元の彩りを演出する



緑庭（高・低）

イネ科を中心とした園芸観賞用の品種を取り入れ、立体的で動きがある空間を演出する※場所によって、草丈が高いものと低いものを使い分ける

#### ③品種や環境に合った適切な植栽密度

- ・同じ中央通りでも、日照環境や苗の調達状況、施工状況などにより、生育環境は異なる。そのため、植栽する敷地の特性に配慮した適切な植栽密度で配植を行う。

# 3. 公共空間のデザイン

## 3-2. “ニワ”のデザイン

地被植栽リスト (一例)

### 雨庭



青色フジバカマ    オミナエシ    ムラサキセンダイハギ    ヒメトリトマ    チャイブ    黄斑ヤブラン    白斑ヤブラン    オオバジャノヒゲ “ハクリュウ”    フッキソウ

### 花庭

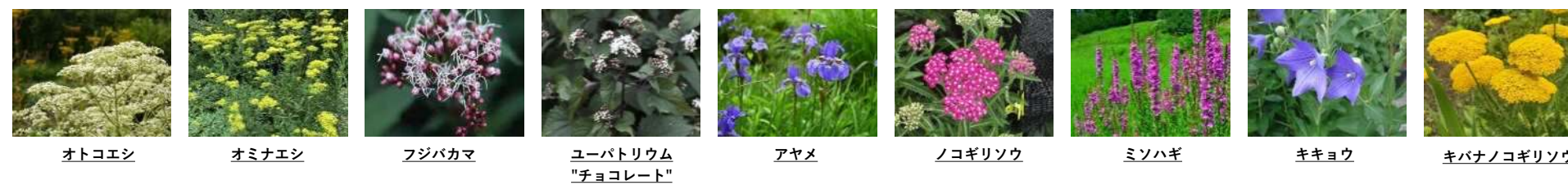


ラベンダーセージ    ロシアンセージ    ペンステモン “ハスカレード”    アガパンサス “ビーターパン”    アガパンサス (白)    ヒメアガパンサス    ラベンダー “グロッソ”    ネベタ “ジュニアウオーカー”    サルビア・レウカンサ    サントリナ

### 築山



コウライシバ



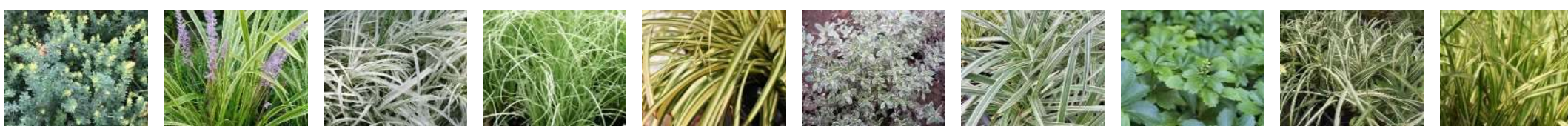
オトコエシ    オミナエシ    フジバカマ    ユーバトリウム “チョコレート”    アヤメ    ノコギリソウ    ミソハギ    キキョウ    キバナノコギリソウ

### 緑庭 (高)



スティバ “エンジェルヘア”    イトスキ    バニカム “チョコラータ”    ワイルドオーツ    ミューレンベルギア    カラマグロステイス “オーバードム”

### 緑庭 (低)



ロータス “プリムストーン”    黄斑ヤブラン    白斑ヤブラン    カレックス “フロステッドカール”    カレックス “エバーゴールド”    シルバータイム    ノシラン    フッキソウ    キチジョウソウ    フウチソウ

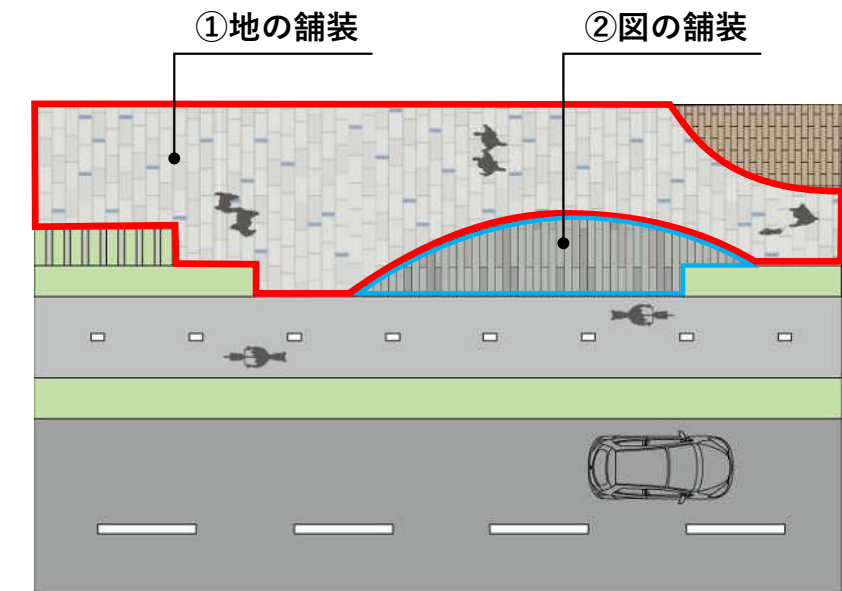
# 3. 公共空間のデザイン

## 3-3. 舗装デザイン

### 【歩道舗装：骨格を形成する舗装】

- ・中央通り再編による四日市の新たな賑わい創出の基盤となる歩道舗装の設えの考え方を示す
- ・地と図の舗装は、形状・色彩・素材・仕上げおよび舗装敷設パターンに変化をつけ、領域を形成する

- ①地の舗装：一体性と連続性を強調するため、中央通り全線に渡って統一した「地」となる舗装を設える
- ②図の舗装：ゆるやかな曲線によって形成された「大きなニワ」として、「図」となる舗装を設える

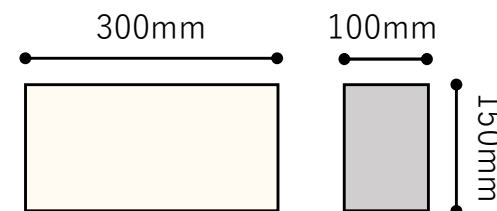


### ①「地」の舗装のデザインのポイント

- ・中央通り全線でおおらかな空間のつながりを形成する質感のある舗装を設える
- ・中央通り全線が単調な空間とならないように、アクセントとなる舗装を加える

#### 形状

おおらかな空間のつながりを形成するため、「地」の舗装には一般的な舗装材の寸法よりも大きいサイズを用い、アクセントとなる舗装は、「地」の舗装の短辺寸法を揃え、幅の小さい寸法を用いる



#### 色彩

空間の明るさを演出するため、「地」の舗装材は彩度は抑え、明度の高い色彩とし、アクセント材は、「地」の舗装とのコントラストをとり、明度の低い色彩を用いる

#### 素材・仕上げ

「地」の舗装は、単調な表情とならないように、ムラ感のある表層材を用いる

アクセント材は、表層の骨材に色入りのガラスカレットを混ぜ込み、表面は光沢感のある研削仕上げとする



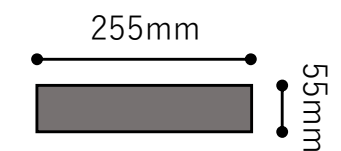
「地」の舗装のイメージ

### ②「図」の舗装のデザインのポイント

- ・「地」の舗装に対して、「図」の空間がやわらかく浮かび上がる舗装を設える
- ・「地」の舗装のおおらかな空間に対し、より洗練された印象を与える舗装を設える

#### 形状

「地」の舗装よりも、より洗練された印象を与え、隣接する地被や植栽のスケール感と調和するように、「地」の舗装よりもスケールダウンした細長形状の舗装材を用いる



#### 色彩

「地」の舗装のニュートラルで明るい印象に対して、「図」の舗装には、グレーを基調とした明度が低い色彩を用いる

#### 素材・仕上げ

コンクリートブロック製のインターロッキング舗装を用い、表層は天然骨材を配合したショットブラスト仕上げとし、表面に自然な質感のある設えとする



「図」の舗装のイメージ

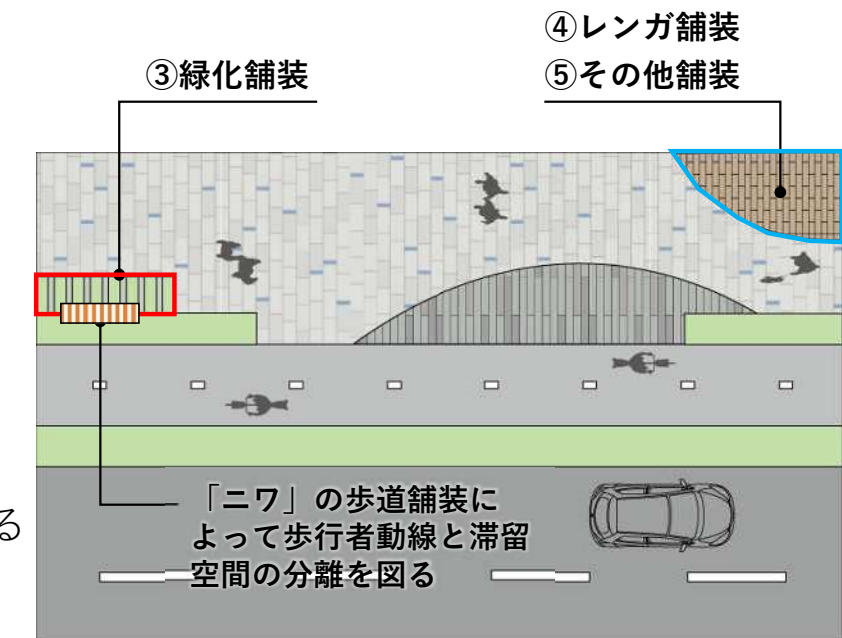
# 3. 公共空間のデザイン

## 3-3. 舗装デザイン

### 【歩道舗装：「ニワ」を形成する舗装】

- ・「地」と「図」の舗装で形成された骨格に挿入する「ニワ」の歩道舗装の設えの考え方を示す
- ・象徴的な広場空間やベンチ等の人の活動や滞在の場となる空間を形成する
- ・ベンチ等の休憩施設と合わせて「ニワ」の歩道舗装を設えることで、歩行者動線と滞留空間の空間的な分離を図り、居心地の良い滞在の場を設える

- ③緑化舗装 : ベンチ部や植栽帯との境界部等に設え、緑や人の滞在と調和した舗装を設える
- ④レンガ舗装 : 広場等のまとまった領域部に、ヒューマンスケールであたたかみのある舗装を設える
- ⑤ウッドデッキ舗装 : 建物の地先空間や建築施設と一体となったあたたかみのある素材を設える



### ③緑化舗装のデザインのポイント

- ・緑と舗装の境界部をつなぐ緑の混在した舗装を設える
- ・ベンチ足元等の人の滞留空間を強調する舗装を設える

#### 形状

舗装材は周囲の舗装と同様とし、舗装と舗装の間に芝を挟み込んだ形状とする

※芝の幅は、利用用途・周囲の舗装目地に合わせる

#### 色彩

舗装材の色彩は周囲の舗装材に合わせる

#### 素材・仕上げ

舗装材の素材・仕上げは周囲の舗装材に合わせる



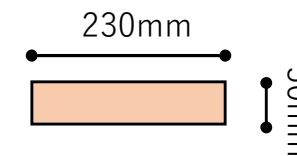
緑化舗装のイメージ

### ④レンガ舗装のデザインのポイント

- ・ヒューマンスケールな空間を形成する舗装を設える
- ・あたたかみのある素材を用いた舗装を設える

#### 形状

ヒューマンスケールな空間を形成するため、ようかんサイズの寸法とする



#### 色彩

レンガそのものの褐色系の素材色は残しつつ、主張しすぎないよう彩度の低い色彩を用いる

#### 素材・仕上げ

舗装用レンガ材を用いる（スリットは設けない）



レンガ舗装のイメージ

### ⑤ウッドデッキのデザインのポイント

- ・周囲の用途と調和したデザインで設える
- ・あたたかみのある素材で設える

#### 形状

設置箇所、隣接する用途に応じて決定する  
※舗装材と隣接する場合は、目地位置を極力合わせる

#### 色彩

天然木材を使用する場合は、木材そのものの風合いを残すため、クリア塗装とし、人工木材の場合は、天然木材の色彩に近いものを用いる

#### 素材・仕上げ

天然木材の場合は、木材に防腐処理（酸化亜鉛含浸処理等）を施す



ウッドデッキのイメージ

# 3. 公共空間のデザイン

## 3-3. 舗装デザイン

### 【歩道舗装：共通の考え方】

- ・ 基本的な舗装パターンは、**道路中心方向に舗装材の長辺方向の目地**が揃うように敷設する
- ・ 緊急車両や管理用車両、キッチンカー等の乗入れを考慮し、**舗装材の厚さはt=80mm**を基本とする
- ・ 選定する舗装は、湿潤時でも滑り抵抗（BPN値 $\geq$ 40）が確保できている舗装材とする

### 【歩道舗装：その他留意すべき事項】

- ・ 歩道舗装でデザイン上留意すべき事項を示す

#### ○バリアフリー動線部の設え

- ・ バリアフリー動線部の内、視覚障がい者誘導用ブロックを設置する箇所は、以下に留意する

##### 形状

誘導ブロック形状はJIS T9251に準拠し300×300とする  
 ※誘導ブロックの設置にあたっては、周囲の舗装材の目地と極力合わせた位置で配置する

##### 色彩

誘導ブロックの色彩は周囲の舗装材との輝度比が2.0以上となる色彩とする  
 ただし、中央通りでは、黄色を標準色とし、輝度比が満たせない場合は、側帯を設け、輝度比を確保する

##### 素材・仕上げ

誘導ブロックは透水性とし、素材はコンクリートブロック製品または磁器質タイルを用いる



誘導ブロック設置のイメージ



コンクリートブロック製

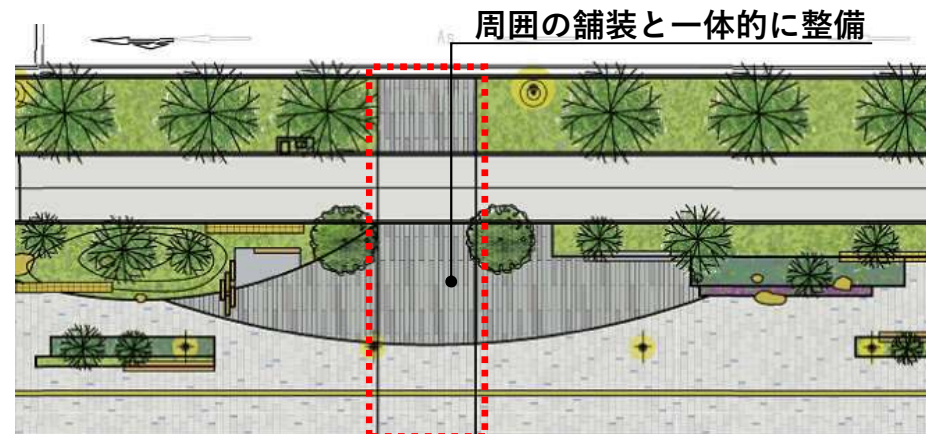
磁器質タイル製

#### ○車両乗入れ部の設え

- ・ 歩道舗装上の車両乗入れ部の設えは、以下に留意する

##### 舗装パターン・形状

歩行者優先の考え方から、車両乗入れ部の舗装パターンや形状は周囲の舗装と変えず、統一したものとする



車両乗入れ部のイメージ

##### 乗入位置の明示

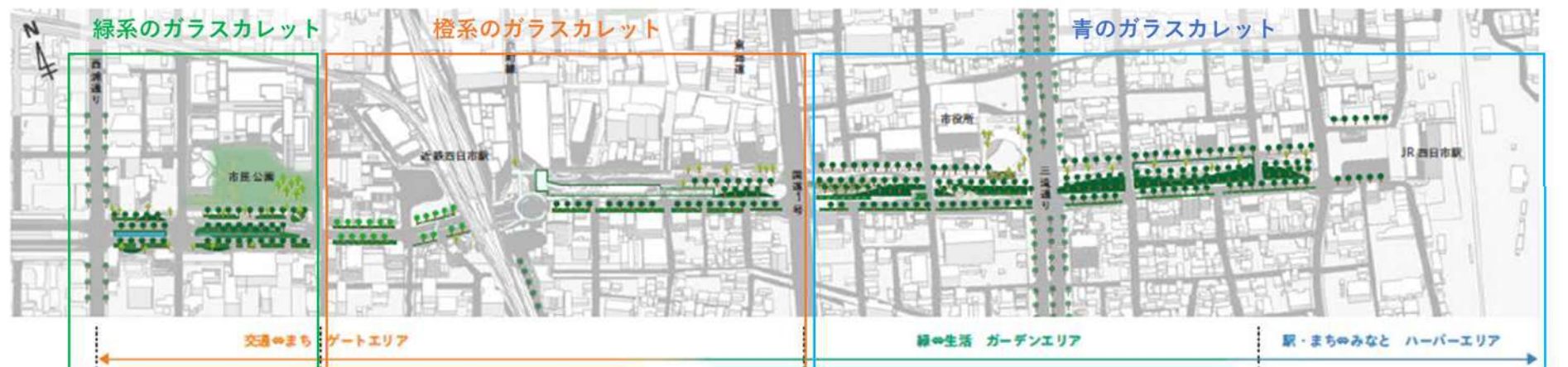
運転者が乗入れ位置を認識しやすいよう、植栽帯との境界部に境界縁石を設置する等の対応を行う



乗入位置明示イメージ

#### ○アクセント材について

- ・ 「地」の舗装に用いるアクセント材は、中央通りのエリアごとにガラスカレットの色を変え、特徴を持たせる



## 3. 公共空間のデザイン

### 3-3. 舗装デザイン

#### 【自転車道舗装】

- ・中央通り全線に整備される自転車道舗装は、自転車の走行性と歩道空間との区分を明確にした設えとする
- ・交差点部や歩行者横断部は、歩行者優先の考え方を取り入れ、安全で交錯の少ない設えとする
- ・以下の3箇所について、デザイン上留意すべき事項を示す

- ①**自転車道一般部**：歩道空間との区分を明確にし、自転車の走行性を考慮した設えとする
- ②**歩行者横断部**：歩行者優先の考え方を反映した設えとする
- ③**交差点部**：自動車、歩行者と自転車の交錯が少なく安全な設えとする

#### ①自転車道一般部のデザインのポイント

- ・走行性を考慮し、平坦性と排水性をもつ舗装を設える

##### 舗装材

自転車の快適な走行空間を形成するため、平坦性・排水性をもつ排水性アスファルト舗装を用い、歩道と自転車道の通行区分を明確にするため、カラー舗装は用いない

##### 区画線等

双方向通行の自転車道のため、中央線（100×200の白線を2.0mピッチで配置）を自転車道に設置し、走行空間の区分を明示する



自転車道単路部のイメージ

#### ②歩行者横断部のデザインのポイント

- ・歩行者優先とし、歩行者の自転車道横断部はハンプ形状とし、歩道舗装と同様の舗装を設える

##### 舗装材

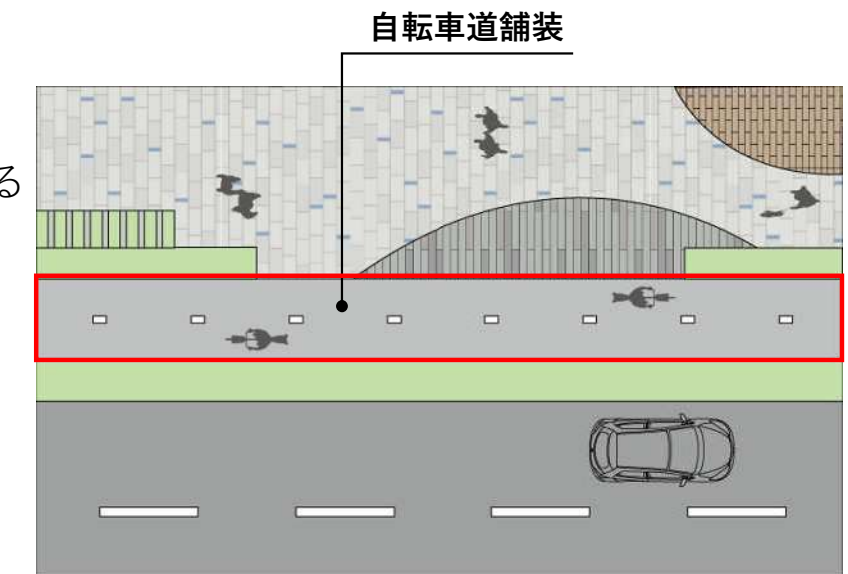
自転車道の歩行者横断箇所の舗装は、周囲の歩道舗装と合わせ、自動車の自転車道への誤進入や注意喚起のため、交差点側の自転車道舗装はカラー舗装とする

##### 区画線等

ハンプ部分には、ハンプマーク（三角表示）を設置し、自転車の走行方向がわかるように、自転車ピクト表示を設置し、自転車の誘導を行う



歩行者横断部のイメージ



#### ③交差点部のデザインのポイント

- ・交差点の車道舗装とし、区画線等による誘導を行う

##### 舗装材

舗装材は、交差点の車道舗装と同一とする

##### 区画線等

自転車の交差点横断部には、自転車横断帯を設置し、自転車道単路部と同様、走行位置が分かるように、中央線を設置する

※南北方向の自転車横断については、場所に応じて矢羽型路面標示（ナビライン）を設置する



交差点部のイメージ

## 3. 公共空間のデザイン

### 3-4. ストリートファニチャー

#### 3-4-1. 座り場（ベンチ等）

##### 【座り場：共通の考え方】

- ・ウォーカブルな中央通りを目指すため、座り場の設置間隔は、100～200m程度とする
- ・信号待ちの発生する交差点部付近やイベント等が開催される広場空間や建築施設の地先など、人の滞在や休息が想定される箇所に座り場を設ける
- ・座り場の座面の高さは420mm程度を標準とし、座り場の設置位置や座らせ方に応じて座面高さは設定する
- ・利用者が腰掛ける座面部は、木材等のあたたかみのある素材を極力用いる（自然木材の場合、酸化亜鉛含浸処理を施す）

##### 【座り場：中央通りの座り場の考え方】

- ・中央通りで設える①蛇籠ベンチ、②木材ベンチ、③コンクリートベンチの各デザインのポイントについて以下に示す

##### ①蛇籠ベンチのデザインのポイント

- ・生物の住処となり、自然と調和した座り場

##### 形状・素材

直方体に成型した蛇籠に丸みのある大き目の石材（伊勢ごろた石等）を詰め、座面部分には、木材を使用する

##### 配置・機能

蛇籠および蛇籠ベンチは、植栽帯の中に入れ込み、植栽帯の緑と調和した配置とし、蛇籠ベンチと周辺の碎石の帯が一連となるように配置する

また、座面の裏側にライン照明を設置し、灯具が見えない設えとする



蛇籠ベンチのイメージ

##### ②木材ベンチのデザインのポイント

- ・ぬくもりのある木材を主材とした軽やかな座り場

##### 形状・素材

ベンチの脚部に分岐構造を採用し、軽やかな印象を与えつつ、座面は、歩道舗装の目地方向と同様、長手方向で木材を使用し、歩道空間との一体性を演出する

##### 配置・機能

植栽帯と歩道舗装の境界部にベンチの中心がくるように配置し、植栽帯の緑が背景となりつつ、座りやすいベンチとする



木材ベンチのイメージ

##### ③コンクリートベンチのデザインのポイント

- ・中央通りの骨格を強調する安定感のある座り場

##### 形状・素材

主材をコンクリートとしつつ、コンクリート躯体の表面は、人造石モルタル仕上げとし、円弧状でやわらかく安定感のある形状とする

##### 配置・機能

中央通り形成するゆるやかな曲線のつながりを強調するように、「ニワ」を形成する緑の曲線に沿った位置に設置し、また、ベンチ下部に灯具が見えないようにライン照明を設置し、夜間の光のつながりを演出する



コンクリートベンチのイメージ

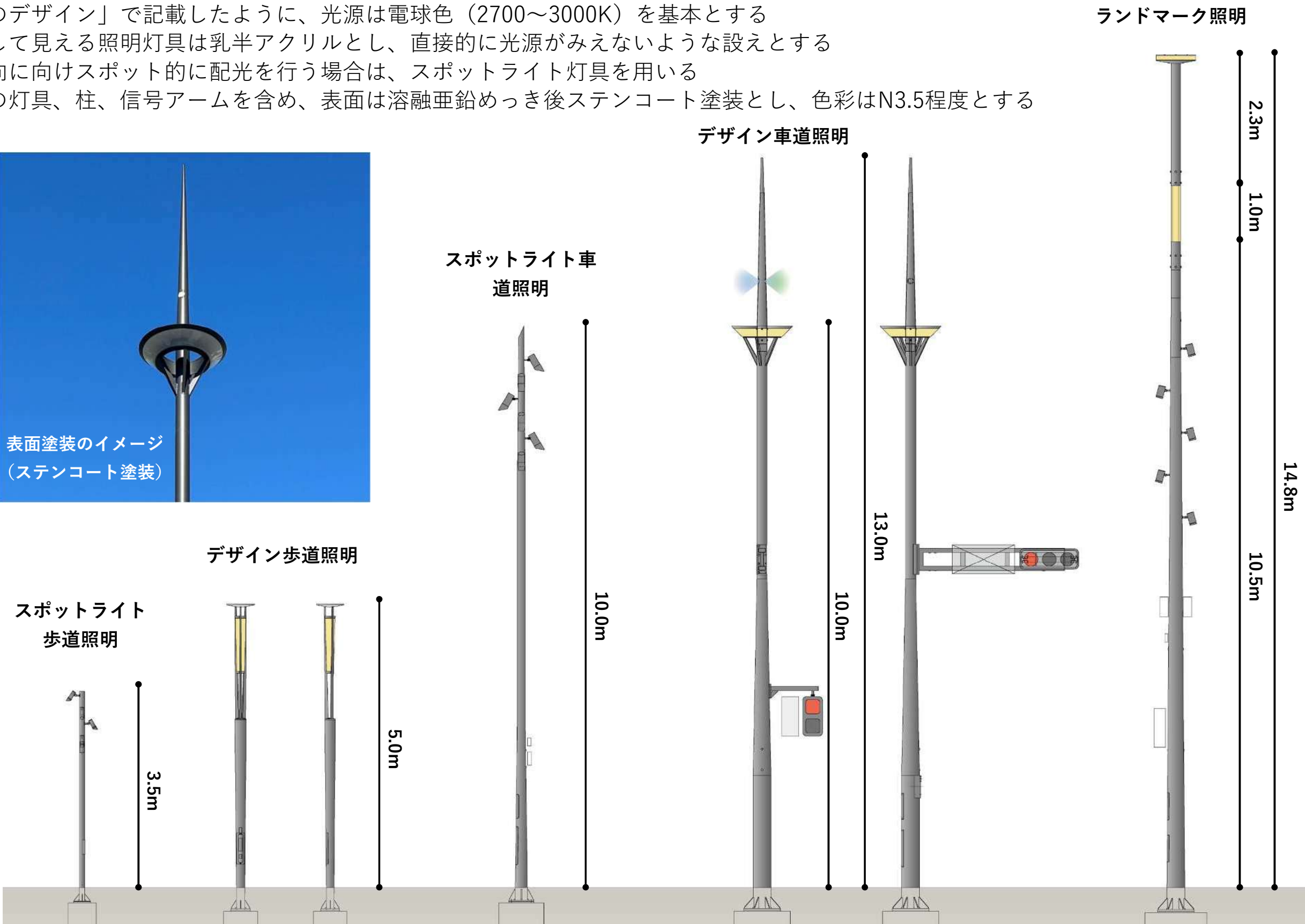
# 3. 公共空間のデザイン

## 3-4. ストリートファニチャー

### 3-4-2. 照明

#### 【照明：共通の考え方】

- ・ 「光のデザイン」で記載したように、光源は電球色（2700～3000K）を基本とする
- ・ 面として見える照明灯具は乳半アクリルとし、直接的に光源がみえないような設えとする
- ・ 下方方向に向けスポット的に配光を行う場合は、スポットライト灯具を用いる
- ・ 照明の灯具、柱、信号アームを含め、表面は溶融亜鉛めっき後ステンコート塗装とし、色彩はN3.5程度とする



## 3. 公共空間のデザイン

31

### 3-4. ストリートファニチャー

#### 3-4-2. 照明

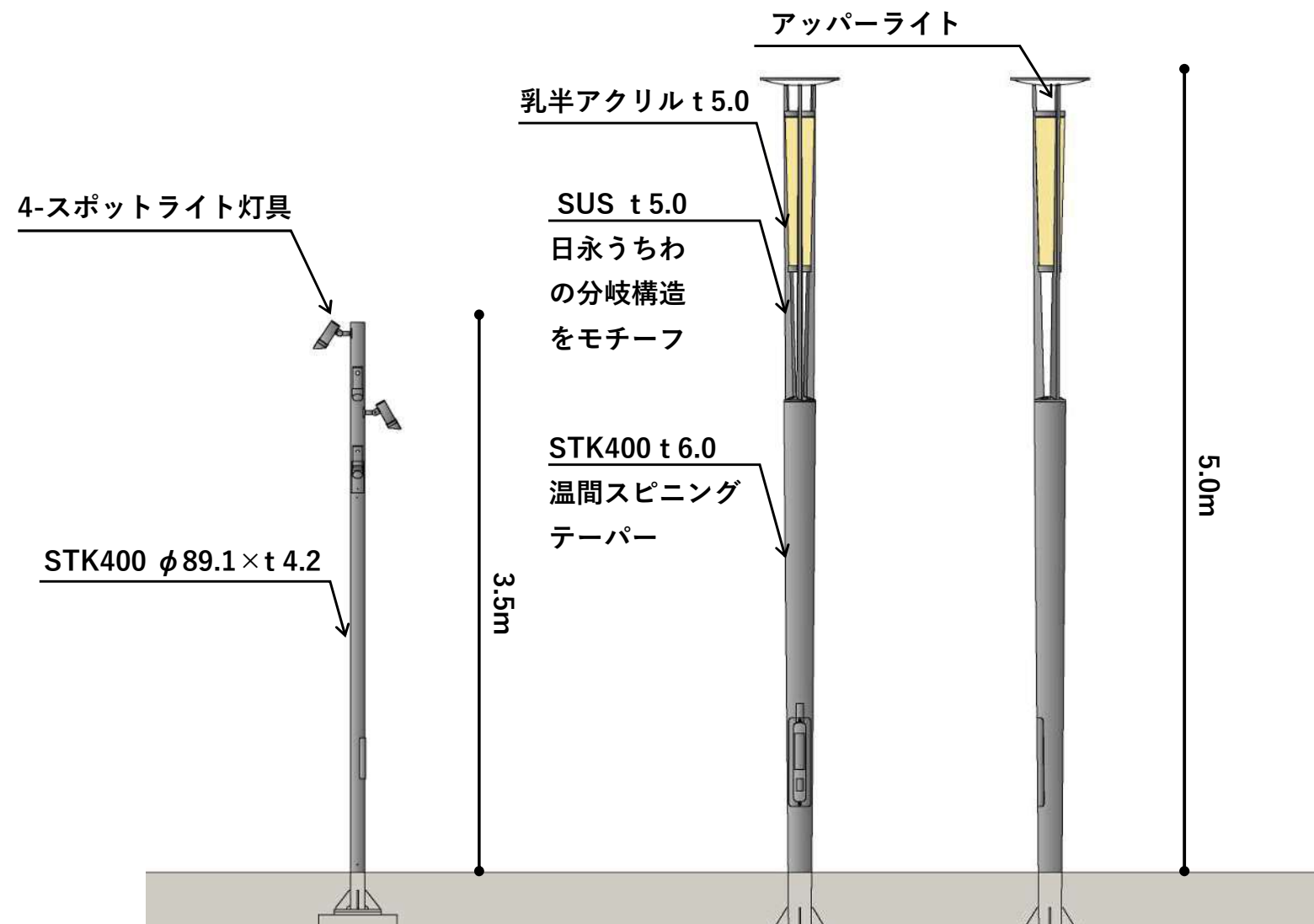
##### 【歩道照明の考え方】

##### 配置

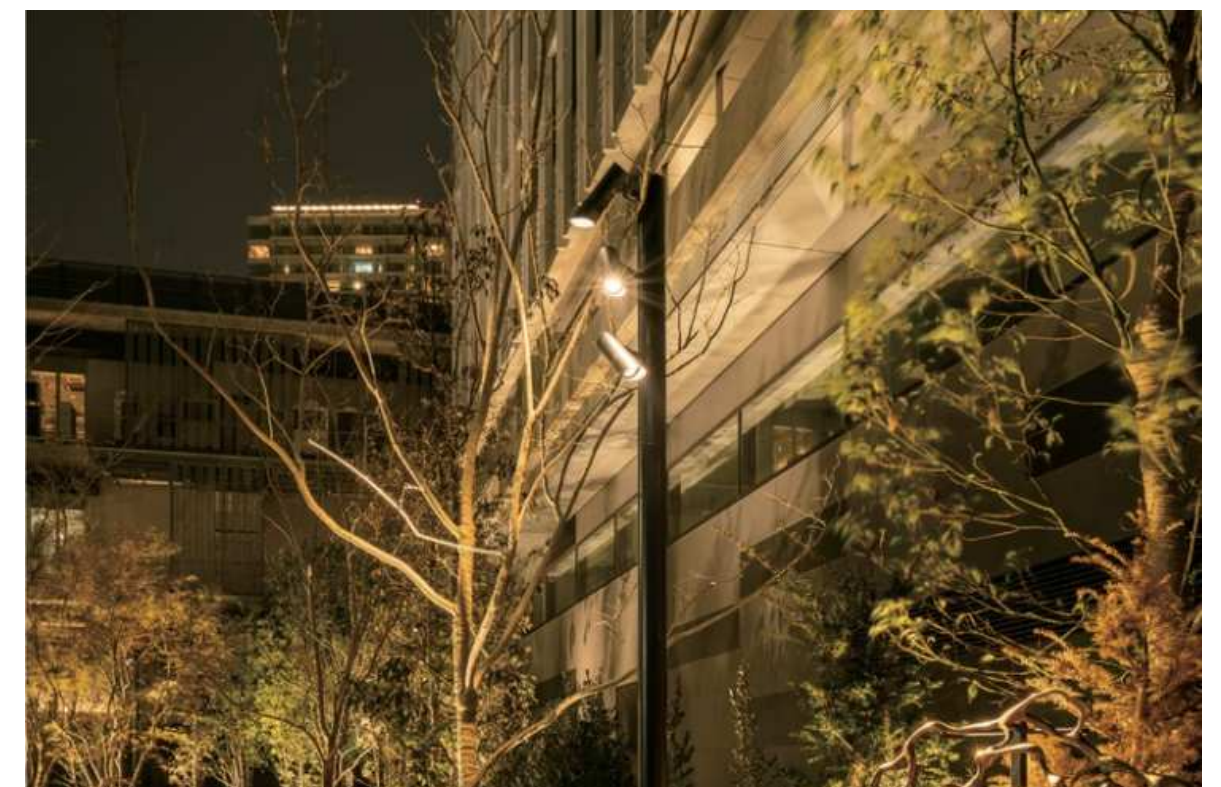
- ・歩道照明は車道を挟んだ南北の道路で可能な限り同一の横断上に配置し、南北歩道部での光の連続性を強調する
- ・中央通りのメインとなる歩行者動線には、意匠性の高い歩道照明を配置する
- ・側道や取付道路、部分的に照度の足りない箇所には、スポットライト照明を配置する

##### デザイン

- ・各照明のデザインと仕様については、以下に示す



デザイン歩道照明のイメージ



スポットライト歩道照明のイメージ

# 3. 公共空間のデザイン

## 3-4. ストリートファニチャー

### 3-4-2. 照明

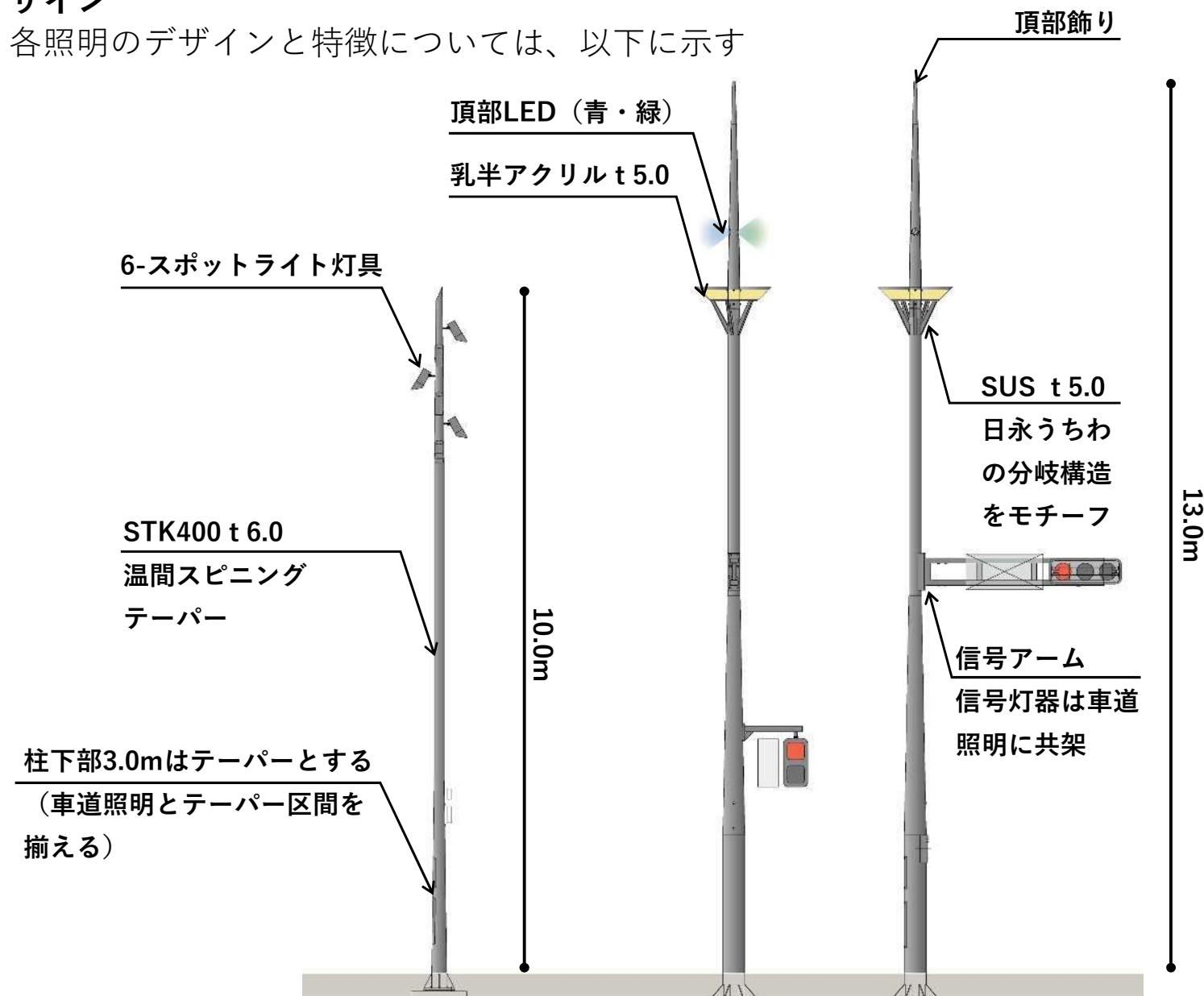
#### 【車道照明の考え方】

#### 配置

- ・ 特注の車道照明は車道空間に沿って千鳥配置する
- ・ 信号灯器の付帯する特注車道照明については、交差点の照度確保および信号設置位置を考慮した配置とする
- ・ 中央通り本線沿いに設置されない車道照明は、中央通りの軸性を強調するため、特注車道照明ではなく、スポットライト車道照明を設置する

#### デザイン

- ・ 各照明のデザインと特徴については、以下に示す



デザイン車道照明のイメージ



スポットライト車道照明のイメージ

# 3. 公共空間のデザイン

## 3-4. ストリートファニチャー

### 3-4-2. 照明

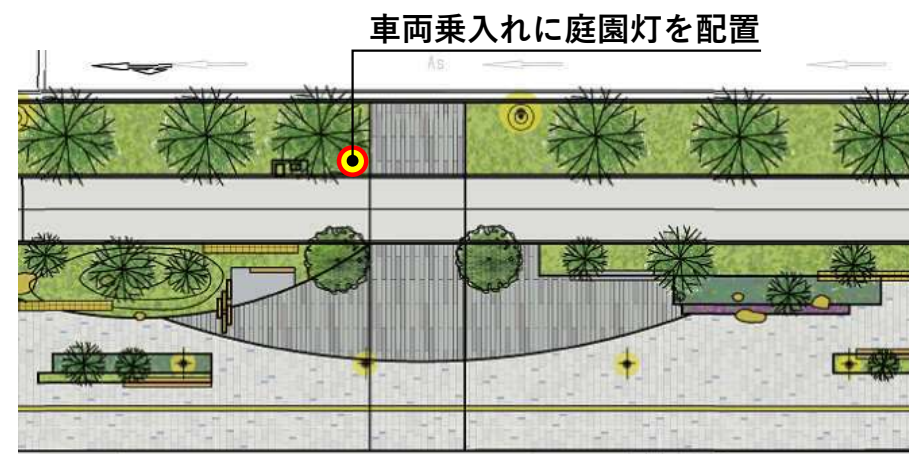
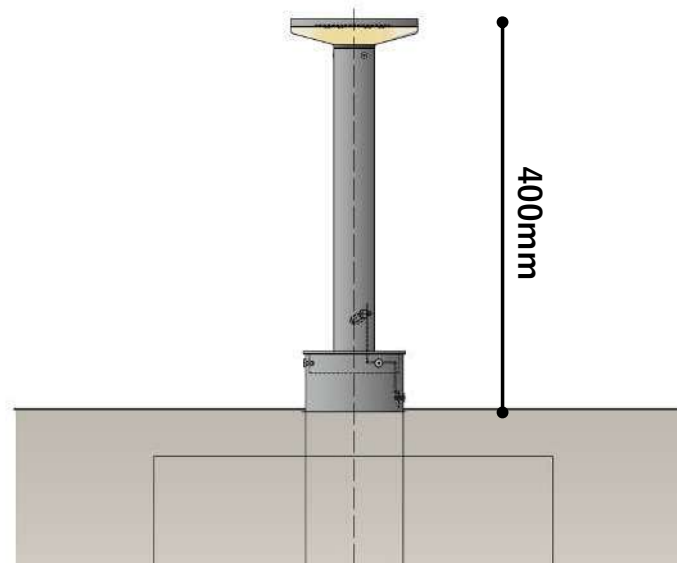
#### 【庭園灯の考え方】

##### 配置

- ・夜間でも安心して座れる居場所をつくるため、庭園灯は、木材ベンチ等の座り場のある植栽帯部に設置する
- ・夜間の車両乗入れ部を認知しやすくするため、車両乗入れ部に隣接した植栽帯内に庭園灯を配置する

##### デザイン

- ・庭園灯は、高さ400mm程度とし、下方方向の配光によって地表面を照らすものとする



庭園灯の配置イメージ



庭園灯のイメージ



アッパーライトのイメージ

グラフィック版にて  
写真差替予定

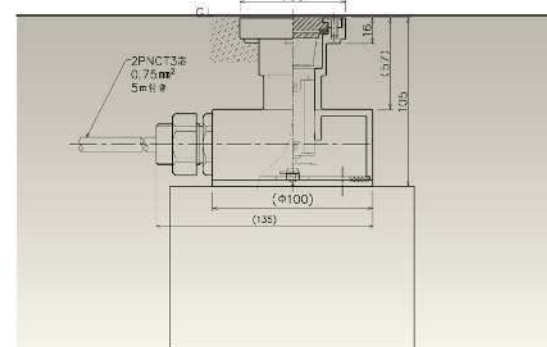
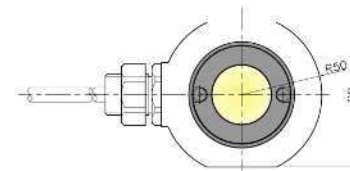
#### 【アッパーライトの考え方】

##### 配置

- ・景観上重要な樹木や街区の端部の高木に対して設置する

##### デザイン

- ・アッパーライトは埋込式とし、高木の枝下高さや照射高さに応じて、アッパーライトの照明強度を選定する



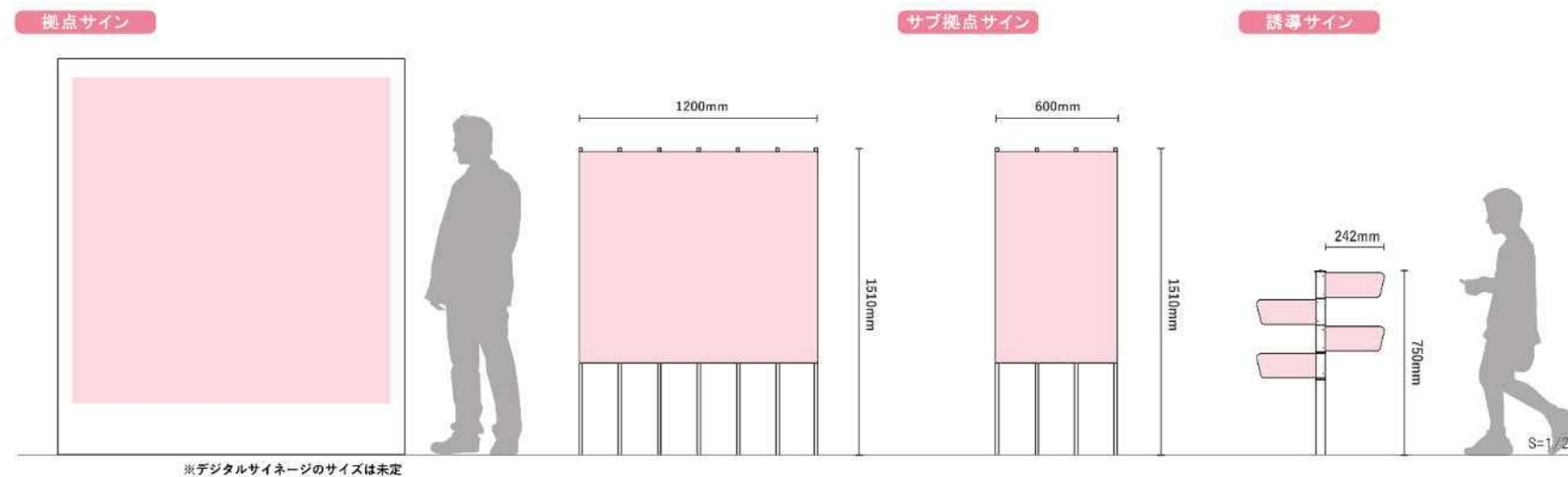
# 3. 公共空間のデザイン

## 3-4. ストリートファニチャー 3-4-3. サイン・屋外広告物

### 【サインのデザイン（公共サイン）】

- ・四日市市等公共が設置するサインを公共サインとする
- ・公共サインのグラフィックデザインは統一する
- ・盤面デザインは右記に示すレイアウトを基本とする  
和文；TBゴシックDB・R（場所により使い分け）／ 英文；Frutiger
- ・ピクトグラムは、JIS Z8210:2020 に基本的に準拠する
- ・自転車道歩道区分けサインについては、JISピクトの歩行者と自転車が分かりにくいいため、四日市オリジナルのピクトグラムを使用する
- ・施設名称は、公共サイン・民間事業者が設置する案内用サインなどにの区分に関わらず、表示する施設名称は可能な限り統一する（次頁以降に記載）

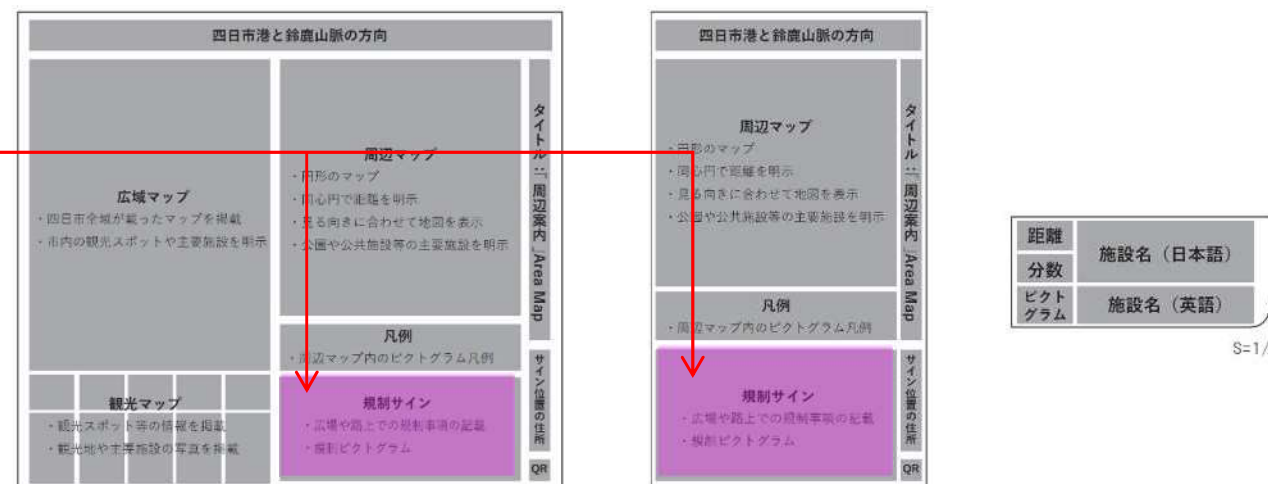
### ●公共サインの基本種別と形態



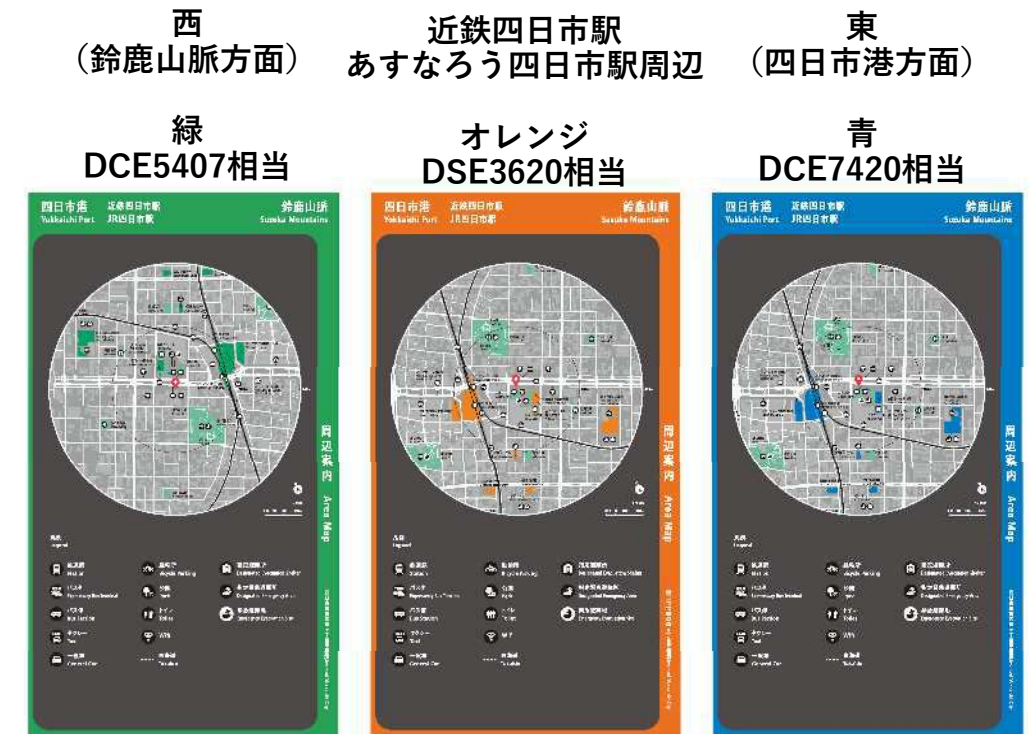
### ●公共サインのブロックプラン

規制サインは可能な限り  
下記サインの盤面内に記載

- 拠点サイン
- サブ拠点サイン
- ※公共空間の維持管理上必要なサインについてはこの限りではない



### ●公共サインのグラフィックデザイン <エリアごとのアクセントカラー>



### <行先誘導サイン>



### <自転車道路歩道区分けサイン>



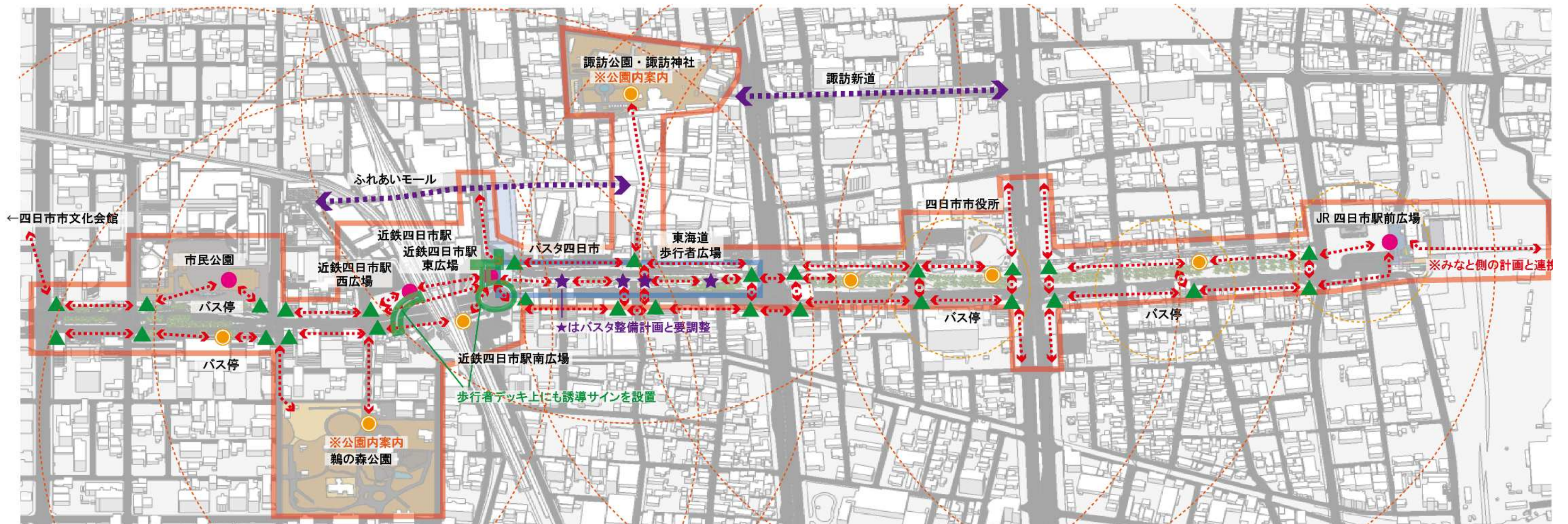
# 3. 公共空間のデザイン

## 3-4. ストリートファニチャー

### 3-4-3. サイン・屋外広告物

#### 【サインのデザイン（公共サイン）】

- ・ 拠点サインは、情報量に応じて、デジタルサイネージを採用する
- ・ サブ拠点サインは、各街区に1箇所程度を目安に設置を行い、諏訪公園、鶉の森公園では、公園内の案内を表示する
- ・ 誘導サインについては、歩行者経路の分岐部等に適宜設置する



※詳細なサイン配置については、今後調整

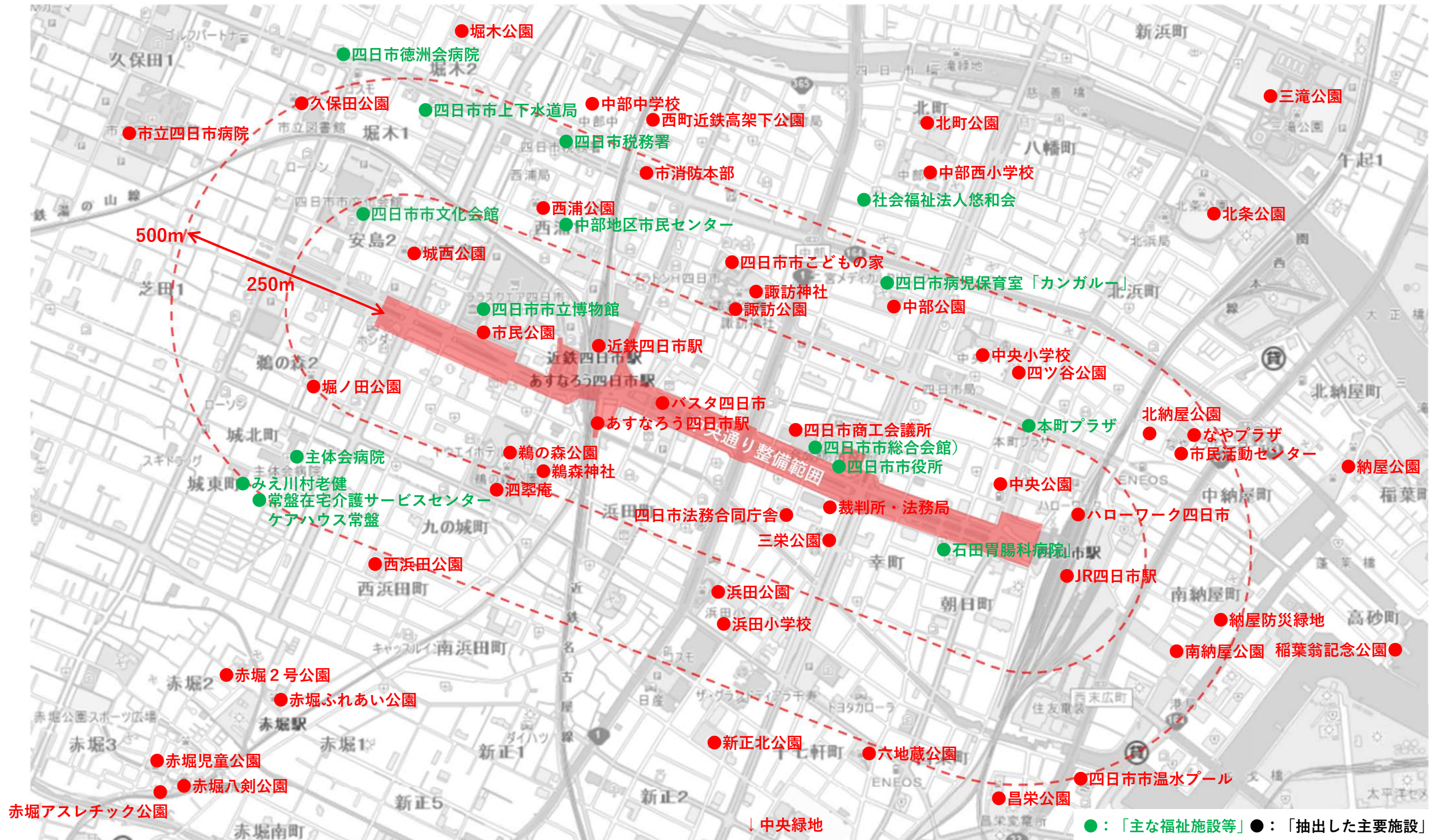
# 3. 公共空間のデザイン

## 3-4. ストリートファニチャー

### 3-4-3. サイン・屋外広告物

#### 【拠点サインの施設表示内容】

・拠点サインにおいて案内する施設



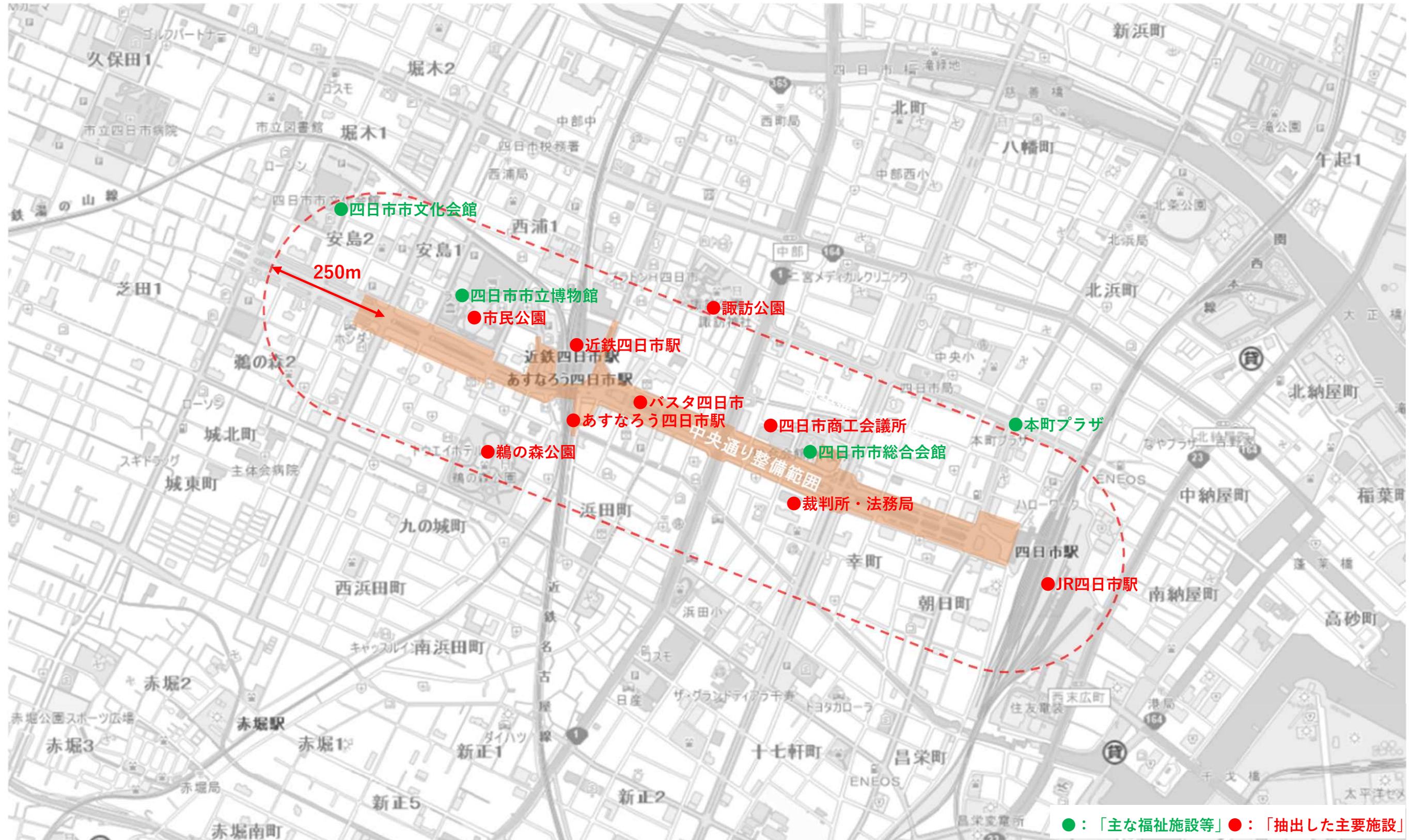
# 3. 公共空間のデザイン

## 3-4. ストリートファニチャー

### 3-4-3. サイン・屋外広告物

#### 【誘導サインの施設表示内容】

・ 誘導サインにおいて案内する施設 ※表示順序については、駅・バスタを最優先とし、その後は、サイン設置位置からの距離が近い順序で表示



## 3. 公共空間のデザイン

### 3-4. ストリートファニチャー

#### 3-4-3. サイン・屋外広告物

##### 【サインのデザイン（屋外広告物）】

- ・対象範囲において民間事業者が設置するサインのうち、**屋外に露出しているものをここでは「屋外広告物」とする**  
※壁面内側に設置され屋外から視認できるものについては、下記に配慮する
- ・中央通りの景観・夜間景観に留意し、周辺と調和したデザイン性の高いよっかいちのまちのブランディングに寄与する屋外広告物とする

##### 掲出数・大きさ・配置・位置

- ・可能な限り集約し、大きさは最小限とし、壁面面積の1/10以下とする
- ・屋外に掲示する屋外広告物は1建築につき2以下とする
- ・突き出し看板等突出広告は、1建築につき1以下、2㎡以下とする
- ・屋上広告は設けない
- ・緊急対応を除いて、景観を損なう乱雑な張り紙による表示は行なわない

##### 色彩

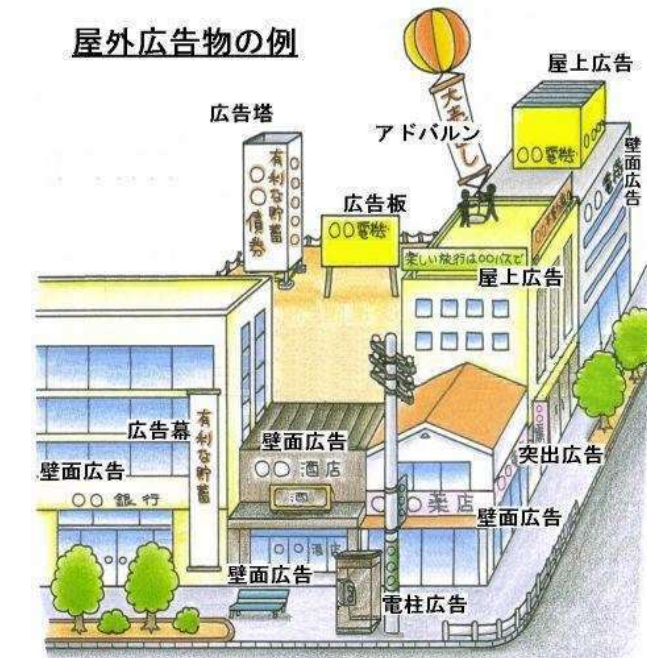
- ・色数は3以下とし、原色の組み合わせを用いない
- ・彩度は可能な限り低くし、周辺の景観との調和に留意する

##### 内容

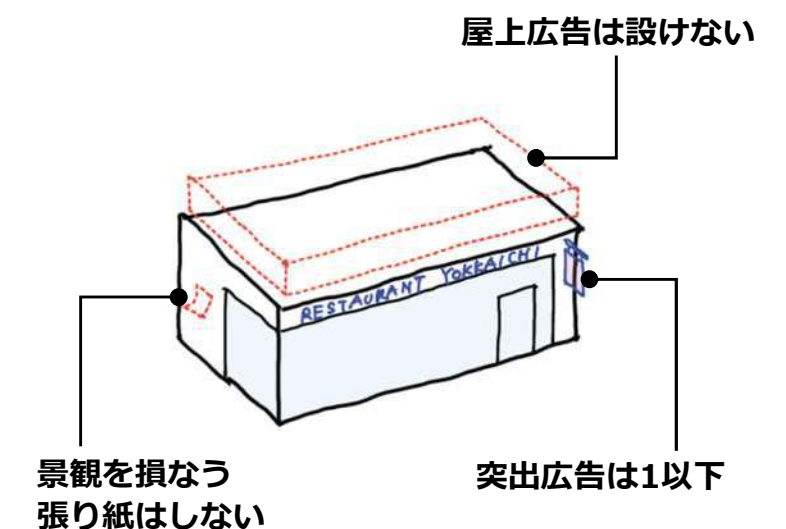
- ・表示内容は、簡素化・最小化し、縦書きと横書きの混在はせず、利用者にわかりやすい表示とする
- ・ピクトグラム等を積極的に使用し、可能な限り文字を減らしたデザインとする
- ・商品名のみ強調やサービスの直接的表現は可能な限り避ける

##### 映像装置 ※プロジェクションマッピングを含む

- ・ネオンサインは設けない
- ・光の動き、点滅、色の変化の速度は緩やかなものとし、周辺の夜間景観を阻害しないよう留意する
- ・夜間景観に配慮した明るさとする
- ・観光情報、交通情報、地域情報、災害時の情報等まちの魅力や安全性を高める映像等を提供することが望ましい



<屋外広告物の種類> ※三重県屋外広告物の手引きより



# 3. 公共空間のデザイン

## 3-4. ストリートファニチャー 3-4-3. サイン・屋外広告物

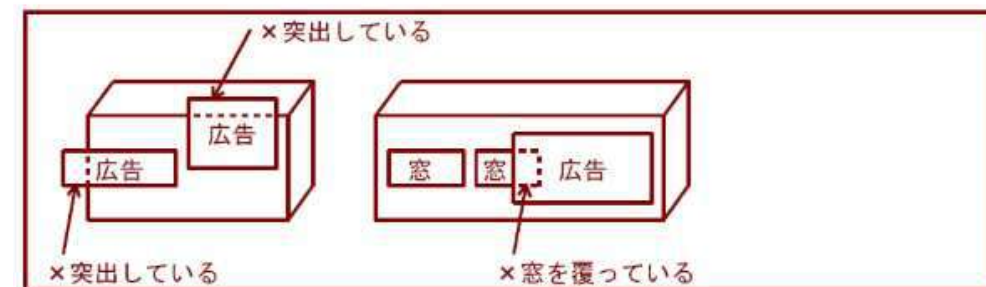
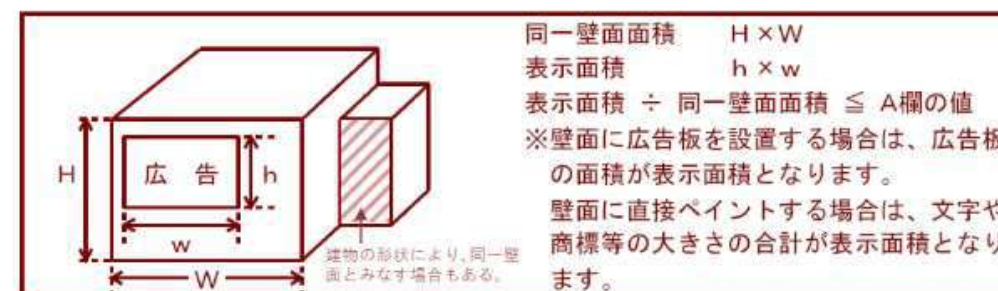
※参考 三重県屋外広告物条例の手引き

<屋外広告物の種類>

※三重県屋外広告物の手引きより

### 壁面広告

- 面積  
表示面積の同一壁面面積（窓その他の開口部を含む。）に占める割合がA欄の値以下であること。
- 備考  
①壁面上端及び両側端から突き出ないものであること。  
②窓その他開口部を覆わないものであること。

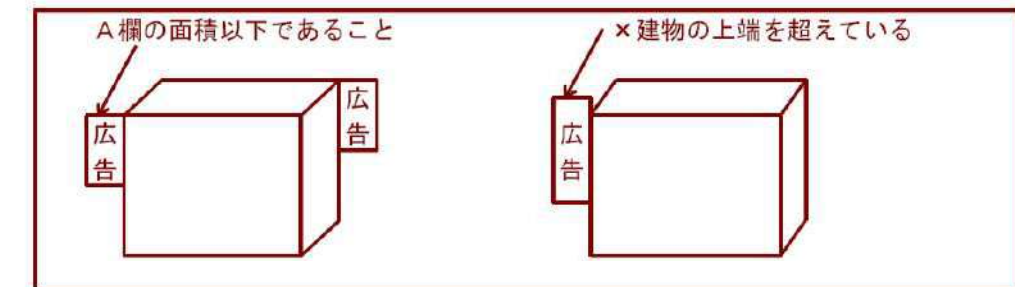


区分	禁止地域（自家用広告物）	許可地域
A 表示面積	1/4	1/2

戦略では1/10としている  
※伊勢志摩屋外広告物沿道景観地区の景観形成基準は1/7

### 突出広告

- 面積  
1面の表示面積がA欄の値以下であること。
- 備考  
①広告物の上端が取付け壁面の高さを超えないこと。  
②道路に突出する場合は、道路占用にかかる手続きを行うこと。



区分	禁止地域（自家用広告物）	許可地域
A 表示面積	10㎡	20㎡

戦略では2㎡以下としている  
※平屋を想定しているため

# 3. 公共空間のデザイン

## 3-4. ストリートファニチャー

### 3-4-3. サイン・屋外広告物

#### 【サイン：配置・デザインの考え方】

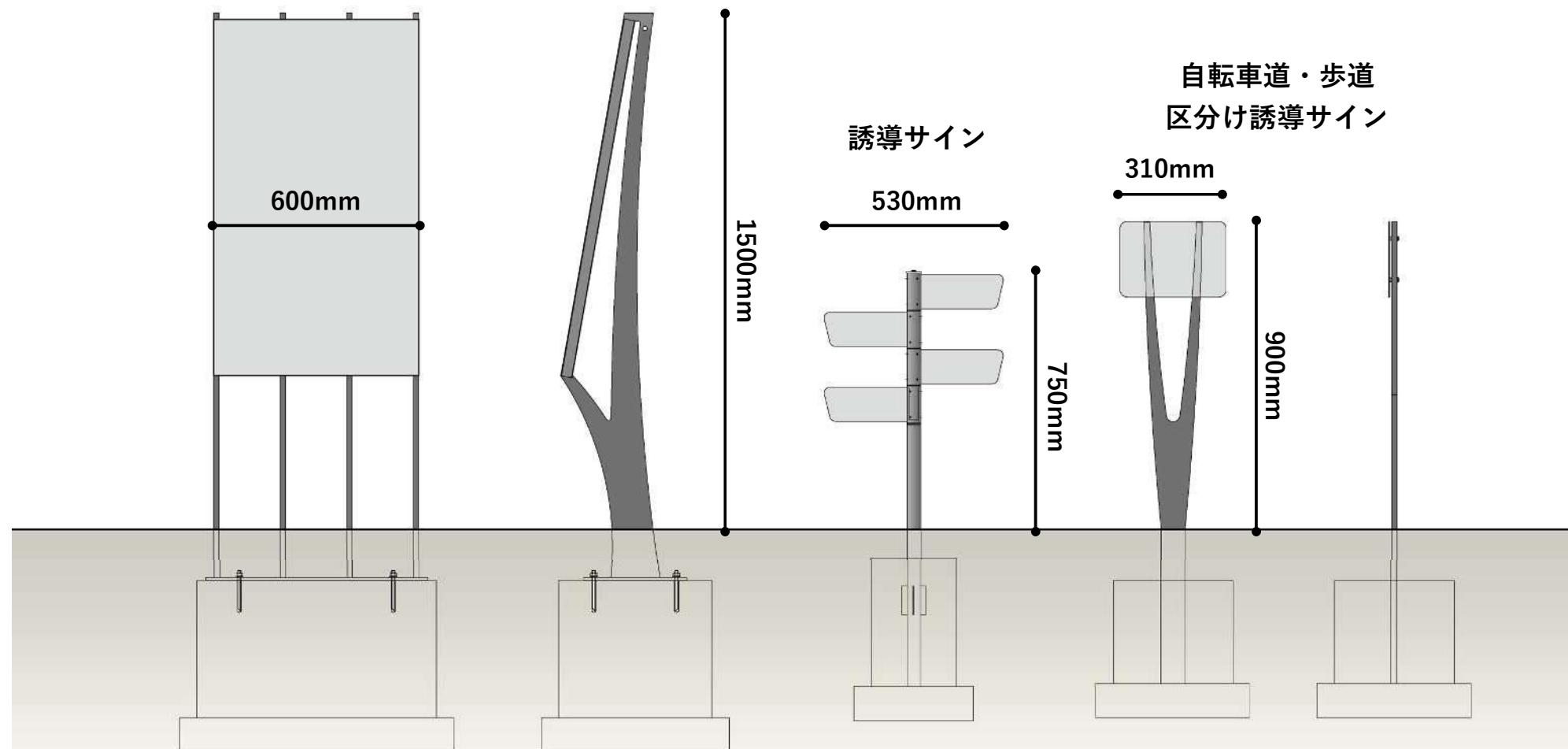
#### 配置

- ・案内サインは拠点性のある場所に設置し、周囲からの視認性に配慮し、歩行者動線上に設置する
- ・誘導サインは、経路の分岐部等に設置し、歩行者の進行方向を誘導する
- ・自転車歩行者区分サインは、交差点から自転車道への経路に設置し、自転車と歩行者の分離を誘導する

#### デザイン

- ・四日市の伝統工芸品である日永うちわの分岐構造をモチーフとした形状を基調としたデザインとする
- ・各サインの表示面の向きは、サインの視認性、表示内容に応じて設定する
- ・表示面を除き、サイン躯体・柱部の色彩はN3.5程度とする
- ・サイン表示面は、仮設表示のものを除き、10年耐候性とする
- ・誘導サインは、高さを低く抑え、誘導する施設の向きに合わせて方向を変えられるような仕様とする

案内サイン（サブ拠点サイン）



案内サインのイメージ



誘導サインのイメージ

# 3. 公共空間のデザイン

## 3-4. ストリートファニチャー

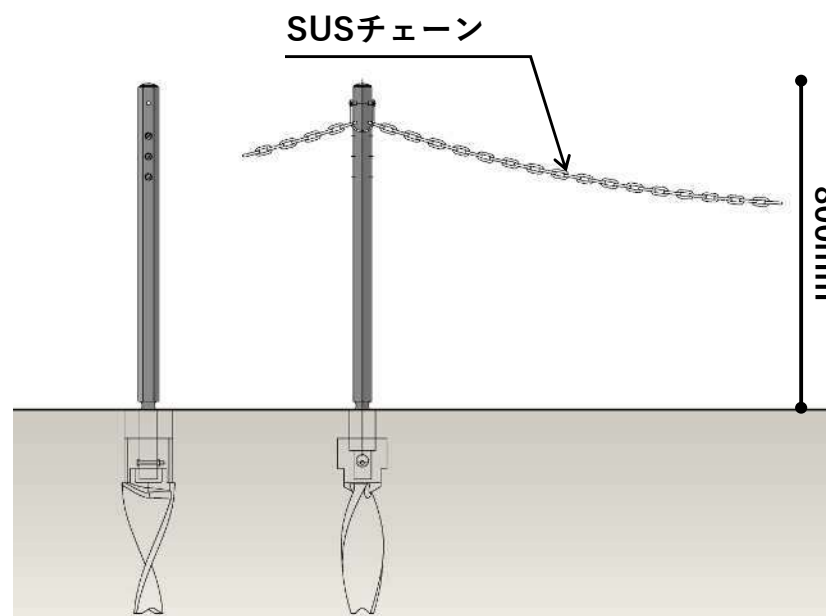
### 3-4-4. 安全施設等

**【安全施設等：共通の考え方】**

- ・安全施設等の構造物の色彩は、基本的にN3.5程度に統一し、必要に応じて、反射体やデリネーターを設置する
- ・④ボラードは、歩行者や自転車動線上に設置されるため、明度をN4.0程度にし、反射体を設置する

**①横断防止柵H800（チェーン付き）**

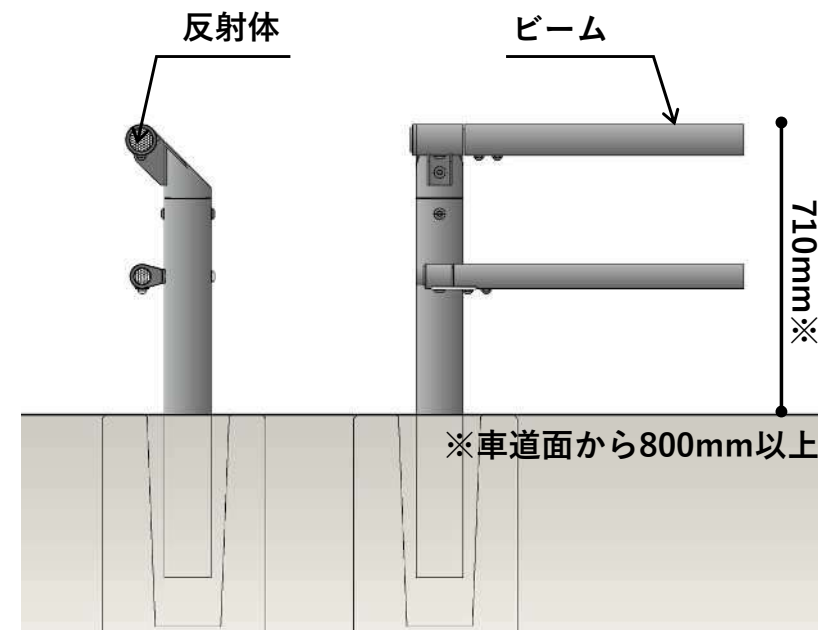
- ・歩行者の横断を防止する箇所等に設置



横断防止柵のイメージ

**②車両用防護柵**

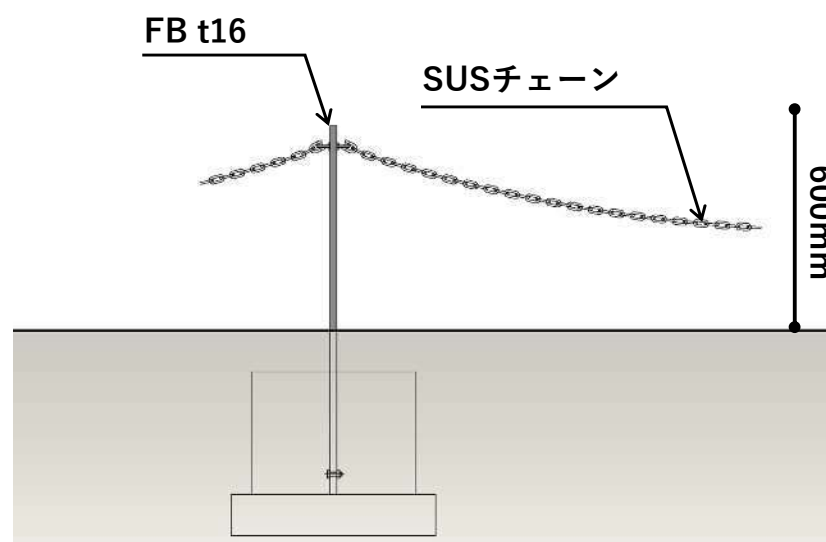
- ・車両の衝突や転落を防止する箇所に設置



車両用防護柵のイメージ

**③進入防止柵H500（チェーン付き）**

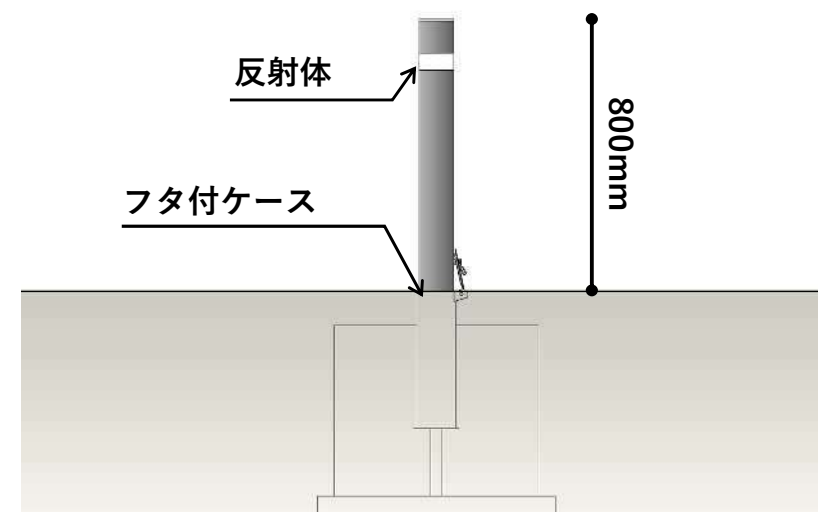
- ・歩行者の進入を防止する箇所に設置



進入防止柵のイメージ

**④ボラード(Hc種/脱着式)**

- ・横断部や交差点巻き込み部など車両の衝突を防止する箇所に設置



ボラードのイメージ

## 3. 公共空間のデザイン

### 3-4. ストリートファニチャー

### 3-4-5. モニュメント等地物

#### 【モニュメント等の共通の考え方】

- ・中央通りの景観の統一性と図と地の関係に配慮し、中央通り再編事業では、基本的に新規モニュメントを設置しない方針とする
- ・やむを得ず新規モニュメントを設置する場合は、3-5.公共空間内建築物のデザインのルールに留意しデザインを検討・設計する
- ・既存のモニュメントについては、計画に合った適正な位置に再配置し、既存の表面材等が損傷または剥離等している場合は、適宜塗装や表面仕上げを更新する

#### 【その他地物：景石の考え方】

- ・周辺の公園や道路工事で発生する石が景石として流用できる形状、計画に調和した風合いを有する場合は、再利用する
- ・景石は歩行者動線の邪魔にならない箇所に配置し、寸法に応じて、踏み石や座石等で使い分ける



景石のイメージ



既存モニュメントの再配置イメージ

#### 【その他地物：分電盤の考え方】

- ・分電盤等の設備上必要となる地物は、機能上必要な最小限の寸法とする
- ・地物の色彩は、基本的にN3.5程度とし、その他構造物と統一する



分電盤等の地物のイメージ

# 3. 公共空間のデザイン

## 3-4. ストリートファニチャー

### 3-4-6. スマートポール

#### 【スマートポールの考え方】

#### 配置

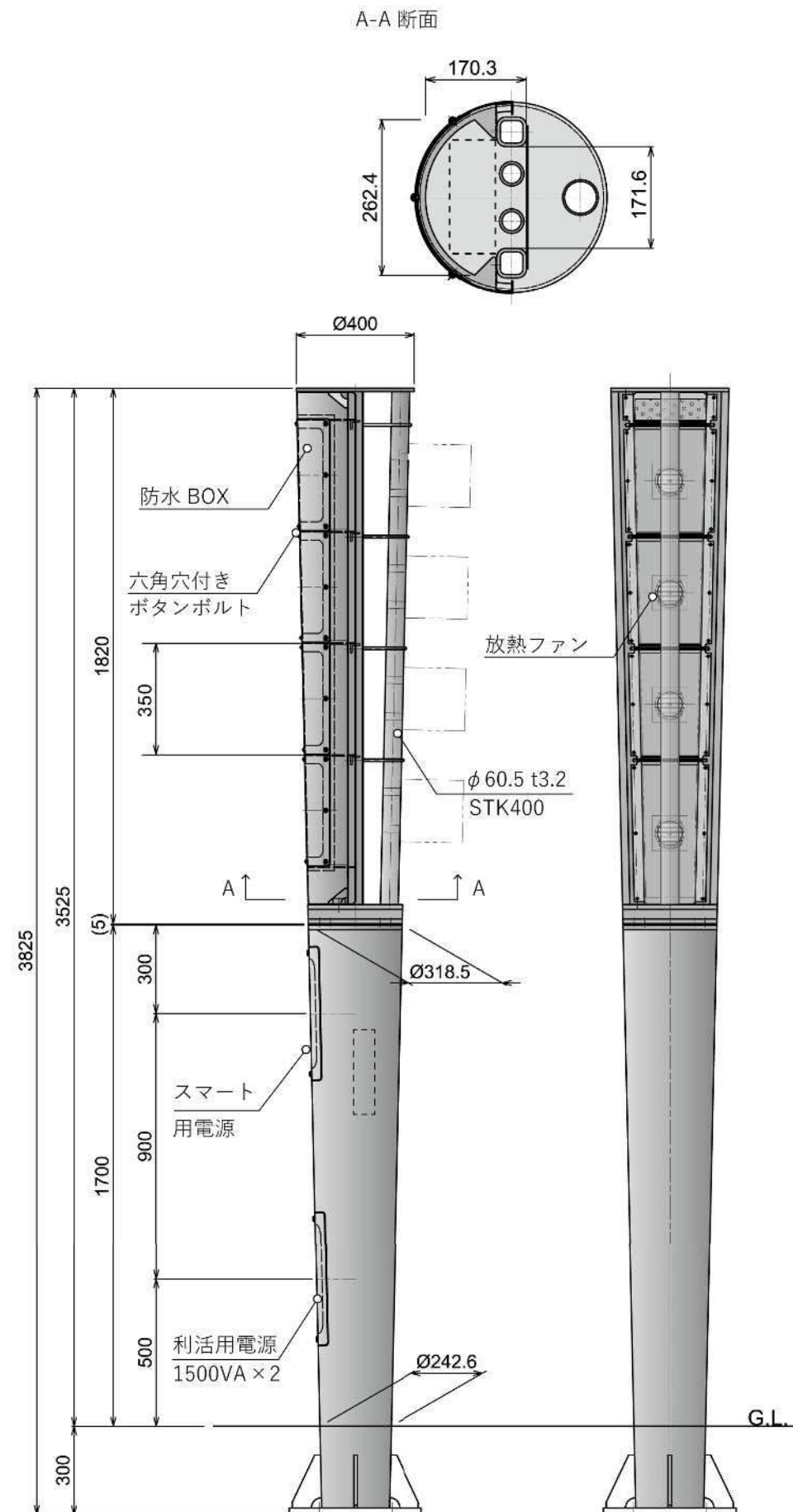
- ・スマートポールは、付帯するセンシング機器（AIカメラや環境センサ等）のデータ取得目的や機器の仕様・特性に応じた配置・向きとする

#### 仕様

- ・スマートポールへのセンシング機器の設置を想定し、センシング機器を稼働するためのスマート用電源を用意し、必要に応じて、利活用電源を付帯させる

#### デザイン

- ・スマートポールは、センシング機器の設置高さを考慮した最低限の高さとし、センシング機器に付帯する設備機器等が格納できるような形状とする
- ・センシング機器に付帯する設備機器をスマートポール自体に格納する場合は、放熱を考慮し、格納するBOX部に換気用のファンを設ける
- ・付帯する設備機器が多く、収納できない場合には、別途機器収納BOXをスマートポールとは別で設置し、スマートポールのサイズが過大とならないようにする
- ・センシング機器や設備の取付方法を考慮したポール径や形状とする
- ・躯体の色彩はN3.5程度とする



スマートポールのイメージ

## 3. 公共空間のデザイン

### 3-5. 公共空間内建築物のデザイン

- ・ここでは中央通りおよび中央通り公園に整備される建築物を想定してデザインルールを記載

#### 3-5-1. 形状

##### ①矩形などシンプルなシルエットとし、過度な装飾は行わない

- ・ストライプ状のニワ等と呼応させ、全体として統一感を演出するために、直線で構成された矩形、長方形のフットプリントを基本とする
- ・建築物は、シンプルなシルエットとし、「図」として目立たせ過ぎないように留意する  
※四日市らしさの表現等形態に意味がある場合は除く
- ・仮設のオーニング等を除き、可能な限り単純な形状とする。

##### ②屋内だけでなく、屋外の滞留空間の創出にも寄与するデザインとする

- ・屋外テラスなどを設置し、屋外の滞留空間の創出にも寄与する構成とする

##### ③荷捌き等の乗り入れについては、中央通り公園の正面に可能な限り設けないこととし、やむを得ない場合は、中央通り公園の正面からの見え方に配慮する

- ・荷捌き等自動車の乗り入れに関しては、可能な限り中央通り正面（バリアフリー動線に面したファサード）に設けない
- ・設ける場合は、中央通り公園の正面からの見え方に配慮する

##### ④階段等の手摺については、縦線を基本とする

- ・階段等の手摺については、デッキデザインと統一感を演出するため、縦線を基本とする

##### ⑤庇（ひさし）等を設け、オープンスペースとの間に縁側的な中間領域を可能な限り確保する

- ・公園オープンスペースとの一体的な利用を促進するため、中間領域を可能な限り確保する

##### ⑥室外機等設備機器については、可能な限り建築ボリュームと一体化させ、シンプルな建築外形を崩さないよう配慮する

- ・一体化できない場合は、フェンスや緑化等目隠しにより直接視認できないよう留意する  
※ベンチ等滞留空間の一部となる場合には、上記の限りではない

##### ⑦北側壁面および南側壁面については、まちづくりの連続性に配慮し、可能な限り“裏側”と見えない形態とする

- ・北側壁面と南側壁面の形態の違いから、どちらかが“裏側”と見えない形態となるよう留意する



(上) シンプルな形態の店舗のイメージ



屋外に開いたテラスのイメージ



縦線の手すりイメージ

# 3. 公共空間のデザイン

## 3-5. 公共空間内建築物のデザイン

・ここでは主に中央通りに整備される建築物を想定してデザインルールを記載

### 3-5-2. 色彩 ※景観計画の対象とならない建築物を想定

#### ①無彩色をベースカラーの基本とする

・緑、人のアクティビティを「図」として見せる景観形成を目指すため、施設ボリュームのベースカラーは無彩色を基本とする。

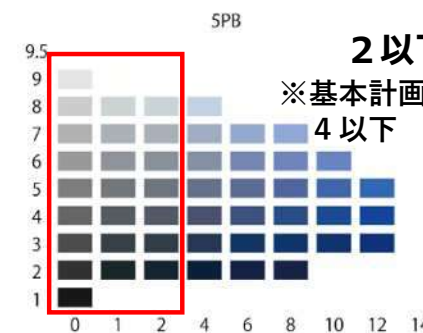
※仮設的設えは除く

#### ②エリアのデザインに合わせて効果的なアクセントカラーを取り入れる

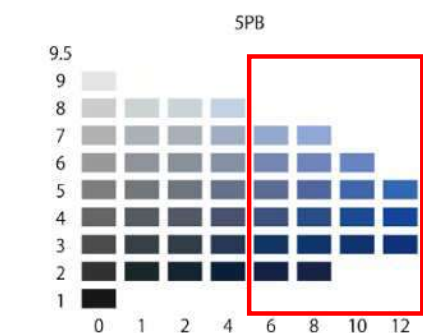
・彩度6以上のアクセントカラーを効果的に取り入れ、変化を演出する  
 ・色相については、緑や花々と競合しないように留意する

※アクセントカラーは表面積の20%以内に使用される色彩とする

【ベースカラーとして推奨される色彩範囲】  
 ・無彩色に近い色彩範囲とする（彩度2以下）



【アクセントカラーとして推奨される色彩範囲】  
 ・空間に変化を与える色彩範囲とする（彩度6以上）

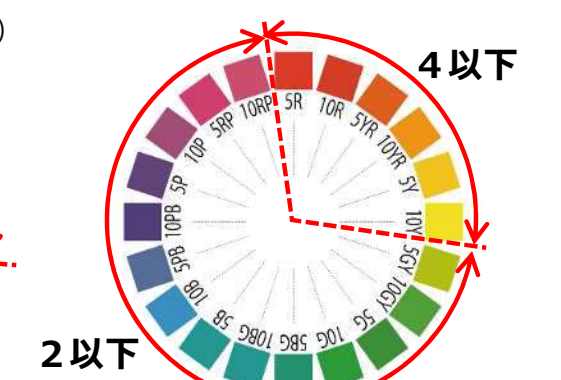


<景観計画との関係>

【四日市市景観計画の適合対象となる大きさの建築物】；景観計画に準拠しつつ、色相範囲は左記に準拠することを推奨

【上記以外の建築物】；左記のカラーコードを推奨

【景観計画における色彩範囲】  
 ・彩度の規定有、色相範囲規定なし



交通⇄まち ゲートエリア

四日市の豊かな自然と出会う憩いの空間

緑⇄生活 ガーデンエリア

新しい技術に出会う 緑豊かな四日市の顔となるターミナル空間

駅・まち⇄みなと ハーバーエリア

四日市の人や文化、歴史に出会う交流空間

駅・まち⇄みなと ハーバーエリア

みなとの雰囲気に出会うターミナル空間

#### 【自然に調和する色彩】

- ・豊かな自然を演出するアースカラーを用いる
- ・自然素材の質感を重視し、構造物は光沢を抑えた色彩とする
- ・アクセントカラーは極力用いない

自然に調和する色彩の事例（渋谷、日本）



#### 【都市的なイメージを演出する色彩】

- ・周辺環境との調和を考慮し、他エリアよりも都市的なイメージを演出する色彩計画とする
- ・アクセントカラーは極力用いない

都市的なイメージを演出する色彩の事例（Fabryczna, Poland）



#### 【親しみやすい色彩】

- ・アクセントカラーとして彩度が高い色彩を用いることで変化を感じる親しみやすい色彩計画とする
- ・ヒューマンスケールの利活用のための設え施設にアクセントカラーを効果的に用いる

親しみやすい色彩の事例（NewYork, USA）



# 3. 公共空間のデザイン

## 3-5. 公共空間内建築物のデザイン

・ここでは主に中央通りに整備される建築物を想定してデザインルールを記載

### 3-5-3. 素材・仕上げ

#### ①まちの縁側となるバッファゾーンについては景観へ配慮した設えとする

- ・住宅街や民地と中央通りが面するバッファゾーンは、まちと中央通りを柔らかくつなぐ「まちの縁側」として、以下のような景観へ配慮した設えとする
- ・中央通りの賑わい演出のために、民地側および中央通り公園側から見た際に、屋外から屋内のアクティビティが見える設えとする
- ・沿道街区の景観に配慮し、圧迫感を与えるような10m以上の長大な壁面を避ける
- ・透過性の高い壁面を外周壁面延長の50%以上に設ける

#### ②周辺との調和に留意し、木材を積極的に利用する

- ・外装や床仕上げ、什器など木材を積極的に利用する

#### ③多様な緑化手法を取り入れた設えとする

- ・壁面緑化・屋上緑化等、多様な緑化手法を取り入れた設えを採用する

#### ④質感を感じる仕上げを極力採用する

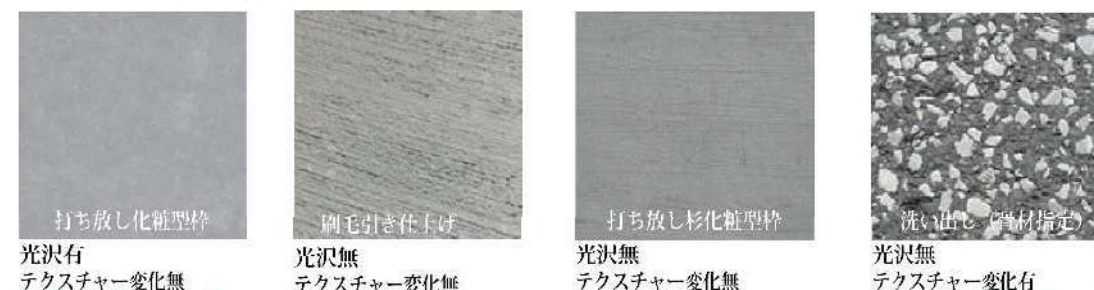
- ・光沢感や均質なテクスチャーは極力避け、微細な変化を感じる仕上げを採用する

▶質感を感じる仕上げ例（人工的な印象を与える銅材とコンクリートについては、特に配慮が必要）

銅材の仕上げ例

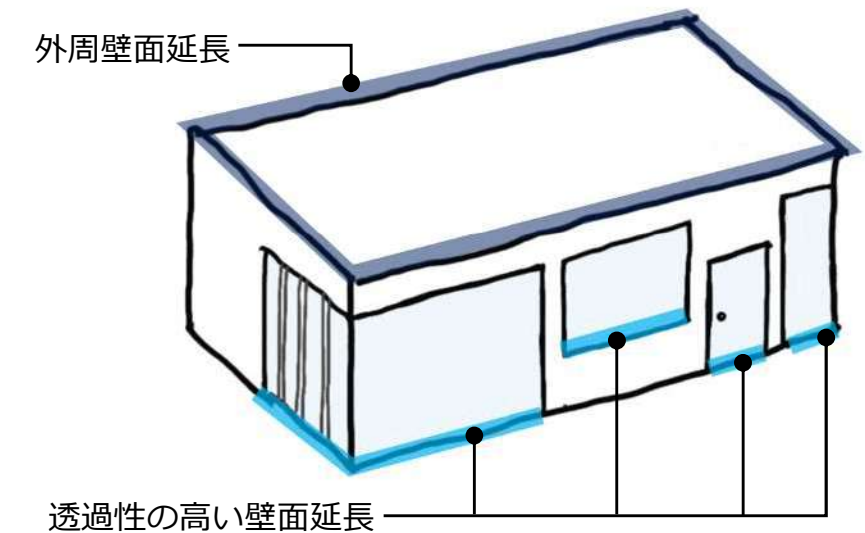


コンクリートの仕上げ例



好ましくない仕上げ

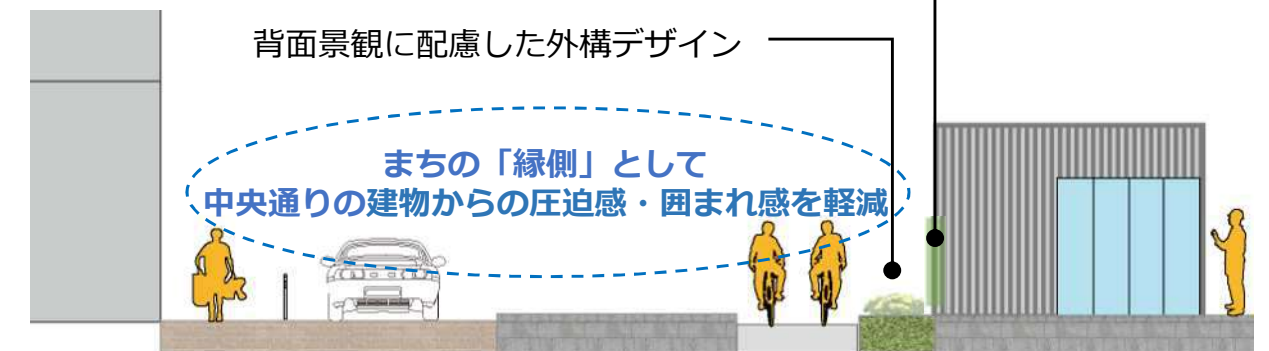
好ましい仕上げ



長大な壁面としない  
多様な緑化手法・木材利用

背面景観に配慮した外構デザイン

まちの「縁側」として  
中央通りの建物からの圧迫感・囲まれ感を軽減



透過性の高い壁面のある公園建築のイメージ



## 3. 公共空間のデザイン

### 3-6. 景観維持のための工夫や補修・復旧ルール

- ・整備後、日常時の利用や沿道開発等により、景観が損なわれることの無いように、中央通りの景観維持を目的としたルールを記載

#### 【景観維持のためのエリア設定と誘導】

- ・歩道や公園等の公共空間は、歩行者・来訪者の日常利用・滞留のための空間として位置づけ、アーバンスポーツ等への活用については、別途整備を行うアーバンスポーツエリアでの利用を促す
- ・日常利用・滞留のための空間では、以下のような工夫が望ましい

#### ①ストリートファニチャー周囲への緑化舗装の設置

- ・緑化舗装により、人が滞留するスペースと、人が移動・活動するアクティブな空間を柔らかく仕切り共存できるようにする

#### ②ベンチ座面への段差の設置

- ・ベンチの角や座面を使ったアーバンスポーツとしての利用を誘発しないように、座面部への段差の設置や突起のある金具を設ける

#### 【歩道補修・復旧ルール】

- ・経年劣化による舗装のひび割れ補修や沿道の開発による建物の建て替え、地下埋設物の更新等に伴う歩道部の掘り返し後の歩道復旧については、原則、原形復旧とする
- ・復旧に関しては、以下のルールへの準拠が望ましい

#### ①経年劣化による舗装のひび割れや破損についての補修ルール

- ・日常の利活用等に伴う舗装のひび割れや一部破損が起きた場合は、破損部分を撤去後、コンクリートやアスファルトによる充填等による補修は行わず、周囲のインターロッキングブロックを丁寧に取り外した後、既存の舗装パターンを踏襲した上で、同等の舗装材で復旧することが望ましい

#### ②路面の掘り返しについての復旧ルール

- ・①と同様、掘り返し部については、コンクリートやアスファルトによる復旧は行わず、同等の舗装材で復旧することが望ましい
- ・舗装版切断等に伴い中途半端な寸法となった舗装材は撤去とし、現状の舗装パターンに合わせ、同等の舗装材で復旧することが望ましい
- ・整備後の補修・復旧を考慮し、当初整備段階で、汎用性のある舗装材の採用や複雑な舗装パターンの採用は行わないことが望ましい
- ・インターロッキングブロックの目地は敷き砂を基本とし、補修・復旧時の取り外しが容易となるような整備が望ましい



ベンチ周りの緑化舗装設置イメージ



座面部の段差設置イメージ

## 4. 沿道建築物等のデザイン

### 4-1. 目指す方向性

- ・中央通りの整備に伴い沿道開発が促されることで、沿道はもとより周辺地域へと、さらなる賑わいの創出や都心居住の増加が期待される
- ・その実現に向け、まちなみの在り方についても検討を進めつつ、新たな再開発における協議や調整を通して今後、適宜景観形成戦略に追記を図る

#### 望ましい沿道建築物等のデザイン

ニワミチよっかいち基本計画で掲げるコンセプトやデザイン方針と連動した一体感のある中央通りを目指し、中央通り沿線での開発における望ましい沿道建築物等のデザインについて、以下に3つ示す

#### ①低層部の賑わい施設

中央通りに面した建築物低層部には、利活用と連動した空間活用として、日影をつくる庇やオーニング、テーブルやベンチ等の設えの導入が望ましい

【低層部の賑わい創出の開発事例】  
「サクラマチくまもと」



#### ②回遊性向上に寄与する滞留空間

中央通りに面した建築物低層部に、歩行者が滞留・休憩できる滞留空間を導入することによって、歩行者の回遊性向上と中央通り全体での賑わい創出が期待される

【低層部の滞留空間の開発事例】  
「福岡銀行本店」



#### ③豊富な植栽・緑化

新たな再開発においては、低層部への賑わい施設・回遊性向上に寄与する滞留空間の機能や、緑と連携した設えの導入が望ましい

【低層部の賑わい創出、緑の連携に寄与する駅前の開発事例】  
「コンフォートホテル四日市」



※三重県初まちなかウォークブル推進事業を適用



“ニワミチよっかいち”利活用戦略  
(素案)

# 1. 目次

<b>1. 利活用戦略の狙い</b>	<b>3</b>
1-1. 利活用戦略の背景と狙い	3
1-2. 利活用戦略の使い方	5
1-3. 対象範囲	6
<b>2. 利活用の体制</b>	<b>7</b>
2-1. ニワミチ全体の一体的なマネジメントを 実現するまちづくり主体	7
2-2. 体制	8
<b>3. 利活用の基本的な考え方</b>	<b>9</b>
3-1. 利活用における3つの戦略	9
3-2. 戦略①「みんなが気持ちよく過ごすこと ができる」居心地の良さの実現	11
3-3. 戦略②「みんなで作くり、育てていく」 インクルーシブな賑わいづくり	12
3-4. 戦略③「使い続けたいくなる、何度も来たいくなる」 魅力的なコンテンツ・効果的な情報発信	13
<b>4. 利活用スキームとルール</b>	<b>14</b>
4-1. 利活用スキーム	14
4-2. 手続きフロー	17
<b>5. 賑わい空間の維持管理方針と賑わいづくりの手法 について</b>	<b>18</b>
5-1. 賑わい空間の維持管理方針	18
5-2. 賑わいづくりの手法	19

# 1. 利活用戦略の狙い

## 1-1. 利活用戦略の背景と狙い

利活用戦略は、下記【背景】に示す空間再編を契機として、**四日市の賑わいづくりに関わる関係人口を増やしていきつつ、質の高い利活用を持続的に**行っていくことで、下記【4つの狙い】を達成するための戦略である

### 【背景】

- ・四日市市では、“ニワミチ”をキーワードに近鉄四日市駅周辺からJR四日市駅にかけての約1.6kmの区間で中央通りの再編を進めている
- ・バスタ四日市や中央通り公園が完成すると、中央通りは歩行者中心の空間へと大きく変貌する
- ・この空間制度（バスタ）やPark-PFI制度の運営には、コンセッションが導入され、歩行者利便増進道路制度の活用も想定されるなど、官民連携での賑わいづくりが進められていく

### 【4つの狙い】

#### 1. それぞれの空間活用の担い手が連携して取り組むまちのエリアブランディング

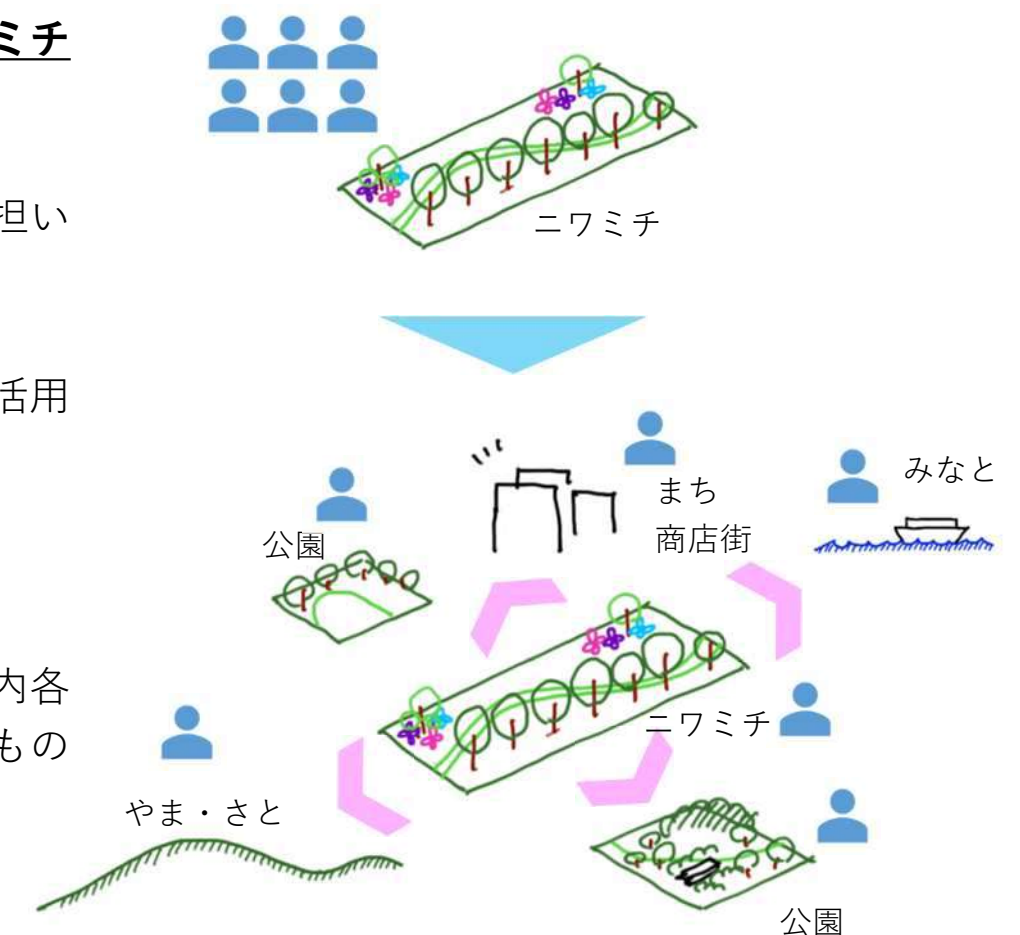
- ・ニワミチ空間の運営に民間活力の導入を図る仕組みが導入されることを踏まえ、それぞれの空間活用の担い手（官（国・市）・民（複数の事業者））間の連携を図る体制づくりの方針を示し、ニワミチ全体の一体的なマネジメントを実現しようとするもの
- ・ニワミチ空間の使い方の基本的な考えやルールを戦略として示すことで、それぞれの空間活用の担い手の取り組みの調和を図り、四日市のまちのエリアブランディング・価値向上を目指すもの
- ・利活用スキームやルール、望ましい活用シーンを示すことで、利活用のための手続きや多様な利活用方法への理解を深め、まちづくりに参加する気運醸成を図るもの

#### 2. ニワミチからまち、さと、みなとへのまちづくり・賑わいの波及

- ・都市機能や情報、交通の拠点となるニワミチ空間に官民連携まちづくり体制を整えることで、市内各所や広域エリアでのまちづくり活動を結ぶハブとなり賑わいを波及させていくことを狙いとするもの

#### 3. ニワミチをまちづくりの総合拠点化し、東海エリアにおける西の中核都市へ

- ・三重県の玄関口に相応しい一大交通拠点が整備され、道路空間やそこで行われるサービス全体を総合的にマネジメントするための拠点として、マネジメントの高度化・多様化を図り（リンク×ノード×マネジメント）、四日市市周辺北勢エリアや三重県と連携することで、東海エリアにおける西の中核都市としての役割を果たす



# 1. 利活用戦略の狙い

## 1-1. 利活用戦略の背景と狙い

【4つの狙い】

### 4. 更なる賑わいづくりに向けた商店街、沿道、周辺公共施設との連携

；既存まちづくり団体やイベント取り組み主体との連携による、中央通りを含むまち全体での賑わいづくりに取り組む

- ・大四日市まつりやジャズフェスティバルなど、四日市の市街地全体で同時多発的に実施されるイベントや空間活用を念頭に、既存まちづくり団体やイベント取り組み主体と連携することで、中央通りのオープンスペースの活用を促し、中央通りを含むまち全体での賑わいづくりに取り組む

；スマートシティサービスによる中央通りと商店街が連動した“まち育て”を推進

- ・空間を使いたい主体と空間を所有・管理する使ってほしい主体のマッチングを促進するスマートシティサービスを実装する
- ・中央通りのオープンスペース活用を“まち育て”の契機とし、様々な活動のトライアル（キッチンカーの出店や市民活動の披露の場等）でノウハウを蓄積しながら、商店街等沿道の空き地や空き店舗を活用した展開へつなげていく

；沿道の低層部の積極的な活用による沿道と道路が一体となった賑わいづくり

- ・沿道でのオープンテラス等の賑わいの創出や「利活用リザーブ空間」の設定による沿道店舗からののにじみ出しなど、沿道店舗や土地所有者の道路への積極的な関わり方を模索し、沿道低層部と道路が一体となった賑わいづくりに取り組む



著作権なし

ほこみち制度を活用した事例  
サンキタ通り（神戸市）

# 1. 利活用戦略の狙い

## 1-2. 利活用戦略の使い方

- ・賑わいづくり・利活用を通したまちづくりの狙いを見据えて、利活用戦略は、以下のPDCAサイクルを通して継続的に改善していく
- ・利活用戦略と景観形成戦略は、相互に連携した戦略とすることから、内容の更新にあたっては、必要に応じて連動した更新を行う

### 【①計画（PLAN）段階での運用方針】

#### 利活用計画の立案

- ・NYPは利活用戦略に沿って年間の利活用計画を策定する
- ・利活用計画の中には検証可能な評価指標を組み込む

### 【②実行（DO）段階での運用方針】

#### 利活用計画の実行

- ・計画に基づいて、実際に空間を利活用する
  - ・どのようなシーンが展開されているかを記録し、問題が発生した場合には、計画や戦略に捉われずに柔軟に対応する
- #### 様々な利活用主体との連携
- ・様々な「利活用主体」と連携し、プロジェクトを進める

### 【④改善（ACTION）段階での運用方針】

#### 改善点の検討と反映

- ・③での評価結果に基づいて、改善すべき点を検討する
- ・短期的、あるいは長期的な改善点を、次回計画や利活用戦略そのものにフィードバックする
- ・継続的なPDCAサイクルにより、まちづくりの取り組みを継続的に改善していく（利活用戦略）

### 【③評価（CHECK）段階での運用方針】

#### 実行結果や戦略そのものの評価

- ・実行結果の記録を作成する
- ・評価指標に基づいて「3つの戦略」の達成度合いを検証



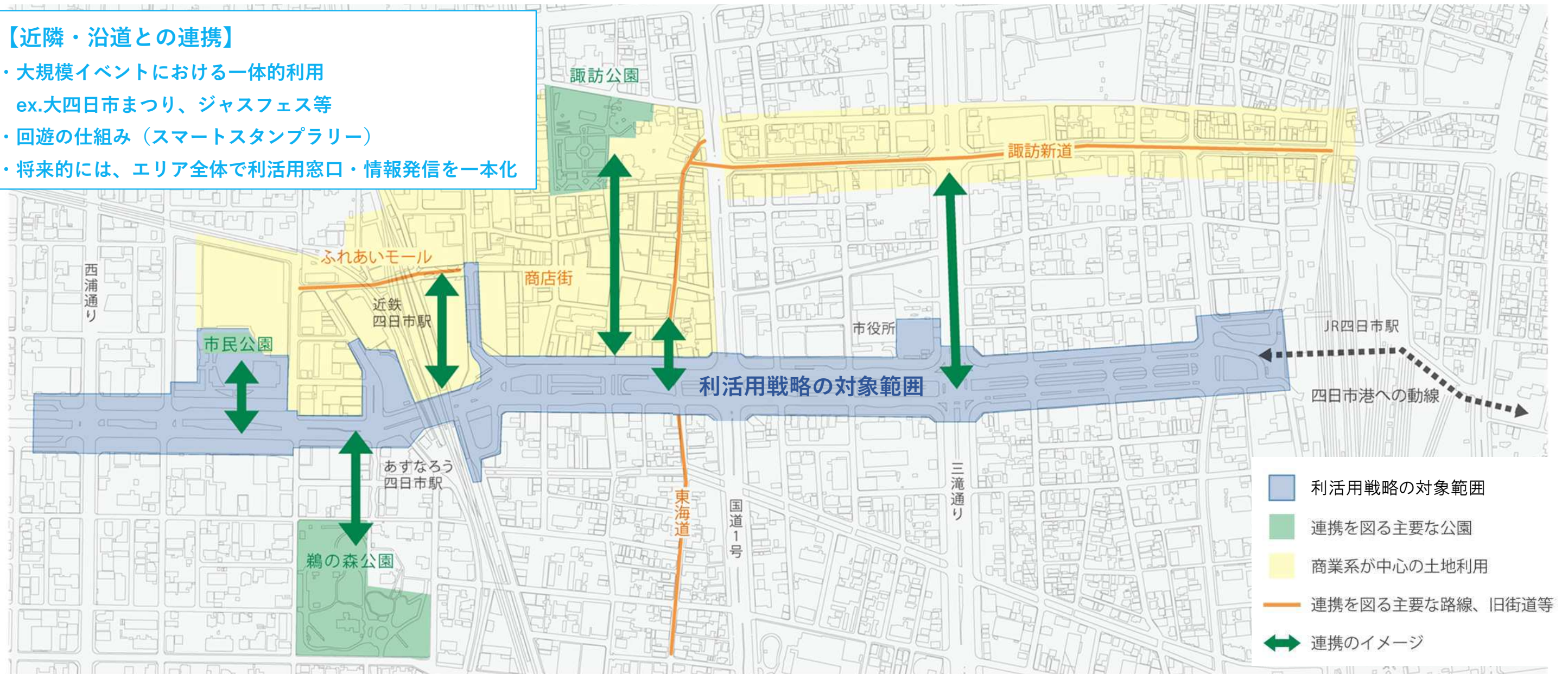
# 1. 利活用戦略の狙い

## 1-3. 対象範囲

- ・利活用戦略の内、空間活用の担い手（官（国・市）・民（複数の事業者））間の連携を図る体制づくりの方針は、**商店街や公園でのまちづくり活動との連携も含めたものとする**

### 【近隣・沿道との連携】

- ・大規模イベントにおける一体的利用  
ex.大四日市まつり、ジャスフェス等
- ・回遊の仕組み（スマートスタンプラリー）
- ・将来的には、エリア全体で利活用窓口・情報発信を一本化



四日市の茶畑



臨海部の産業集積



グラフィック作成時に修正予定

### 【広域エリアとの連携】

- ・ニワミチ空間でのイベントや活動の情報発信および誘致
- ・ニワミチ空間周辺への企業誘致

### 【“まち・さと・みなと”との連携】

- ・まち・さと・みなとのイベント・観光情報を発信
- ・まち・さと・みなとのショーケース的役割を果たす（茶畑など）

## 2. 利活用の体制

### 2-1. ニワミチ全体の一体的なマネジメントを実現するまちづくり主体

- ・利活用戦略の狙いから整理される、まちづくり主体に求められる役割は以下のとおり

#### 【利活用戦略の狙い】

<それぞれの空間活用の担い手が連携して取り組む  
まちのエリアブランディング>

<ニワミチからまち・さと・みなとへの  
まちづくり・賑わいの波及>

#### 【狙いを達成するために必要な事項】

- ・ 官民の境界を越え、各主体を繋ぐまちづくり主体の必要性
- ・ ニワミチではコンセッション制度やP-PFI制度など各種の官民連携制度が活用されるため、各運営主体間の連携を調整
- ・ 公共的な空間利用をマネジメントするなど、まちづくりを下支えするスマートシティへの取り組みを促進
- ・ まちづくり拠点（まちづくり方針を議論する場や利活用全般に係る相談窓口機能を想定）の設置とその管理運営、利活用のための備品を保管する倉庫等の管理運営

- ・ 四日市の中心市街地だけでなく、まち・さと・みなとの観光情報の発信
- ・ 観光地への交通情報の案内
- ・ まち・さと・みなとのイベント連携
- ・ 市外や県外を含めた広域エリアとの連携や情報発信

#### 【まちづくり主体に求められる役割】

1 「公共空間利用調整・エリアマネジメント促進機能」

2 「観光情報発信機能」

3 「スマートシティ実装化機能」

## 2. 利活用の体制

### 2-2. 体制

・まちづくり主体に求められる以下の機能を担う (仮) ニワミチよっかいちまちづくりパートナーズ (以下、NYP) を設置し、官民連携でニワミチの一体的なマネジメントを行う

※商業・観光・情報に係る政策を担い公共施設の管理者としての役割を担う四日市市が、ニワミチに関わるそれぞれの主体間の調整の場として設置市の関連部局に加え、これまでのまちづくり活動や商店街との連携、バスタ四日市の運営等を踏まえ、既存のまちづくり団体が参画

#### 1

公共空間利用調整・  
エリアマネジメント  
促進機能

1-1：公共空間利活用促進・調整業務

1-2：まちづくり主体間連絡調整業務

1-3：まちなかスペースの利活用支援業務

#### 2

観光情報発信機能

2-1：観光情報発信業務

2-2：公共空間活用を含む、中心市街地の観光振興・プロモーション業務

#### 3

スマートシティ  
実装化機能

3-1：公共空間での取得データの情報管理業務

3-2：各種データの編集・発信業務

#### 【従来型の利活用体制】

- ・主体間の調整役が不在のため、ニワミチの一体的なマネジメントや利活用が困難
- ・特定の利活用窓口がなく、利活用時のルールの周知や調整が困難
- ・各々の主体がそれぞれの利益を追求するため、まちの活性化を目的とした利活用が困難

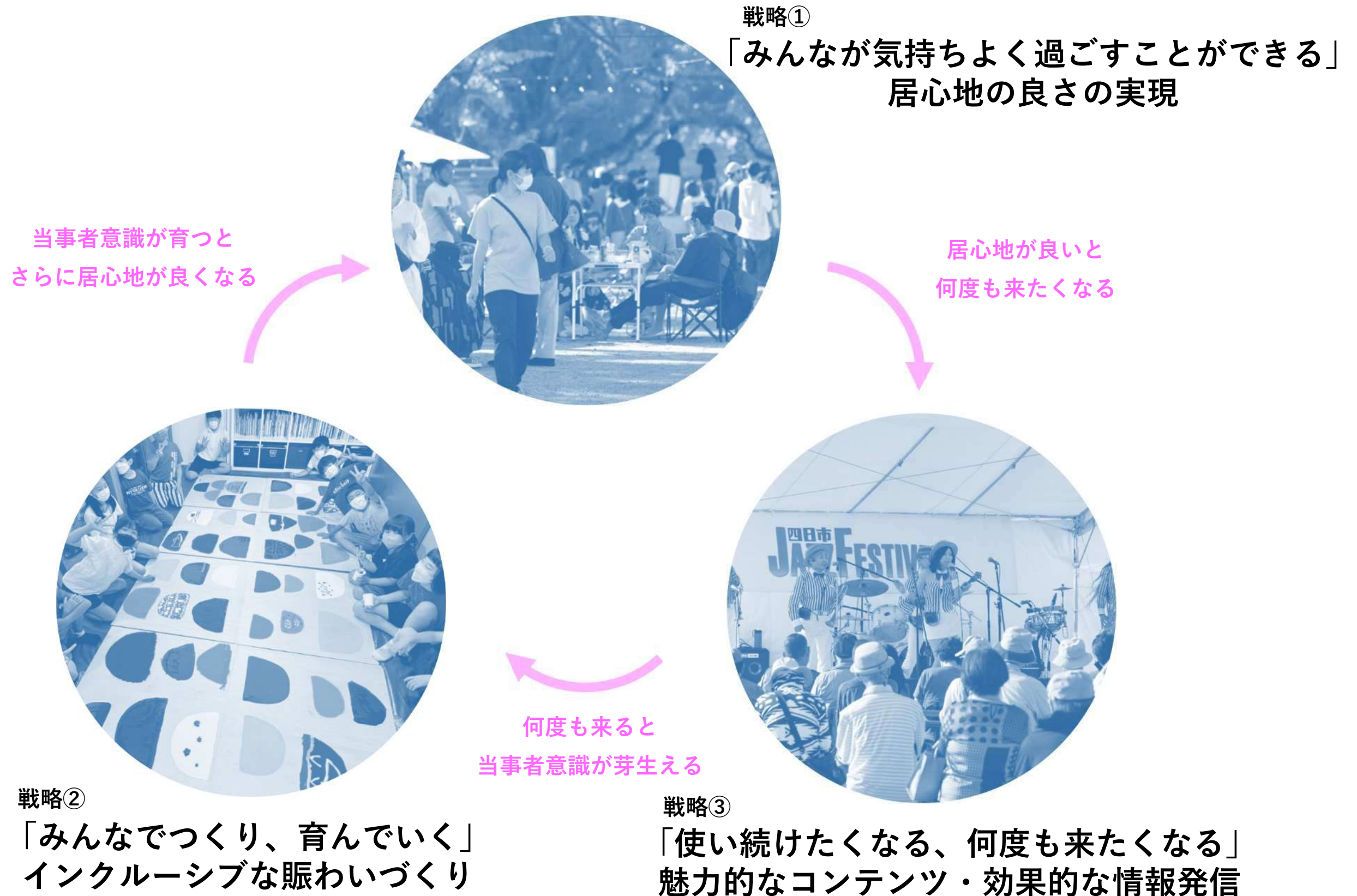
#### 【NYPの設置による利活用体制】

- ・NYPが主体間の連絡調整役になることで、官民連携でのニワミチの一体的なマネジメントや利活用が可能となる
- ・NYPが窓口機能となり、利活用に関する情報発信やマナー啓発、イベント時の来場者のアクセス方法・誘導等の実施・調整が可能となる
- ・NYPが、特定の主体の利益ではなく公益を追求し、まちづくりに資する利活用を前提とした調整を行うことで、四日市のまち全体の活性化につながる

## 3. 利活用の基本的な考え方

### 3-1. 利活用における3つの戦略

- ・中央通りの賑わいづくりでは、その運営に関わる多主体が協働し、中央通りへの関係人口を増やしなが、質の高い利活用を持続的にっていく必要がある
- ・ここでは、多様な主体の円滑な連携を促すために、“ニワミチ”で求められる利活用の方向性を3つの戦略として示す



# 3. 利活用の基本的な考え方

## 3-1. 利活用における3つの戦略

【利活用戦略と景観形成戦略の関連】

戦略①

「みんなが気持ちよく過ごすことができる」  
居心地の良さの実現



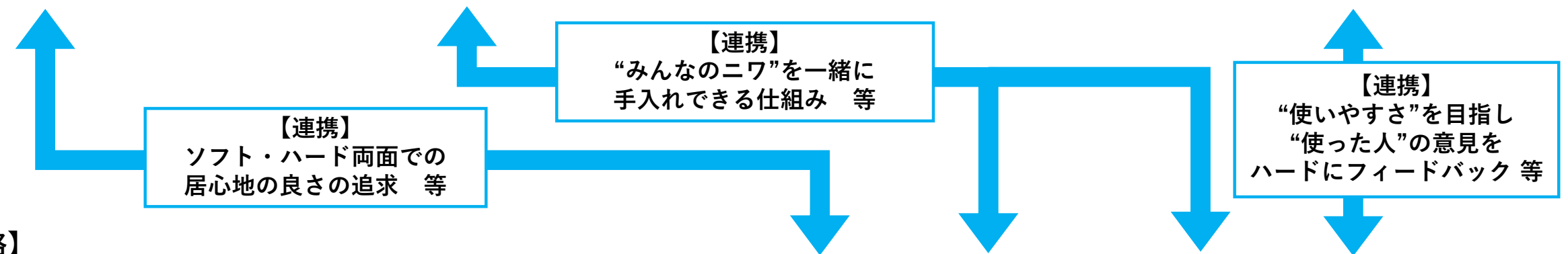
戦略②

「みんなでつくり、育んでいく」  
インクルーシブな賑わいづくり



戦略③

「使い続けたいくなる、何度も来たいくなる」  
魅力的なコンテンツ・効果的な情報発信



【景観形成における5つの戦略】

戦略①

統一感・連続性による  
都市軸の演出

戦略②

回遊を促す  
心地よいアイレベル  
での変化

戦略③

四日市の顔にふさわしい  
高質な設えと  
四日市らしさの表現

戦略④

豊かで多様な  
緑の設えによる  
居心地の良い空間づくり

戦略⑤

官民一体の賑わい  
を演出する  
使いやすい空間づくり

# 3. 利活用の基本的な考え方

## 3-2. 戦略①「みんなが気持ちよく過ごすことができる」居心地の良さの実現

・居心地の良さの実現に向けて、ハード的な空間づくりに加え、下記についての取り組みを行う

### ①「自分の好きなように自由に使う」を促す

；「使い方」イメージを具体化・共有→「望ましい活用のシーン」の発信

- ・多様なアクティビティを受け入れる場とすることで、自分の使い方を見つけることができ、居心地の良さ向上が期待できる
- ・さらに、自分に合った使い方を見つけやすくするために、今後、具体的な利活用の取り組みを通じて、中央通りの空間や公園での「このような使い方が良い！」という事例を「望ましい活用のシーン」として利活用戦略に追加する（右記参照）

### ②みんなが使うことを意識し、それぞれが気持ちよく過ごすために「利活用マナーの向上」を促す

- ・イベント実施時は、イベントの音量・音色に配慮する ※今後実際の運用を通じてルールを見直し予定
- ・飲酒する場合は、法令を遵守しつつ、周囲に配慮して楽しむ
- ・花火、焚火（BBQ等）については、管理者の定める場所やルールに従って行う
- ※都市公園法施工令第18条；公園管理者が指定した場所以外の場所で焚火をすることは禁止
- ・イベント会場等への来場方法について、イベント告知時に公共交通の利用を推奨するなど、会場までのアクセスにおいて危険や混雑等のおきない快適なイベント実施を行う
- ・スマートシティサービスによって、空き駐車場の状況についての周知を行う

> マナー向上を促すサイン・表示



- ・通常の禁止サインではなく、キャッチコピーとアイコンといった表示でマナー向上を促す
- ・禁止ではなく、呼びかけ的なコピーを用いる

### 望ましい活用のシーン



- ▶そぞろ歩きしながらふらっと入れるお店で楽しめる
- ▶地域色ある品がセレクトされ「まちの顔」を体感できる
- ▶道・広場・店舗の区別なく豊かな滞留体験を得られる
- ▶子どもが楽しみ親も安心して時間を忘れられる場がある
- ▶いつもきれいな場が保たれることでマナーが伝播する

#そぞろ歩き #セレクトショップ #まちの顔  
#シビックプライド #オープンカフェ  
#こどもの遊び場 #過ごす場を選べる自由度

> 望ましい活用のシーンの構成

イメージスケッチ/写真

ユーザー体験を示す文

キーワード

## 3. 利活用の基本的な考え方

### 3-3. 戦略②「みんなでつくり、育んでいく」インクルーシブな賑わいづくり

・市民の関わるきっかけや関わりしろをつくり、当事者意識を醸成する下記の取り組みを行う

#### ①「みんなが使いたくなる」ための情報発信

；実際に使った実績をアーカイブ化し、発信

・イベント利用者等の使用時の状況写真や使用後の感想をアーカイブ化し発信していく

；スマート機器による場所情報の発信

・AIカメラや環境センサーにより取得する歩行者交通量や温度等の環境情報を公開し、使いたい人が場所の情報を入手できるようにする

#### ②“ニワミチ”に対する当事者意識を育む体制・仕組みづくり

；多様な主体の“手入れ”を受け入れる体制・システムづくり

・自分たちが“ニワ”を自ら手入れするなど、市民活動の場としていき、場に対する愛着を育むことをめざす

・緑の維持管理等について、官民協働で育てていく仕組み・体制づくりを目指す

#### ③「市民の日常生活の憩いの場」を意識した利活用マネジメント

；オープンスペースでの利便性や快適性を向上するアクティビティを受け入れる

・収益事業に限らず、市民の日常生活の憩いの場として、多様なアクティビティを受け入れる空間となることをめざす

・多様な地元の事業者が出店できる“いち”のようなイベントを実施し、使う人の門戸を広げつつ、市民との距離感を縮める



> “はじまりのいち”社会実験 2022 での活用の様子  
 ・社会実験では59の事業者が出店し、12のイベントが開催された  
 ・休祝日の歩行者交通量は2～10倍となった  
 ・一方、一部の利用者のマナーの問題も顕在化した



> 市民みんなで楽しむ参加型グリーンプロジェクト GREEN COMMONS  
 ・神戸市東遊園地内の「学びの庭」で市民ガーデナーを育成するプログラムなどが2022年から実施されている

# 3. 利活用の基本的な考え方

## 3-4. 戦略③「使い続けたくなる、何度も来たくなる」 魅力的なコンテンツ・効果的な情報発信

・ニワミチのファンを増やし、使い続けてもらうために下記の取り組みを行う

### ①「興味を持ってもらう」ための質の高い情報発信

；「四日市の魅力を知る・感じる」ディレクションができるデザイン人材との積極的協働による魅力的なコンテンツによる情報発信

・NYP内の四日市の魅力をディレクションできる人材、デザインの専門性を有するデザイン人材と積極的に協働し、魅力向上をはかり、利用者数拡大を目指す

### ②「多様な過ごし方の幅」を知ってもらうための情報発信

；タイムリーな情報発信

・スマートシティポータルサイトやデジタルサイネージなどで中央通りで行われているイベント等のタイムリーな情報を掲示する

※SNSの活用については今後要検討

### ③「日々の変化を感じる」利活用マネジメント

；市民が日常と非日常を体験できるように積極的な“いち”やイベントの運営

・何度も来たくなるためには、季節・日時の変化を効果的に演出するのが望ましい

・そのため、積極的に“いち”やイベントの運営を行う

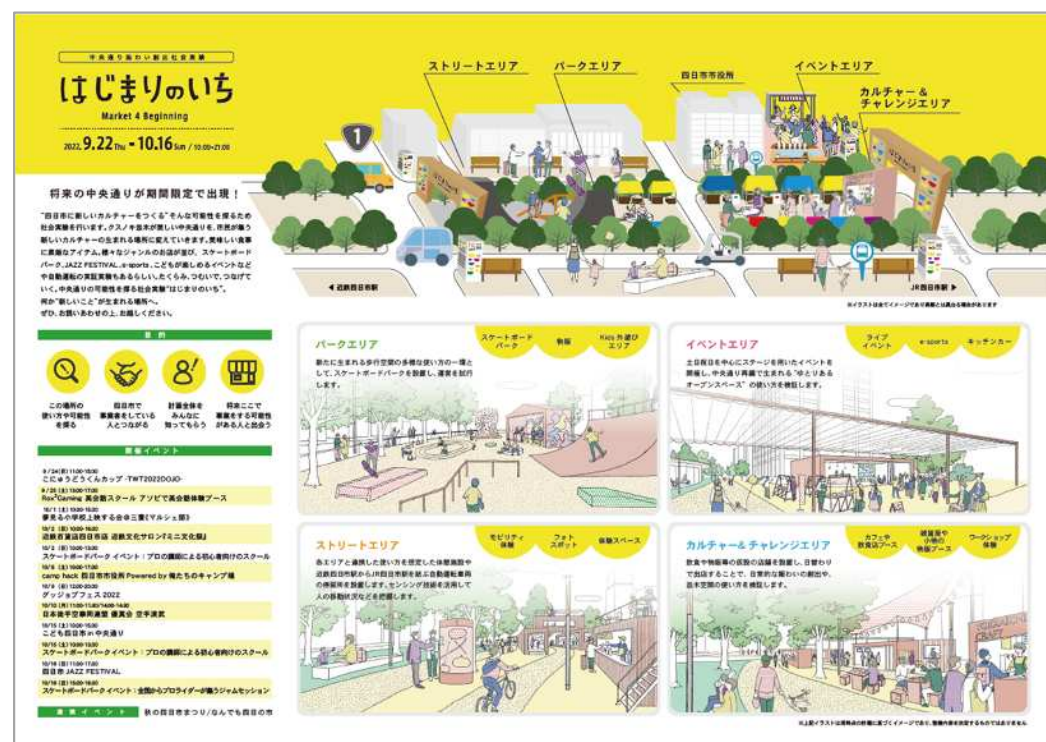
> 社会実験時の広報、SNSでの発信

・広報に関しては、デザイナーと協働してビジュアルのトータルディレクションを行った

・Instagram, X (当時Twitter), Facebookでタイムリーな情報発信を行った (のべフォロワー2300人程度)



> 経済産業省発行 インタウンデザイナー活用ガイド  
・2023.3に発行された地域の課題解決にデザイナーの力を積極的に有効活用することを薦めている

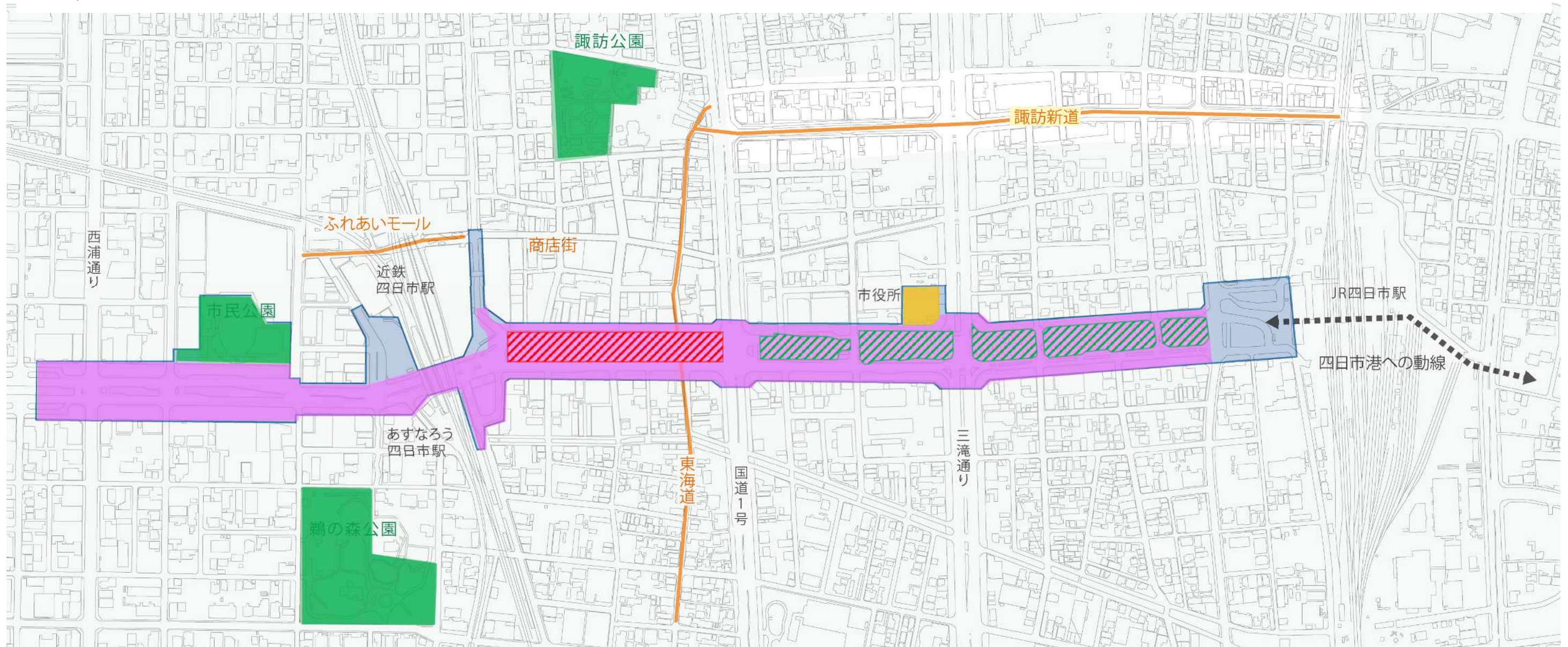


# 4. 利活用スキームとルール

## 4-1. 利活用スキーム

### 【前提条件】

- 対象範囲には、道路・公園・道路と公園の兼用工作物が含まれるが、これらの特性に合わせ、下記の利活用制度を活用し、官民連携で賑わいづくりを行っていく



- (  基本計画の対象範囲)
- 道路 ; 四日市市管理・歩行者利便増進道路（ほこみち）の活用を想定
- 道路・都市公園兼用工作物（中央通り公園） ; 四日市市管理、Park-PFI制度の活用、将来的に公園施設設置管理協定、指定管理者制度等の活用も視野
- 道路、バスタ事業エリア（国直轄事業） ; 国交省管理、コンセッション制度による運営
- 公有地（市役所所有） ; 四日市市管理
- 都市公園 ; 四日市市管理、将来的には公園施設設置管理協定、指定管理者制度等の活用も視野

## 4. 利活用スキームとルール

15

### 4-1. 利活用スキーム

- ・ NYPが利活用マネジメントの中心を担うが、各活用制度により想定している利活用の方針と主体について下記に示す

**道路** ; 四日市市管理・歩行者利便増進道路（ほこみち）の活用を想定

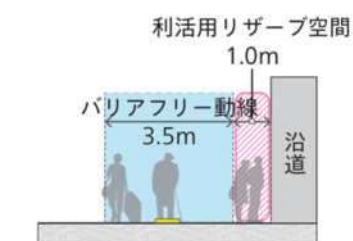
#### 【方針】

- ・ 利活用リザーブ空間を軸に沿道敷地所有者による地先活用を促すことで、多様な主体がまちに関わることを目指す
- ・ 植栽維持管理については、“ニワ”を市民活動の場としていくことを目指す

#### 【利活用主体（想定）】

- ・ 沿道地権者、テナント、まちづくり組織等

「利活用リザーブ空間」の設定



「利活用リザーブ空間」の使い方イメージ

**都市公園（中央通り公園）** ; 四日市市管理、Park-PFI制度の活用、将来的には公園施設設置管理協定、指定管理者制度等の活用も視野

#### 【方針】

- ・ “ニワミチよっかいち”中央通り基本計画に記載されている「各オープンスペースにおける利活用の考え方」「災害時の使われ方」の記載事項に基づいた使われ方を目指す
- ・ 公共空間については、NYPによる賑わい創出を目指す

#### 【利活用主体（想定）】

- ・ 民間事業者（公募により選定予定）
- ・ 指定管理者（窓口）

**道路、バスタ事業エリア（国直轄事業）** ; 国交省管理、コンセッション制度による運営

#### 【方針】

- ・ “ニワミチよっかいち”中央通り基本計画に記載されている「各オープンスペースにおける利活用の考え方」「災害時の使われ方」の記載事項に基づいた使われ方を目指す

#### 【利活用主体（想定）】

- ・ 民間事業者（バスタ四日市パートナーズ 代表；ディア四日市）

## 4. 利活用スキームとルール

16

### 4-1. 利活用スキーム

- ・ NYPが利活用マネージメントの中心を担うが、各活用制度により想定している利活用の方針と主体について下記に示す

#### 公有地（市役所所有）

；四日市市管理

##### 【方針】

- ・ 周辺イベントと連携した活用を行う

##### 【利活用主体（想定）】

- ・ まちづくり組織、イベント主催者等

#### 都市公園

；四日市市管理・将来的には公園施設設置管理協定、指定管理者制度等の活用も視野

##### 【方針】

- ・ 市民公園については、既存の賑わいづくりの取り組み（イベント等）を推進する
- ・ 諏訪公園については、エリアマネジメントの動きと連携しつつ、既存の賑わいづくりの取り組み（イベント等）を推進する
- ・ 鶉の森公園については、イベント開催による賑わいづくりではなく、日常の居心地の良さを重視した活用を行っていく

##### 【利活用主体（想定）】

- ・ まちづくり組織、イベント主催者等

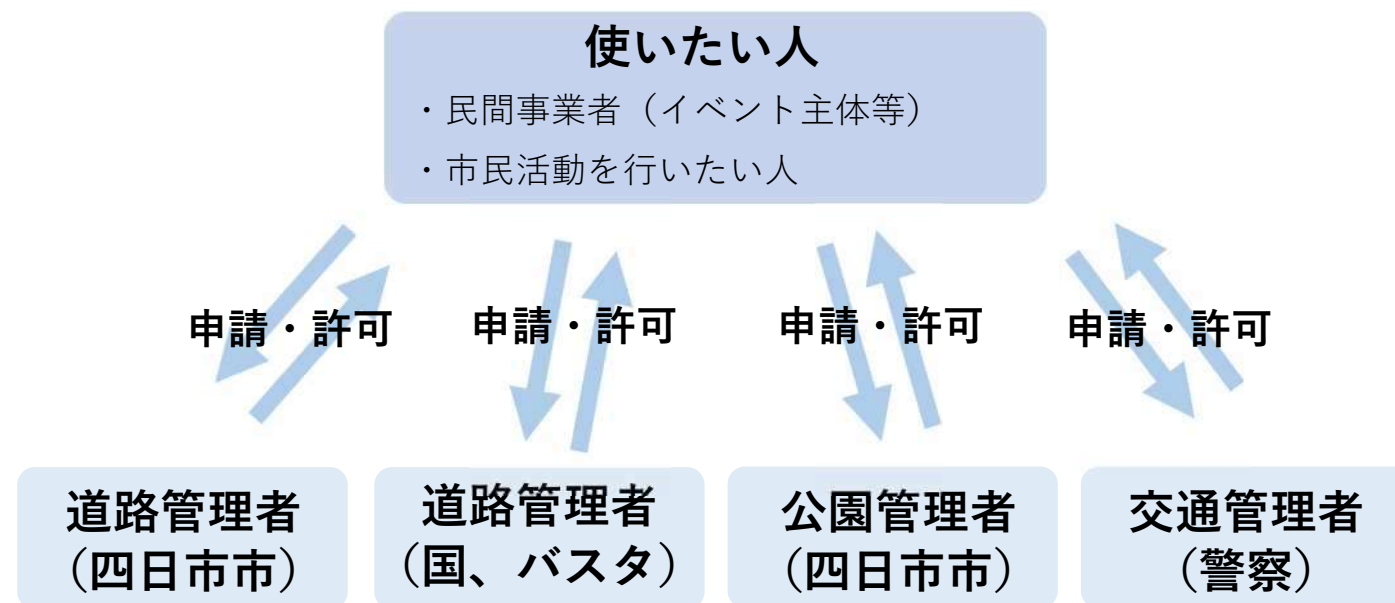
## 4. 利活用スキームとルール

### 4-2. 手続きフロー

- ・対象エリアでは、空間利用に際しての手続きが多岐に渡ることが使いたい人にとって少なからずハードルになっている
- ・利活用を促進するため、(仮)ニワミチよっかいちまちづくりパートナーズが一括して相談窓口の機能を担うことで、手続きの円滑化を図る

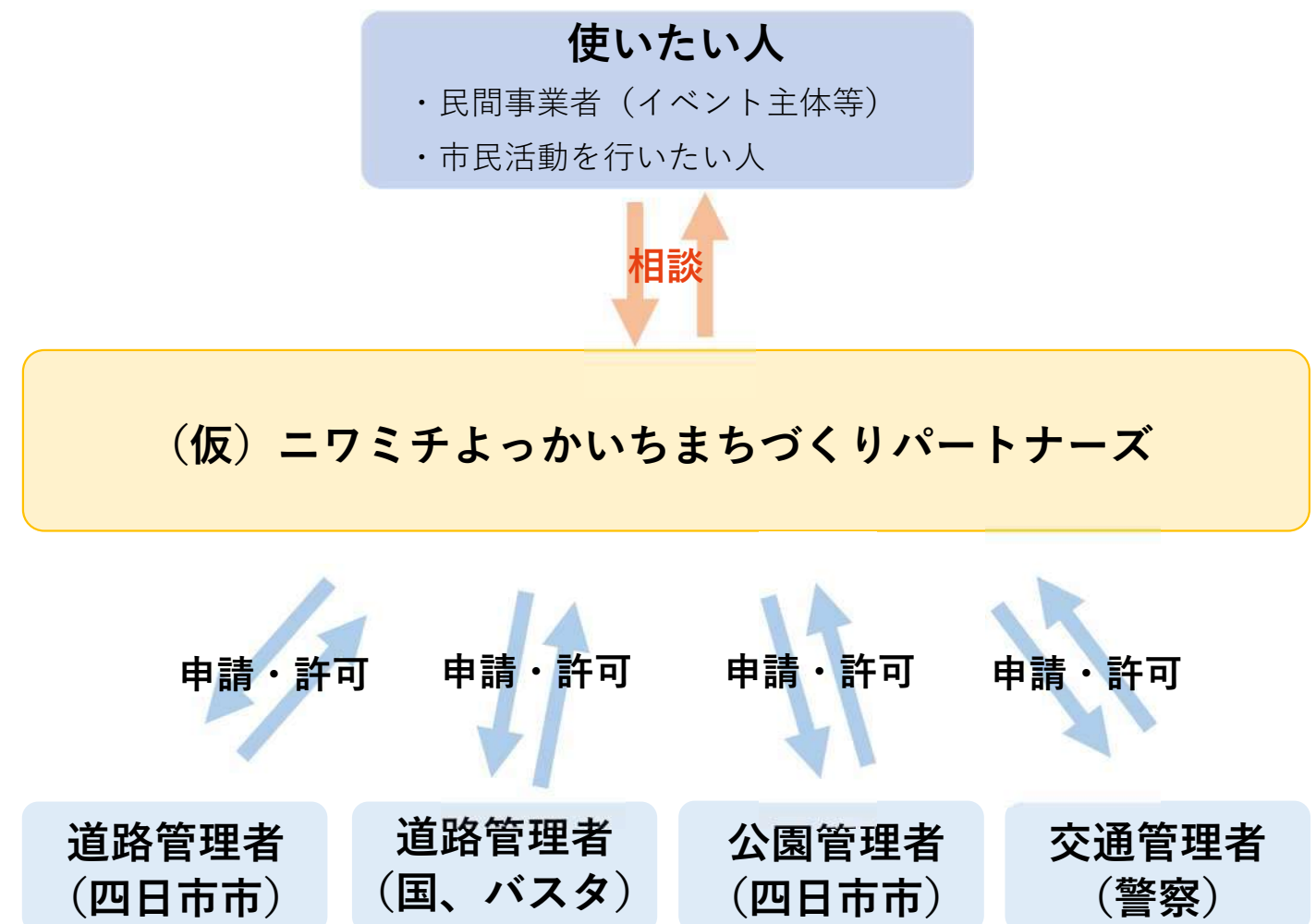
#### <従来の手続き>

- ・場所によって、必要な手続きの申請種別・申請先が異なる
- ・エリアをまたいでの活用の手続きが極めて煩雑となる



#### <ニワミチにおける手続き (将来像)>

- ・まちづくり組織 (仮)ニワミチよっかいちまちづくりパートナーズが一括した相談窓口となり、使いたい人の手続きを円滑化
- ・NYPが中央通り全体のコーディネーターとしての役割を担う



## 5. 賑わい空間の維持管理方針と賑わいづくりの手法について

18

### 5-1. 賑わい空間の維持管理方針

- ・ここでは、賑わい空間の維持管理方針について、「①体制や仕組みづくり」「②日常的なメンテナンス（点検や清掃等）」の2つの観点に分けて、考え方と方針を示す

#### 【①体制・仕組みづくり】

##### ①-1 市民参加型かつ能動的な維持管理の仕組みづくり

- ・ニワについては、従来の官主導の維持管理だけでなく、市民参加型で能動的な維持管理を行う

ex)市民ガーデナーの育成・市民参加型ボランティアガーデン 等



市民参加型花壇管理プロジェクト  
「Green Commons」(神戸市)

##### ①-2 景観を維持・保全していくための維持管理体制の構築

- ・公共空間管理者（行政）、公共空間内施設運営事業者（民間）、沿道（建築物）管理者（沿道地権者・事業者等）が連携できる維持管理体制を構築する

#### 【②日常的なメンテナンス（点検や清掃等）】

##### ②-1 官民連携によるきめ細やかな点検と維持管理

- ・ニワの使用者の当事者意識の醸成と維持管理の実施
- ・ストリートファニチャーや舗装、植栽等、日常時の点検を行政と沿道地権者の連携によって丁寧に行い、きめ細やかな清掃・補修につなげる  
ex) 沿道地権者との維持管理協定、ほこみち制度の活用、アダプト・プログラムの導入 等

##### ②-2 高質な空間の維持管理のための財源確保方策の検討

- ・木材（ベンチ・ウッドデッキ等）の維持管理など、整備後のグレードを維持するための財源確保方策の検討を行う
- ・将来的に、沿線受益者から還元させるような仕組みづくりを検討し、持続性確保につなげていく  
ex) 用途を明示した寄付金制度の活用（“ニワミチ基金”）等

## 5. 賑わい空間の維持管理方針と賑わいづくりの手法について

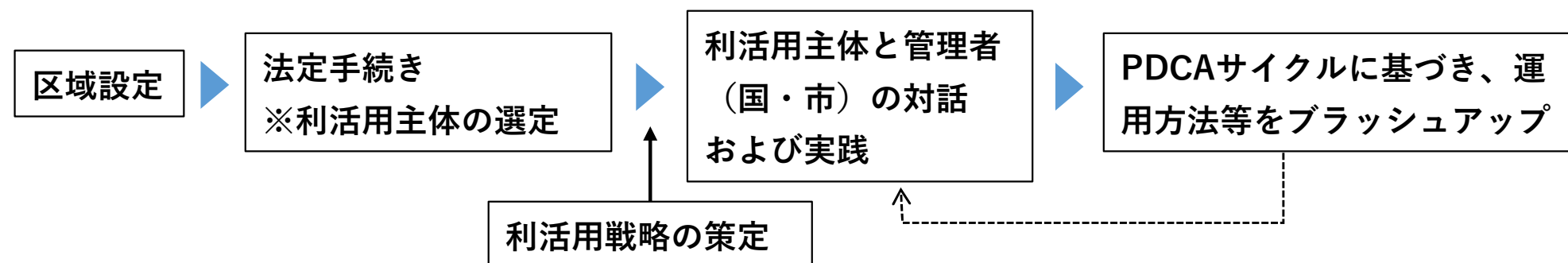
19

### 5-2. 賑わいづくりの手法

- ・多様な主体がまちに関わるためには、官民の役割分担や各種官民連携の諸制度を活用していく必要がある
- ・ここでは、賑わいづくりの手法として、「賑わいづくり・空間活用に向けたプロセス」および現時点で区域が明確になっていない道路上の「活用想定エリア」について示す
- ・また、道路上の「利活用想定エリア」については、p.21以降に必要な手続きフローについても示す
- ・バスターエリア内については、バスターミナル運営事業を行う「バスタ四日市パートナーズ」を主体として賑わいづくりを行い、バスターエリア以外のエリアについては、NYPを主体として賑わいづくりを行う

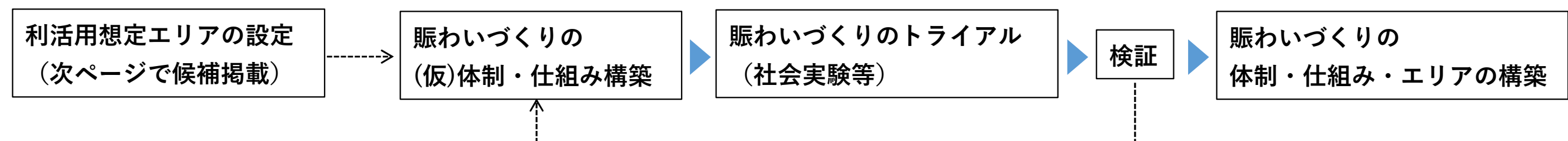
#### <賑わいづくり・空間活用に向けたプロセス>

##### ①バスターエリア（コンセッション制度を活用）および中央通り公園エリア（P-PFI制度を活用）について



- ・区域が設定されているバスターエリア（コンセッション制度を活用）、中央通り公園エリア（P-PFI制度を活用）については、利活用主体が比較的明確になることから、本戦略の記載内容をベースとして四日市市と利活用主体で対話を進めつつ賑わいづくりを進めていく

##### ②バスターエリア（コンセッション制度を活用）および中央通り公園エリア（P-PFI制度を活用）以外のエリア（「利活用想定エリア」）について

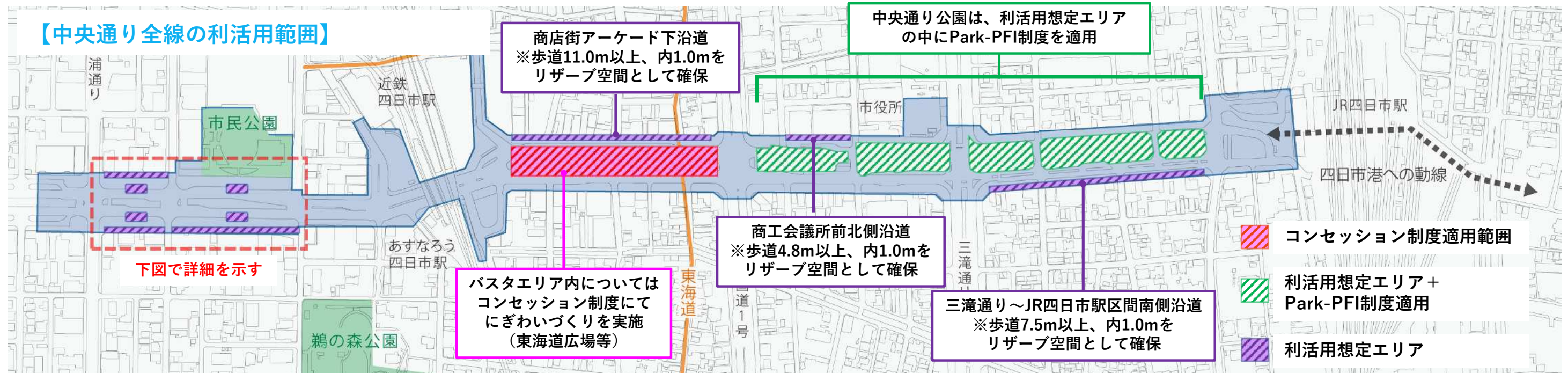


- ・コンセッション制度適用範囲とPark-PFI事業範囲を除く、歩道上の利活用想定エリアにおいては、今後、社会実験などを実施し、実現可能性を調査しつつ、賑わいづくりを進めていく
- ・場合に応じて、利活用社会実験等を通じて、利活用想定エリアの精査を行い、沿道地権者等の意向も踏まえ、賑わいづくりを図るエリアを決定していく

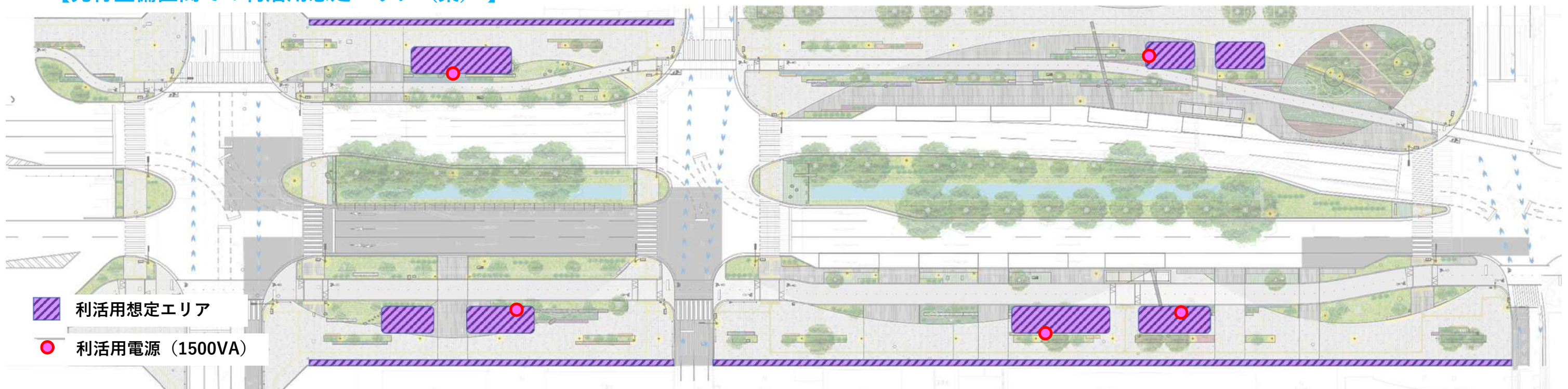
# 5. 賑わい空間の維持管理方針と賑わいづくりの手法について

## 5-2. 賑わいづくりの手法

- ・中央通り全線において利活用を行う範囲を「コンセッション制度適用範囲」「P-PFI制度適用範囲」「利活用想定エリア」に分けて下記に示す
- ※利活用想定エリアについては前頁記載のプロセスの通り、エリアが変更となった場合は、本戦略の追記修正を適宜行う



## 【先行整備区間での利活用想定エリア (案)】



# 5. 賑わい空間の維持管理方針と賑わいづくりの手法について

## 5-2. 賑わいづくりの手法

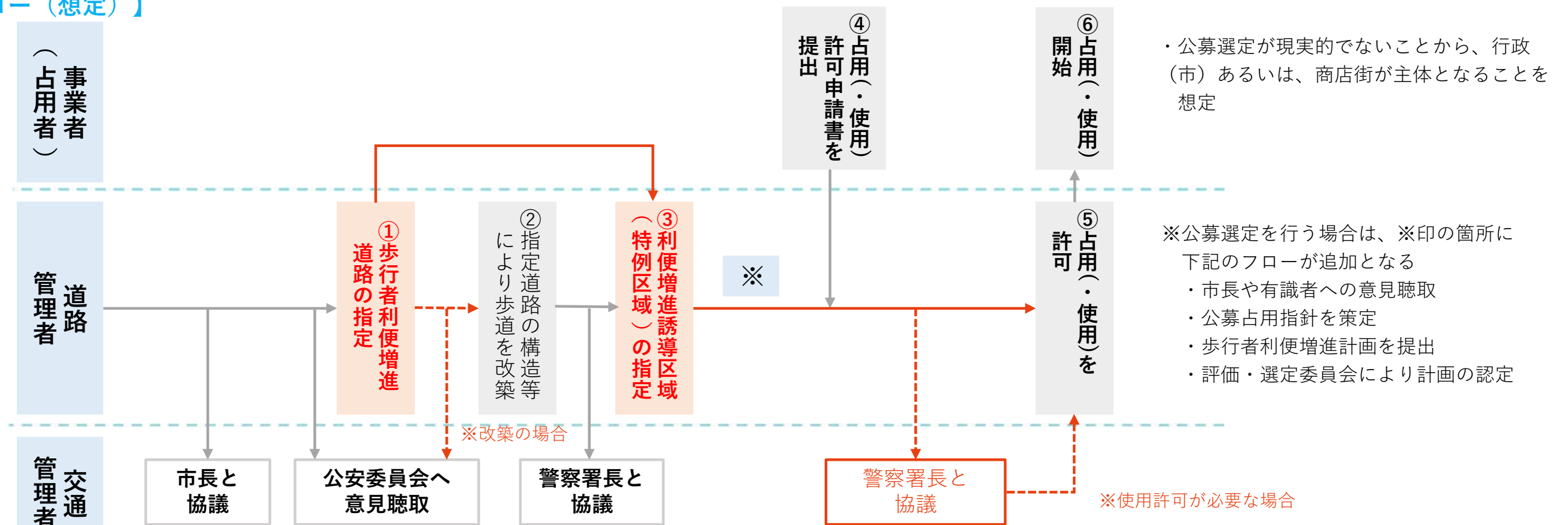
官民連携の賑わいづくりに向けて、空間利用を促進するために活用が想定される制度を以下に示す

### ①歩行者利便増進道路（ほこみち）指定制度

#### 【制度概要】

歩行者利便増進道路の指定は、道路管理者が歩行者利便増進道路（ほこみち）を指定し、利便増進誘導区域（特例区域）によってオープンカフェや露店等の道路占用許可基準を緩和する制度である。民間事業者による歩行者施設の整備等を認めるため、占用特例制度と公募占用制度を設け、占用者を公募で選定した場合、通常5年の占用期間が20年となる。

#### 【手続きフロー（想定）】



#### (1) 歩行者利便増進道路と利便増進誘導区域（特例区域）の指定

市長との協議、公安委員会への意見聴取を経て道路を指定する。指定道路の歩道を改築する場合は、再度公安委員会へ意見聴取を行う。また警察署長との協議を実施し、指定道路内に利便増進道路誘導区域（特例区域）を指定する。

#### (4) 道路占用（・使用）許可

事業者は道路管理者へ占用許可申請書と使用許可申請書を提出後、道路管理者により占用を、警察署長により使用を許可される。

【参考】 泉山墨威ほか（2023）パブリックスペース活用事典 図解 公共空間を使いこなすための制度とルール

# 5. 賑わい空間の維持管理方針と賑わいづくりの手法について

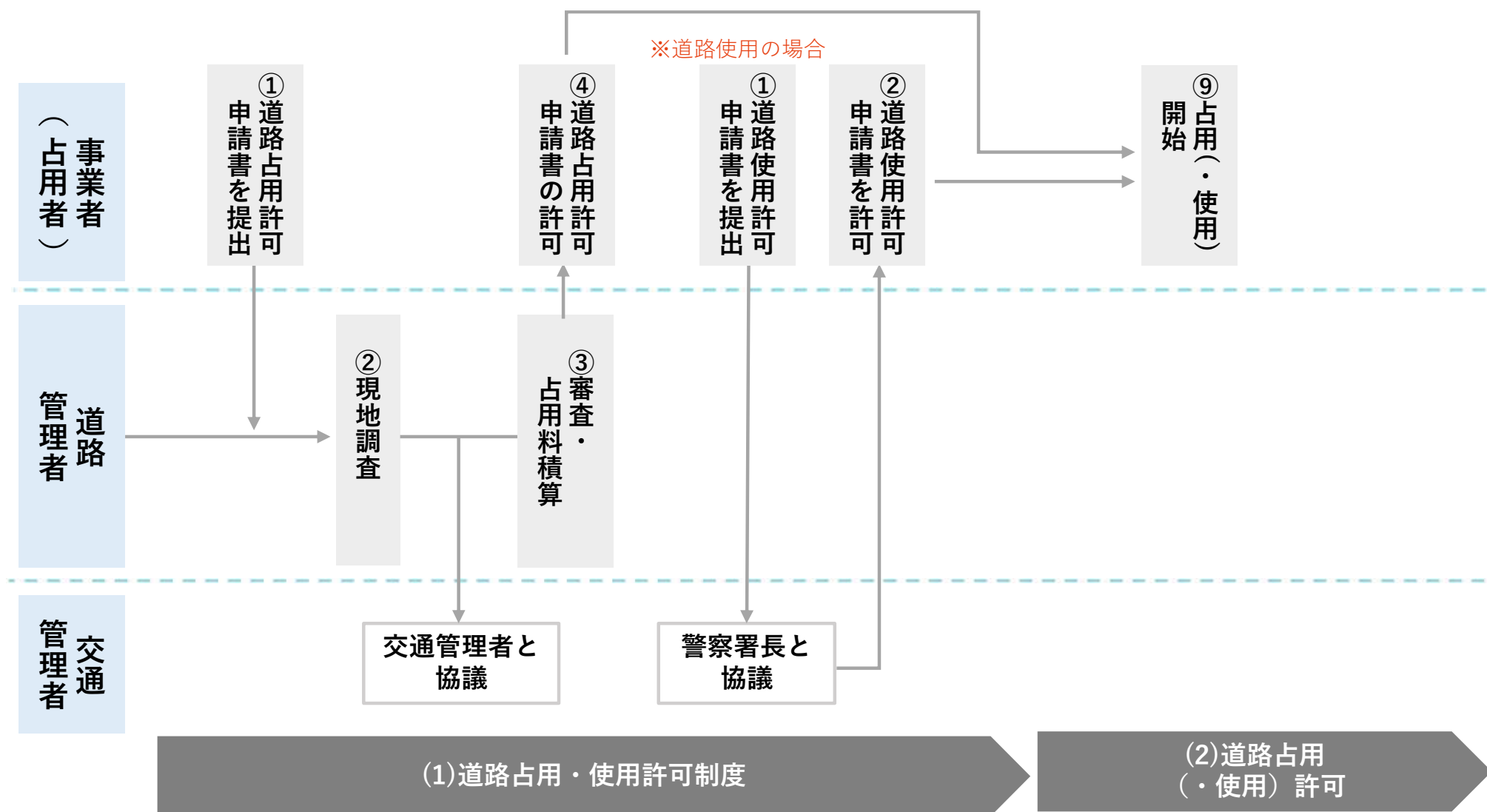
## 5-2. 賑わいづくりの手法

### ②道路占用許可制度

#### 【制度概要】

道路占用許可制度は、道路上に一定の施設を設置し、道路を独占的・継続的に使用する「道路占用」に対する許可制度で、道路管理者の許可を受ける必要がある。許可を受けられる占有期間は、公益企業であれば10年、その他の一般許可では5年が期限となっており、占有にあたっては占有料の支払いが必要となる。

#### 【手続きフロー】



**(1)道路占有・使用許可制度**  
 道路占有では、道路管理者への道路占有許可申請を行い、現地調査等を実施の上、審査、占有料積算を行い、道路占有が許可される。道路交通法に基づく道路使用の場合、交通管理者へ道路使用許可の提出が必要。

**(2)道路占有（・使用）許可**  
 事業者は道路管理者へ占有許可申請書と使用許可申請書を提出後、道路管理者により占有を許可される。